

# 経営強化計画

(金融機能の強化のための特別措置に関する法律附則第8条第1項)

平成23年12月

**七十七銀行**

## 目 次

はじめに	1
1. 経営強化計画の実施期間	2
2. 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当該震災特例金融機関等が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策	2
(1) 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当該震災特例金融機関等が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資するための方策	2
A. 宮城県の経済情勢および東日本大震災の影響	2
B. 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当該震災特例金融機関等が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資するための基本的な取組姿勢	5
C. 震災の影響を踏まえた今後の取組み（震災からの復旧・復興に向けた取組姿勢）	6
(2) 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策	7
A. 中小規模の事業者に対する信用供与の実施体制の整備のための方策	7
B. 担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方策	1 5
(3) 被災者への信用供与の状況及び被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策	1 7
A. 被災者への信用供与の状況	1 7
B. 被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策	2 9
(4) その他主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策	4 4
A. 創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための方策	4 4
B. 経営に関する相談その他の取引先の企業（個人事業者を含む。）に対する支援に係る機能の強化のための方策	4 6
C. 早期の事業再生に資する方策	4 7
D. 事業の承継に対する支援に係る機能の強化のための方策	4 8
3. 協定銀行による株式等の引受け等に係る事項	4 9
(1) 協定銀行（整理回収機構）より借入れを求める金額および内容	4 9
(2) 金額の算定根拠および当該資金の活用方針	5 1
4. 収益の見通し	5 2
(1) 平成 23 年 9 月期決算の概要	5 2
(2) 収益の見通しの概要	5 3
5. 剰余金の処分の方針	5 4
6. 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策	5 5
(1) 経営管理に係る体制および今後の方針	5 5
(2) 各種リスク管理の状況および今後の方針	5 7
機能強化のための前提条件	6 3

## ○ はじめに

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災により、宮城県を中心とする東北地方太平洋沿岸地域は、甚大な被害を受けました。過去に例のない規模の地震による大きな被害の発生に加え、想定をはるかに超える大津波により、沿岸部地域の社会・生活インフラ等の多くが流され、地域によってはその殆どが壊滅的被害を受けるなど、特に津波による被害が大きく、東日本大震災は国内観測史上最大の自然災害となりました。また、福島県の原子力発電所の災害も誘発し、社会全体に大きな影響を及ぼしております。

当行の主要な営業基盤である宮城県は、人的被害をはじめ、社会・生活インフラへの被害など、最も大きな直接的被害を受けましたが、広範な範囲で発生した地盤沈下への対応なども含めて、防災を踏まえたまちづくりそのものの見直しが必要になるなど、再建に向けて多くの課題を抱えております。また、サプライチェーンの分断や電力供給の制約に伴う生産の悪化、雇用・所得環境の悪化、風評被害等に伴う消費の縮小など、地域経済に深刻な影響を及ぼすさまざまな間接被害を受けております。さらに、福島県の原子力発電所の事故の長期化により、宮城県や東北地方が強みをもつ一次産業等への直接被害や風評被害も発生しており、宮城県経済は低落し、極めて厳しい状況におかれております。

金融機関は、世界経済の下振れ懸念、金融資本市場の変動やデフレの影響などのリスク要因に直面するなか、実体経済・企業のバックアップ役としてサポートを行い、経済をリードすることが求められておりますが、さらに我々地域金融機関は、顧客に対する経営改善支援や、アジアを中心とした海外進出支援等、コンサルティング機能の一層の強化・充実を通じて地域経済・社会の発展に貢献することにより自らの顧客基盤を維持・拡大する必要があります。

東日本大震災による直接・間接的な影響等も懸念されるなど、非常に厳しい経営環境にありますが、当行は、経営の基本理念である行是において、地域社会の繁栄のために奉仕する姿勢を明確にする「奉仕の精神の高揚」を第一に掲げ、自己の利益と公共の利益との調和をはかりながら、地域社会に貢献する姿勢を謳っております。宮城県のリーディングバンクとして、明治 11 年の創業以来永きにわたり地域の皆さまと共に歩んでまいりましたが、地域社会が震災復興にかかる多くの課題を抱えているなか、地域と共にある金融機関として、国と一体となって地域の復興を目指すため公的資金の導入を図り、これまで以上に力強い金融仲介機能を発揮し、地域経済の震災からの復旧・復興に向け、全力で取り組んでまいり所存であります。

## 1. 経営強化計画の実施期間

当行は、金融機能強化のための特別措置に関する法律附則第8条第1項の規定に基づき、平成23年10月より、27年3月までの経営強化計画を策定、実施いたします。

当行では、平成24年4月に次期中期経営計画をスタートする予定ですが、この計画期間を3年間と想定していることを踏まえまして、経営強化計画の期間を合わせたものがあります。

なお、今後計画に記載された事項について重要な変化が生じた場合、または生じることが予想される場合には、遅滞なく金融庁に報告いたします。

## 2. 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当該震災特例金融機関等が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策

### (1) 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当該震災特例金融機関等が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資するための方針

#### A. 宮城県の経済情勢および東日本大震災の影響

##### a. 宮城県の概況

当行の主要営業基盤である宮城県は、東北地方南東部に位置し、首都圏と東北地方を結ぶ交通の要衝となっております。また、平成元年に全国11番目の政令指定都市に移行した県都仙台市には、行政機関をはじめ全国の主要企業の支社・支店が集積しており、東北地方の中核都市となっております。

##### ①人口動向

平成22年10月現在の宮城県の推計人口は、約235万人で、平成16年1月をピークとして緩やかに人口が減少しております。

##### ②宮城県の経済産業動向

人口や県内総生産、小売業販売額などの主要経済指標における宮城県の経済規模は、都道府県別順位で15位前後、全国シェアは概ね2%弱となっております。

##### ③宮城県の産業構造

宮城県の県内総生産の産業別構成比を全国と比べてみると、「農林水産業」や「卸・小売業」などのウェイトが高く、製造業等のウェイトが低い状況となっております。

一方、宮城県は、経済基盤を確立し、県経済の成長を図るため、「育成・誘致による県内製造業の集積促進」、「観光資源、知的資産を活用した商業・サービス産業の強化」等を柱とする富県戦略を推進しており、自動車産業や半導体関連の高度技術産業などの集積が進み、その本格操業に伴う波及効果が顕在化することが期待される状況になっております。

##### ④宮城県の産業基盤の概況

・道路： 東北縦貫自動車道、三陸自動車道、仙台東部道路、仙台南部道路および仙台

北部道路などの高速道路網が整備されており、仙台圏を取り囲む1周60kmの高速環状道路が形成されております。東日本大震災発生直後は、県内の高速道路は全面通行止めとなりましたが、3月30日には県内区間が全線開通となっております。また、自動車・半導体産業の集積等、宮城県への企業進出を背景とした仙台東部道路への仙台港ICの建設をはじめ、震災被害の大きかった石巻市内へのアクセスの利便性等を目的とした三陸自動車道への新たなICの設置・車線工事等、高速道路網の整備が進められており、県内の物流機能の一層の強化が期待されております。

なお、東日本大震災で多くの一般道も被害を受けましたが、県道では最大274カ所あった通行止め・片側交互通行等の交通規制も、11月21日現在で56カ所まで減少し、復旧が進んでおります。

- ・鉄道： 東北新幹線や東北本線、常磐線などにより、県内外を結ぶ広範な鉄道網が整備されておりますが、東日本大震災後により甚大な被害を受けており、一部の区間で運転を停止しております。一方、仙台市では、仙台市営地下鉄南北線に続き2本目の地下鉄となる東西線の整備事業が開始されており、交通インフラのさらなる拡充が期待されております。
- ・港湾： 東北地方唯一の特定重要港湾である仙台塩釜港は、5つの国際コンテナ定期航路や5万トンクラスのコンテナ船が入港可能なコンテナターミナルを有しておりますが、震災の被害は大きく、復旧には、まだ時間を要すると見込まれます。しかし復旧後は、貨物取扱量のさらなる増加が期待されております。
- ・空港： 国内線8路線、国際線6線が就航していた東北地方の空の玄関口である仙台空港は、東日本大震災で甚大な被害を受けましたが、平成23年9月に全面復旧し、就航路線も順次再開しております。また、仙台空港アクセス鉄道も全線開通し、今後の利用が期待されております。

#### 主要経済指標

	実数	全国シェア	全国順位
総面積	7,286 Km <sup>2</sup>	1.9%	16位
人口	2,348千人	1.8%	15位
世帯数	901千世帯	1.7%	14位
名目県内総生産	81,934億円	1.6%	15位
事業所数	106,937事業所	1.8%	17位
従業者数	1,032千人	1.8%	15位
農業産出額	1,824億円	2.2%	19位
漁業生産額	791億円	5.7%	4位
製造品出荷額等	29,188億円	1.1%	26位
卸売業販売額	80,696億円	2.0%	9位
小売業販売額	25,318億円	1.9%	15位
新設住宅着工戸数	12,714戸	1.6%	15位

総務省「国勢調査(平成22年10月1日)」、「経済センサス(平成21年7月1日)」、内閣府「県民経済計算年報(平成20年度)」、農林水産省「平成21年農業産出額」、「平成21年漁業生産額」、経済産業省「平成21年工業統計表」、「平成19年商業統計」、国土交通省「建設着工統計(平成22年)」

#### 産業活動別名目総生産構成比

(単位：%)

	宮城県	全国
農林水産業	1.7	1.1
製造業	12.8	19.4
建設業	5.3	5.2
電気・ガス・水道	2.2	2.3
卸売・小売業	14.4	13.6
金融・保険業	4.0	5.9
不動産業	15.3	13.8
運輸・通信業	8.9	6.8
サービス業	23.8	23.5
政府サービス生産者他	11.6	8.4
合計	100.0	100.0

内閣府、県民経済計算年報(平成20年度)

## b. 東日本大震災による宮城県の被害状況

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、大津波の発生を伴い、当行の主要な経営基盤である宮城県をはじめ東北地方の広範な地域へ予見をはるかに超える甚大な被害をもたらしました。

宮城県内の死者・行方不明者数は 11,439 名となったほか、建物の被害は全壊が 78,454 棟、半壊が 100,606 棟、一部損壊が 190,869 棟（以上、宮城県発表、11 月 22 日現在）となり、住宅関係の被害額は 3 兆 9,036 億円となっております。また、農林水産関係や公共土木施設、民間施設等を含めた宮城県内全体の被害総額は 7 兆 3,781 億円（宮城県発表、10 月 20 日現在）に達しておりますが、原子力発電所の事故に伴う風評被害が含まれていないなど、今後さらに被害は拡大することが見込まれており、全容はいまだ明らかになっておりません。宮城県の経済は、内陸部など一部に回復の動きはありますが、被害が甚大であった沿岸部は、従来より人口減少地区であったうえに、主要産業である漁業、水産加工業の復興が遅れるなか、厳しい雇用情勢が続いていることなどから、先行きも含めて当面厳しい状況が続く見通しとなっております。

一方で、国や地方公共団体による復興に向けた計画や様々な支援制度の整備が予定されており、生産や設備投資の拡大、住宅の建築等復興需要の顕在化が見込まれるほか、特区制度等を活用した新産業の創出や企業の集積などが順調に進展していけば、宮城県経済が新しい形で回復していくものと期待されております。

### 【宮城県内の被害状況】

人的被害		建物被害		
死者	行方不明者	全壊	半壊	一部損壊
9,466 人	1,973 人	78,454 棟	100,606 棟	190,869 棟

（出所：宮城県、平成 23 年 11 月 22 日現在）

### 【宮城県内の被害額】

（単位：億円）

建築物 (住宅関係)	農林水産関係		公共土木・ 交通基盤施設	民間施設等	ライフライン 施設	その他 (文教施設他)	被害総額	
	うち 水産業関係	うち 農業関係						
39,036	12,280	6,853	5,144	10,078	7,350	1,668	3,369	73,781

（出所：宮城県、平成 23 年 10 月 20 日公表）

## c. 東日本大震災による当行の被害状況

東日本大震災では、太平洋沿岸地域を中心に当行も甚大な被害を受けました。震災発生直後に、頭取を本部長とする災害対策本部を設置し、行員等の安否、店舗の被害状況、お客さまの被害に伴う貸出資産の状況等の把握に取り組んでまいりましたほか、津波により広範な範囲で甚大な被害を受けた石巻地域の支援として、石巻地域対策室を設置するなど本部・営業店の連携強化による金融機能の発揮に努めてまいりました。

しかし、10 月末までに判明した当行行員等の人的被害につきましては、誠に遺憾ながら女川支店の行員 4 名が死亡しましたほか、行員等 8 名の安否が未だ確認できておりません。当行では、東日本大震災による行員等の罹災状況を踏まえ、罹災者への対応およ

び支援に係わる態勢を強化し、行員等が安心して就業できる環境を整備する観点から、平成 23 年 6 月に「罹災者支援室」を設置しており、行方不明者の搜索活動や情報収集についても罹災者支援室が中心となって取り組んでおります。

また、当行は、被災地域の店舗の復旧を最優先課題として取り組んでまいりましたが、現在、未だに 11 カ店が元の場所での営業ができない状況にあります。店舗が流失・損壊するなど、津波により甚大な被害を受けた地域では、地震により地盤が沈下し、浸水被害等が発生しているなど、社会基盤が失われたままとなっており、地域の復興計画などの街づくりが遅れ、建築制限が解除されずに、お客さまの安全確保も困難であることから、元の位置での店舗再開が困難になっております。

現在、元の位置での営業ができない店舗につきましては、近隣の店舗で店舗内店舗の形式で営業を継続しておりますほか、元の位置の近隣に便宜的に仮の店舗を建設することにより、被災地における金融サービスの維持を図っております。今後につきましても、被災地における復興計画や再開の状況を踏まえながら、早期復旧に向け、修繕・建替え等に取り組んでまいります。

【元の位置での営業再開ができていない店舗】 (平成 23 年 12 月 5 日現在)

移転した支店等	移転場所	移転日
小松島支店	宮町支店内	平成 23 年 4 月 12 日
矢本支店鳴瀬出張所	矢本支店内	平成 23 年 4 月 13 日
泉崎支店	長町支店内	平成 23 年 4 月 14 日
志津川支店	米谷支店内	平成 23 年 4 月 19 日
関上支店	増田支店内	平成 23 年 4 月 20 日
湊支店	石巻支店内	平成 23 年 4 月 26 日
気仙沼支店 内脇支店	旧気仙沼商工会議所内 (気仙沼市三日町)	平成 23 年 5 月 23 日
渡波支店 鮎川支店	イオンスーパーセンター石巻東店敷地内 (石巻市流留)	平成 23 年 6 月 13 日
女川支店	宮城県女川高等学校敷地内	平成 23 年 12 月 5 日

なお、築港支店は、平成 24 年 2 月 17 日に閉店し、2 月 20 日に塩釜支店と統合予定のため、現在塩釜支店内で営業しております。

## B. 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当該震災特例金融機関等が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資するための基本的な取組姿勢

七十七銀行は、宮城県のリーディングバンクとして、明治 11 年の創業以来永きにわたり地域の皆さまと共に歩んでまいりました。昭和 36 年に経営の基本理念として制定し、現在も行動の規範として役職員に浸透している「行是」では、「自己の利益と公共の利益との調和をはかりながら、地域社会に貢献する」旨を謳っております。またそのなかでも「奉仕の精神の高揚」を第一に掲げて、地域社会の繁栄のために奉仕する姿勢を説いております。

## 行 是

銀行の使命は、信用秩序の維持と預金者保護の精神を旨とし、自らの創意と責任において資金の吸収と信用の創造を行い、もって国民経済の発展に寄与することである。

この公共的使命に基づき、当行は地方銀行として、自己の利益と公共の利益との調和をはかりながら、地域社会に貢献する。

以上の理念に立脚し、ここに当行に職を奉ずるものよるべき軌範を定める。

### 一. 奉仕の精神の高揚

銀行の発展は、地域社会の繁栄とともにあることを認識し、つねに奉仕の精神の高揚につとめる。

### 一. 信用の向上

銀行の生命は信用にあることを銘記し、つねにその向上につとめる。

### 一. 和協の精神の涵養

和協の精神は、職務遂行の根幹であることを自覚し、つねにその涵養につとめる。

当行は、こうした経営の基本理念のもと、地域社会の持続的な発展のためにリーダーシップを発揮して、社会的責任を果たし地域社会と共生する企業となることを目指しております。

また、「審査管理規定」の中に、融資の基本原則を掲げており、「当行の業容拡大は、取引先の成長と密接な関係があるとの認識を持ち、将来性のある成長企業の発掘を行うとともに、取引先の成長・発展に資する融資に努める」ことを掲げ、さらに、「当行は広く取引先から受入れた預金の運用を行うなど、資本の配分機能を有することを認識し、預金者の利益を守るとともに、目先の収益のみにとらわれることなく、地域経済の発展に寄与するよう、節度ある融資を行う」こととしております。

このような経営理念のもと、地域経済の発展に寄与するために、地域への円滑な資金供給とお客さまのニーズに合わせた商品・サービスの提供をはかるとともに、地域経済の活性化のために、企業活動のサポートや各種情報の提供を継続してまいります。

### (参 考)

当行の貸出金のうち、約73%が宮城県内向け貸出であります。業種別に宮城県内向け貸出の割合をみると、残高ベースでは14業種中8業種において宮城県内向けが7割以上となっております。貸出先数ベースでは金融・保険業を除くすべての業種で宮城県内向けが7割を超えております。また、宮城県内における当行の貸出金シェアは44.7%（平成23年9月末現在）と、高水準を維持しております。このように当行は、宮城県内のそれぞれの業種に対して、資金供給者として重要な役割を担い、宮城県に極めて密着した営業を行っております。

当行の貸出は、残高ベースで約33%が中小企業向けとなっており、貸出先数（個人および地方公共団体を除く）では、約97%が中小企業のお客さまとなっております。

## C. 震災の影響を踏まえた今後の取組み（震災からの復旧・復興に向けた取組姿勢）

東日本大震災は、国内観測史上最大の自然災害となり、当行の営業基盤である宮城県をはじめ、広範な地域に予見をはるかに超える被害をもたらしました。



当行は、被災された地域、お取引先の深刻な被害の状況を踏まえ、地域と共にある金融機関として、震災復興に向け十分な資金供給を図り、金融仲介機能を発揮していくことが最優先すべき課題であると考えております。

このような認識のもと、当行は、地域とのリレーションを活用しながらソリューション営業を強力に推進することにより、地域に対するコンサルティング機能をフルに発揮し、地域の震災からの復旧・復興を金融面から支援してまいります。

## ○復興支援方針 ～ 活気に満ち、豊かで優しさにあふれる宮城、東北を取り戻すために ～

### ①金融仲介機能の発揮

私たちは、地域と共にある金融機関として、復旧・復興に向けた資金需要に積極的に対応するとともに、再建に向け主体的に取り組むお客さまに対する貸出条件の変更や二重債務の解消等、被災されたお客さまが抱える問題の解決に真摯に対応してまいります。

### ②地域の復興とさらなる発展への貢献

私たちは、コンサルティング能力・目利き能力を一層強化し、積極的なお客さま訪問等を通じて把握した復興ニーズに対し、迅速かつ最適なソリューションを提供していくとともに、地域の復興施策の実行主体である地方公共団体等との連携を一層強化し、地域の再生や産業の活性化に資する施策に積極的に参画していくことにより、地域の復興と更なる発展に貢献してまいります。

また、お客さまの利便性の向上を図るとともに、金融サービスの安定的な提供を通じて地域の再生、再建を十分に支援していくため、店舗網および営業体制の整備に努めてまいります。

### ③防災・安全、環境配慮型社会等への対応

私たちは、甚大な震災被害を踏まえ、防災や減災、安全に一層配慮するとともに、災害等緊急時においても継続的な金融サービスの提供を行うために業務継続体制の強化に取り組みます。

また、復興後に見込まれる地域の環境配慮型社会を見据え、省エネルギー、環境に配慮した取組みを進め、地域社会に長期的・持続的に貢献してまいります。

## (2) 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策

### A. 中小規模の事業者に対する信用供与の実施体制の整備のための方策

#### a. 中小規模の事業者に対する信用供与の実施体制の整備のための方策

##### ①震災直後の営業体制等

当行の店舗やATMは、地震や大津波等による被害を受けましたほか、ライフラインの寸断等により大きな影響を受けましたが、当行は、震災翌日の3月12日以降、休日を含め、地域の皆さまへの金融サービスの提供に向けた体制整備に全力で取り組みました。オンライン取引が出来ない状況の中で、当面の生活資金の払出しに対応する小口現金の払出しを39,030件取扱いましたほか、地域のお客さまに対するご融資の相談業務

を行いました。3月16日(水)までは、窓口業務の営業時間を午後5時まで2時間延長するなど柔軟な対応を行いました。

また、地震発生直後から、営業店舗の状況をホームページや新聞紙面等でご案内するとともに、各種お問い合わせやご相談に対応するため、震災にかかるご相談専用のフリーダイヤルや臨時窓口の設置など、さまざまな対応を行いました。※震災ご相談専用フリーダイヤルの受付実績：15,687件（平成23年3月14日～平成23年9月30日）

3月22日から7月25日までは、震災の影響により営業休止を余儀なくされた店舗のお客さまからのご融資に関する相談に対応するため、営業休止店舗の近隣店舗に、融資関連臨時相談窓口を設置し、ご融資に関する各種ご相談に対応いたしました。

## ②ご融資に関する弾力的なお取扱いの徹底

震災による融資お取引先の被災状況等を踏まえ、地域における金融仲介機能を発揮するため、被災者に対するご融資に関する弾力的なお取扱いおよび相談態勢の整備を徹底しております。併せて、ディスクロージャー誌等の各種公表資料において、便宜的なお取扱いを承る旨を周知しております。

## ③震災に伴う手形・小切手の不渡りへの柔軟な対応

地域における資金決済機能を適切かつ積極的に発揮するため、事業者の皆さまの手形・小切手については柔軟な対応をいたしました。東日本大震災により不渡りとなった手形・小切手につきましては、不渡報告への掲載や取引停止処分の猶予を行いましたほか、呈示期間を経過した手形の交換持出および持ち出された手形の決済を可能といたしました。

## ④震災復興委員会の設置

東日本大震災による甚大な被害状況を踏まえ、金融インフラ、お客さまとのお取引の早期正常化に取り組むとともに、金融仲介機能の更なる向上に向けた取組みを推進し、地域社会・経済の復興、発展に貢献するため、平成23年5月、本部に頭取を委員長とする「震災復興委員会」を設置しました。活力に満ち、豊かで優しさにあふれる宮城、東北を取り戻すため、当行では「震災復興委員会」において、さまざまな課題について検討し、全役職員を挙げて地域全体の復旧・復興を支援してまいります。

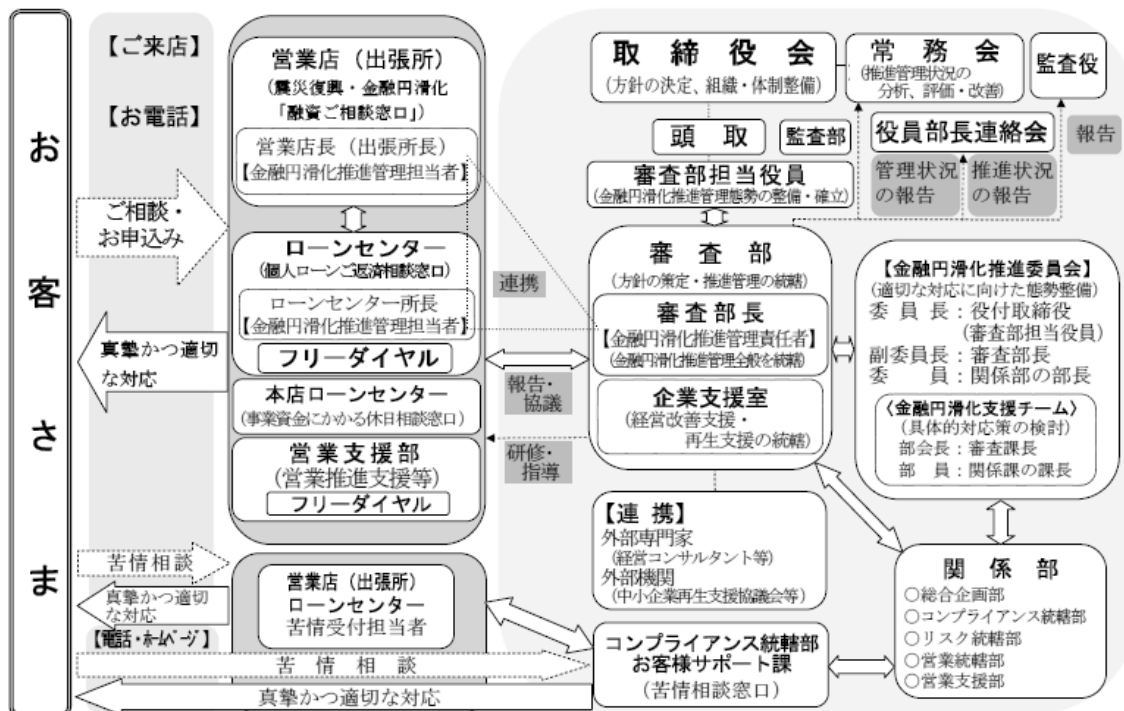
### 【震災復興委員会の概要】

構成メンバー(計8名)
○ 委員長：頭取
○ 副委員長：副頭取 専務取締役
○ 委員：常務取締役4名(全員)、総合企画部長
※委員会の下部組織として、震災復興検討部会(本部部長計8名で構成)も設置いたしました。
主な検討事項
○ お取引先や地方公共団体等、地域の皆さまへの支援策の検討
○ 相談受付体制の充実・強化策の検討
○ お客さまからの要望事項の対応策の検討 等
設置日
平成23年5月2日

### ⑤被災者への信用供与にかかる対応状況

被災されたお客さまのご融資に関するご相談に迅速かつ柔軟に取り組むため、平成23年4月1日より、震災復興・金融円滑化『融資ご相談窓口』を全店に設置するなど体制を拡充しております。

#### 【震災復興・金融円滑化推進にかかる行内体制の概要】



### ○「ご相談窓口」の概要

震災復興にかかる資金需要、金融円滑化に関する事業資金や個人ローンのお借り入れならびに毎月のご返済額等に関するご相談を承る体制を整備しております。

#### 【中小企業や個人事業主のお客様を対象としたご相談窓口】

	窓口でのご相談		電話でのご相談
	平日(注1)	土曜日、日曜日、祝日(注1)	全日(注1)
受付日	平日(注1)	土曜日、日曜日、祝日(注1)	全日(注1)
設置場所等	各営業店 (出張所、個人特化店等(注2、3)を除く)	本店ローンセンター	フリーダイヤル 0120-65-1077
営業時間	午前9時～午後3時	午前9時～午後4時30分	午前9時～午後4時30分
名称	震災復興・金融円滑化 「融資ご相談窓口」	事業資金にかかる 「休日相談窓口」	フリーダイヤル

注1. 12月31日～1月3日および5月3日～5月5日は休業日とさせていただきます。

注2. 出張所：JR仙台出張所、長町南出張所、加茂出張所、鳴瀬出張所、松山出張所、仙台空港出張所、エアリ出張所

個人取引特化店：仙台駅前支店、富沢支店、明石台支店、杜せきのした支店、岩沼西支店

注3. 次の支店をご利用のお客さまの事業性資金にかかるご相談につきましては、従来どおり、泉支店、長町支店および石巻支店にて対応させていただきます。

対応店	ご利用店
泉支店	将監支店、泉パークタウン支店、泉中央支店、高森支店
長町支店	泉崎支店、富沢支店、八本松支店
石巻支店	穀町支店、新中里支店、蛇田支店

## 【個人のお客さまを対象としたご相談窓口】

	窓口でのご相談			電話でのご相談
受付日	平日（注1）		土曜日、日曜日、祝日 （注1、2）	全日（注1、2）
設置場所等	各営業店	各ローンセンター	各ローンセンター	フリーダイヤル（注3）
営業時間	午前9時～午後3時	午前9時～午後3時	午前9時～午後4時30分	午前9時～午後4時30分
名称	震災復興・金融円滑化 「融資ご相談窓口」	個人ローン ご返済相談窓口	個人ローン ご返済相談窓口	個人ローンご返済相談 フリーダイヤル

注1. 12月31日～1月3日および5月3日～5月5日は休業日とさせていただきます。

注2. 各ローンセンターの休業日を除きます。

注3. フリーダイヤル番号は下表のとおり。

ローンセンター名	フリーダイヤル	ローンセンター名	フリーダイヤル
本店ローンセンター	0120-06-4377	古川ローンセンター	0120-70-4377
長町ローンセンター	0120-52-4377	岩沼ローンセンター	0120-82-4377
泉ローンセンター	0120-57-4377	石巻ローンセンター	0120-87-4377
仙台東口ローンセンター	0120-58-4377	杜せきのしたローンセンター	0120-89-4377

## ⑥審査部による出張審査の実施

当行では、融資のご相談・お申込みに迅速かつ円滑に対応するため、従来から審査部の行員が営業店を訪問し、案件審査等を行う「出張審査」を行っておりましたが、東日本大震災の発生に伴うご相談等の増加に加え、高度な審査スキルを必要とする案件が増加する状況にあることを踏まえ、平成23年7月1日より出張審査の専担者を2名増員し、被災地の営業店を中心に、3人体制で頻度を高めて実施しております。また、従来の短時間の訪問では対応できない案件にも取り組むため、被災地の営業店については、3～5日間程度常駐し、集中的に案件審査や経営改善指導等を行う「駐在型審査」を7月中旬より新たに開始するなど、出張審査の体制をさらに強化しております。

今後、震災からの復旧・復興の本格化に伴い、お客さまの資金ニーズが増加することを踏まえ、従来の出張審査の機会の増加を図るとともに、資金需要の動向によっては増員等も検討してまいります。

## ⑦企業支援室の増員による事業再生・経営改善支援の強化

当行では、審査部に企業支援室を設置し、事業再生支援と経営改善支援を行っております。具体的には、事業再生が必要と判断されるお取引先に対し、最適な再生手法の選定から実行までのきめ細やかな支援活動を行うとともに、財務内容に課題を抱えるお取引先に対し、経営改善計画の策定支援やコンサルティングの実施などのサポート活動を行っております。

今回の震災で被災したお取引先の事業再生に向けた取り組みや経営改善に向けた取り組みを強力に後押しすることが、これまで以上に必要となる状況を踏まえ、企業支援室の人員を、平成23年6月以降5名から9名に順次増員しております。被災されたお取引先の皆さまが震災から着実に復興できるよう、本部・営業店が一体となって再生計画の策定等の支援を行っております。また、事業再生支援に関しては、体制の拡充に伴い、津波による被害が大きかった沿岸部のお取引先を中心に支援先を拡大し、企業支援室が直接関与しております。

現在、津波による甚大な被害を受けた地域においては、地盤沈下の影響等により、事業者の大半を占める中小企業の事業の再開や設備投資は、いまだに進んでいるとは言えない状況にあります。自治体の復興計画が示された後は、事業再生・経営改善支援にかかる案件の急増も想定されます。取引先の支援ニーズの動向に応じて増員等を含めた更なる体制整備等も引続き検討してまいります。

#### ⑧外部専門家との連携による経営改善計画策定支援等の強化

当行は、従来から事業再生・経営改善支援の体制整備のため、経営コンサルタントや公認会計士等の専門家と連携し、お客さまからの相談の受付や支援を行っております。

津波により甚大な被害を受けた地域には、資本ストックの回復だけでなく、将来的な事業そのものの抜本的な見直しが必要となっているお取引先もみられることから、多様な観点から支援を行っております。特に地域経済の生産・雇用に大きな影響があるお客さまについては、あらゆるノウハウを駆使して、さらなる取組みを行う必要があります。こうした取組みを推進するため、経営コンサルタントや弁護士、公認会計士等の外部専門家を活用し、事業再生案件に積極的に取り組んでまいります。

#### ⑨個人ローンにかかる貸出条件変更等への対応

被災された個人のお客さまの1日も早い復旧・復興への支援を行うため、ご利用中のお借入れに関するご相談に、柔軟に対応しております。

毎月のお支払いの一時停止に関するご依頼に速やかに対応するとともに、住宅ローンについては、借入金の元金返済据置や期限の延長、最長2年間の元金返済据置等のお取扱いを承っております。また、お支払いの一時停止期間中に発生した利息の返済については、当該利息の分割返済のお取扱いを行うなどの柔軟な対応に努めております。

#### ⑩個人債務者の私的整理に関するガイドラインへの対応

震災発生直後から、被災者の皆さまの厳しい現状を鑑み、貸出条件変更等の対応を実施してまいりましたが、今後被災者の皆さまが復興に向けて再スタートを切るにあたり、震災前の債務負担が大きく、復旧・復興に向けた新たな資金調達手段が困難になる、いわゆる二重債務問題が生じることが予想されております。

金融機関等が、個人である債務者に対して、破産手続等の法的倒産手続によらず、私的な債務整理により債務免除を行うことによって、債務者の自助努力による生活や事業の再建を支援するため、平成23年8月より「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」の運用が開始されております。被災した方々からの様々なご相談等に積極的に対応するため、全営業店および全ローンセンターの融資担当職位者を対象とした説明会を開催するとともに、本部人員5名を専門の担当者として、被災地の営業店やローンセンターを中心に派遣しております。また、審査部内には、個人債務者の私的整理ガイドラインにかかわる専担者を5名配置し、フリーダイヤルを設置してお客さまからの問い合わせに対応するとともに、営業店からの照会への対応等、バックアップを行う態勢も整備しております。

## ⑪東日本大震災復興支援ファンドの設立

東日本大震災の被災企業に対する復興支援を目的として、平成23年8月31日に、日本政策投資銀行と共同して東日本大震災復興支援ファンド（正式名称「みやぎ復興ブリッジ投資事業有限責任組合」）を設立いたしました。

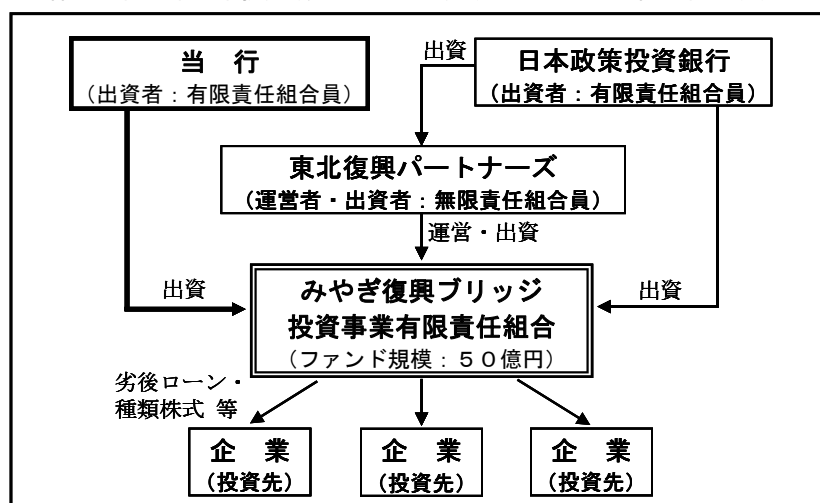
本ファンドは、東日本大震災の影響から資本不足等の状況となった企業に対して、劣後ローンや種類株式等によりニューマネーを供給し、投資先企業の早期復興を支援するものです。

今後も被災企業の様々な資金調達ニーズに対応するため、ファンドの活用を図るほか、お客さまの復興ニーズに応じたファンドの組成・活用も検討してまいります。

### 【ファンドの概要】

名 称	みやぎ復興ブリッジ投資事業有限責任組合
規 模	50億円
出 資 者	無限責任組合員(運営者): 株式会社東北復興パートナーズ(注) 有限責任組合員: 当行、株式会社日本政策投資銀行
期 間	存続期間 10年(5年以内の延長を行うこともあります。) 投資期間 3年(2年以内の延長を行うこともあります。)

注. 株式会社日本政策投資銀行が100%出資するファンド運営会社です。



## ⑫復興支援融資商品の取扱い

東日本大震災により被害を受けられた皆さまを支援するため、震災直後の3月16日より、特別金利による「七十七災害対策ローン」の取扱いを開始いたしました。4月25日には、未曾有の大震災からのお客さまの早期復旧・復興を一層支援するため、「七十七災害対策ローン」の商品内容を拡充し、「七十七東日本大震災復興支援ローン」の取扱いを開始しております。

このほかにも、震災復興に向け、お客さまがより便利に資金を調達できるよう、各種制度融資の商品性を改正しております。今後もさらに多様化するお客さまのニーズを踏まえながら、商品内容の充実に努めてまいります。

## ⑬本部渉外人員の増員によるコンサルティング機能の強化

当行では、お客さまの金融ニーズが多様化、高度化してきていることを踏まえ、本部渉外人員を配置しておりますが、顧客とのリレーションとコンサルティング機能の発揮

をさらに強化するため、平成 23 年 3 月に組織改正を行い、本部渉外人員を増員するとともに、本部の渉外支援部署を新設しております。

具体的には、本部渉外・営業店支援を担当する営業支援部の人員を 5 名増員しましたほか、地域開発や企業進出への対応を担当する地域振興部の人員を 2 名増員（うち 1 名は再配置）しております。また、地域のお客さまのアジアを中心とした国際化ニーズの広がりに対応し、海外ビジネス支援を強化するため、市場国際部にアジアビジネス支援室を新設し、人員を 4 名配置しております。この結果、本部渉外人員は 24 名から 34 名に増加しており、東日本大震災の直前に増員・設置した人員・組織であります。震災直後に発生したお客さまの新たなニーズに速やかに対応しております。

さらに 5 月には、東日本大震災からの復興や発展に向けた取組みを行うため、営業店と連携し、取引先の復興支援ニーズや各種ソリューションニーズに対応する支援活動を行う「営業支援部隊」を営業支援部に設置しました。営業支援部隊は 20 名で構成され、営業店が作成した法人ニーズシート、個人ニーズシートに基づき、営業店行員とともにお客さまを訪問し、具体的なソリューションの提案や案件の組成を行っております。

今後、お客さまの復興ニーズが多様化・高度化することが見込まれますことから、本部と営業店の連携を高め、お客さまと接する機会の増加を図ってまいります。

#### ⑭取引先訪問の実施とコンタクト情報の蓄積・活用

当行では、お客さまとの接点増加によるリレーションを強化し、お客さまに最適なソリューションを提供することを目的として、平成 19 年以降、営業店の支店長および担当者が、原則として貸出のある全ての事業者の皆さまなどを訪問する運動を実施しております。

東日本大震災発生後も、地域の復興に向けた取組みを強化する観点から、地域のお客さまとのリレーションを強化し、資金需要をはじめとする様々なニーズを着実に捕捉するため、支店長を中心とした営業店行員による訪問運動を展開しております。お客さまを訪問することにより、直接的・間接的な被害の状況を把握するとともに、復旧・復興に向けた資金需要の掘り起こし、新たな販路や仕入先の開拓、事業拡大に資する営業情報の提供などに積極的に取り組んでまいります。

また、訪問時に入手した情報を、渉外支援・顧客管理システムに入力することにより、情報を体系的・一元的に管理し、その情報を本部・営業店の全行員が共有し、本部・営業店のノウハウと融合させることにより、地域のお客さまに対するソリューションを提供し、金融仲介機能を発揮してまいります。

#### ⑮復興支援にかかるセミナーの開催

過去に例のない規模の被害となった震災からの復興には、多くの知識や情報が不可欠であることを踏まえ、お取引先の復興を側面から支援するため、当行は復興支援にかかる各種セミナーを開催しております。

津波により甚大な被害を受けた被災地を含め、県内の 4 会場で、企業経営者向けの「復興支援経営セミナー」を開催しましたほか、個人のお客さまを対象とした「復興支援セミナー」も開催しております。また、宮城県と三井住友銀行との「産業振興に関する協力協定」の一環として、東京で「宮城県産業復興セミナー」を開催しました。

このほかにもさまざまなセミナーの開催を予定しておりますが、復興の過程で、地域の皆さまのニーズが変化していくことを踏まえ、今後も復興に向けた各ステージに対応したセミナーを開催してまいります。

セミナー	開催場所	開催日	参加人数
<七十七>復興支援セミナー	当行本店	7月18日	115名
<七十七> 「復興支援」経営セミナー	石巻専修大学	8月22日	50社/60名
	気仙沼ホテル観洋	8月23日	44社/54名
	竹駒神社参集殿	8月24日	25社/28名
	当行本店	8月25日	63社/74名
宮城県産業復興セミナー	東京	9月6日	345社/560名
地方自治体向けセミナー	当行本店	11月18日	—
事業継続計画(BCP)策定支援セミナー(共催)	ホテルメトロポリタン仙台	11月22日	—
6次産業経営力向上セミナー(協賛)	当行本店	12月6日	—

#### b. 信用供与の実施状況を検証するための体制

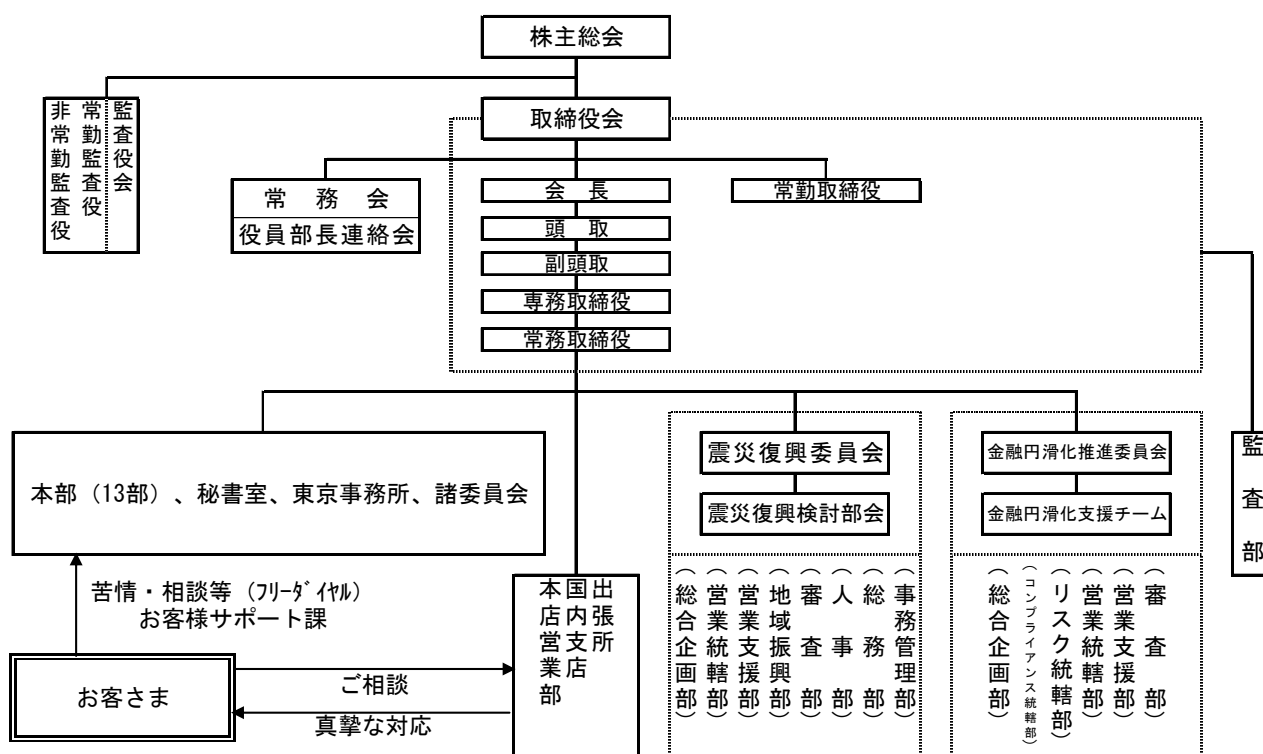
金融仲介機能の更なる向上に向けた取組みを推進し、地域社会・経済の復興、発展に貢献する観点から、平成23年5月2日に本部組織として、「震災復興委員会」を設置しております。「震災復興委員会」およびその下部組織の「震災復興検討部会」では、震災復興に資する各種施策を審議するとともに、その対応状況についてモニタリングし、実効性に応じた施策の見直しを適宜行っております。「震災復興委員会」の審議事項および各種施策の対応状況については、取締役および監査役、本部部長が出席する「役員部長連絡会」において報告され、経営陣による情報の共有化が図られております。

また、「役員部長連絡会」において、毎月「新規・貸増・見込案件」および「倒産等に伴う破綻懸念先以下債権の発生状況」が報告されており、貸出案件の進捗状況や当行全体の債権管理の状況を把握しております。このほか、随時開催される「金融円滑化推進委員会」において、被災地をはじめとする金融仲介機能の発揮を通じた金融円滑化の取組状況等について情報の共有化を図るとともに、金融円滑化推進管理の態勢整備等を図っております。なお、金融円滑化推進管理の状況については、「取締役会」等において報告されておりますほか、内部監査において、金融円滑化推進管理にかかる態勢整備の検証を行っております。

また、お客さまからの様々な苦情・要望・意見等を承るフリーダイヤルを活用し、お客さまの声を金融仲介機能の発揮に役立てております。



【信用供与の実施状況を検証するための体制】



B. 担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方策

担保又は保証に過度に依存しない融資の促進、および中小規模の事業者の需要に対応した信用供与につきましては、これまでも地域密着型金融の機能強化や推進を図るなかで取り組んでまいりましたが、東日本大震災により、宮城県を中心に太平洋沿岸部の資本ストックが大幅に毀損した現状を鑑みますと、さらに取組みを強化する必要があると認識しております。

a. ABL（動産担保融資）の推進

当行では、地域の中小企業をはじめとするお客さまの多様な資金ニーズに迅速にお応えし、円滑な資金供給を図るため、担保や保証に過度に依存しない融資手法のひとつとして、お客さまの商品在庫や売掛債権などの流動性の高い収益事業資産の価値に着目したABLに積極的に取り組んでおります。

地域密着型金融の推進とあわせて強化してきましたこの取組みは、行内に着実に浸透しており、平成21年度以降の取組実績は27件、17億円となっております。特に東日本大震災以降は、過度に担保に頼らない信用供与と迅速な資金供給が必要であるとの認識のもと、本部渉外人員の増員による営業店のバックアップを強化したこともあり、平成23年度上半期だけで8件、5億円のABLを取り扱いました。最近では、震災復興支援工事に使用するクレーン車両を担保とする、当行初の建設機械担保の融資を行うなど、震災復興に直結する実績もでてきております。

また、こうした取組みは、行内に好事例として周知・浸透を図っておりますほか、お客さまにもご協力いただき、震災復興に向けた取組事例として対外公表を行うことにより、地域のお客さまに対する資金調達手段の多様化についての周知も行ってまいります。

震災により多くのお客さまの資本ストックが毀損している状況にある中、過度に担保・保証に頼らずとも資金調達が可能であるABLは極めて有効な信用供与の手段であり、今後は対象債権や資産の拡大に取り組んでまいります。また、手形に代わる新たな決済手段として取扱いが予定されている「でんさいネット」（株式会社全銀電子債権ネットワーク）による電子記録債権の活用など利便性の向上にも取り組んでまいります。

#### b. 財務制限条項活用融資をはじめとするビジネスローンの推進

当行では、中小企業の皆さまに対する円滑な資金供給を行うため、無担保・固定金利・第三者保証人不要の融資商品をはじめとする財務制限条項付貸出を行っております。平成21年度～平成22年度のご融資の実績は、225件、108億円となっており、平成23年度上半期は29件、15億円の実績となっております。このほか、中小企業の皆さまの多様な資金ニーズに迅速に対応する、無担保・第三者保証人不要の融資商品も多数取り扱いしております。

今後、地域が早期の復興を果たすためには、これまで以上に多様化するニーズに対応していくことに加え、迅速な対応が必要になります。既存商品の見直しや新規商品の開発の検討を継続するとともに、経営者以外の第三者の個人保証を求めない融資慣行の確立、目利き力の向上等を図り、地域の皆さまに対する積極的な推進を図ってまいります。

#### 【担保又は保証に過度に依存しない主な融資商品と取扱い状況】

商品名	商品の概要等	取扱件数 (件)	残高 (億円)	県内比率
77パートナー スペシャルファンド	一定の財務要件を満たす優良企業を対象とした商品です。融資期間中の財務指標の変化に応じて金利を変更する財務制限条項をつけており、同条項を活用することで担保・第三者保証人を不要とするとともに、低利の固定金利資金を提供しております。	561	154	89.2%
77パートナー チャレンジファンド	一定の財務要件を満たす中堅・中小企業を対象とした無担保・第三者保証人不要の固定金利商品です。	469	57	94.4%
七十七社会貢献活動 支援ローン	環境保護関連活動、育児支援関連活動など、社会貢献活動にかかる資金としてご利用いただける融資商品です。	4	0.4	34.1%
77医療・福祉ローン	病院や診療所、老人福祉施設など向けの融資商品です。一部無担保でも取扱い可能な固定金利選択特約付融資商品です。	257	189	81.1%
77アグリパートナー 50	農業法人および農業を営む個人のお客さま向けの「無担保・第三者保証人不要」のご融資です。融資金額は最大5千万円、融資期間は最大7年であり、運転資金・設備資金にご利用いただけます。	3	0.2	100.0%
77アグリビジネス ローン <アクティブ>	農業法人および農業を営む個人のお客さま向けの「スピード回答」「無担保・第三者保証人不要」のご融資で、運転資金・設備資金にご利用いただけます。※ワックス株の保証がご融資の際に必要なとなります。	16	0.4	92.7%
77ビジネスローン <フワード30>	当行との融資取引1年以上の中小企業および医療法人のお客さまに、運転資金としてご利用いただけます。無担保・第三者保証人不要を特徴としているあいおいニッセイ同和損害保険㈱の信用保険を活用した融資商品です。※保険料は当行が負担いたします。	157	9	93.4%

商品名	商品の概要等	取扱件数 (件)	残高 (億円)	県内比率
77ビジネスローン <アクティブ30>	<アクティブ30>は当行と融資取引のあるお客さまに、<アクティブ10>は融資取引のないお客さまにご利用いただけます。いずれも無担保・第三者保証人不要を特徴としています。また、融資期間は最長5年であり、運転資金・設備資金のほか、決算・賞与資金にもご利用いただけます。※リックス株の保証がご融資の際に必要なになります。	247	9	96.6%
77ビジネスローン <アクティブ10>		7	0.04	75.0%

### c. 銀行保証付私募債の推進

当行では、お客さまの長期・固定金利での資金調達ニーズに対応するとともに、その発行が適債基準を充足した優良企業に限られ、お客さまの対外取引上のイメージアップにもつながる銀行保証付私募債の推進を図っております。当行がその元利金支払を全額保証する「銀行保証付私募債」は、期日一括償還型のほか、定時償還型も取扱い、お取引先企業の資金調達ニーズに幅広くお応えしております。また、このほかにも「物上担保付私募債」、「県信保付私募債」の受託および引受も行ってまいります。

銀行保証付私募債の発行にあたっては、発行する企業の要望に応じて新聞社等の報道機関に対してプレスリリースを行っておりますほか、業界専門誌に対するプレスリリースも行うなど、お客さまのステータス向上にも寄与する体制を整備しております。今後は、引受手数料の優遇等を行う「復興私募債」の開発等も検討し、お客さまの資金調達ニーズに応じてまいります。

なお、平成21年度～平成22年度の銀行保証付私募債の受託額は、37件、44億円となっており、平成23年度上半期は2件、2億円を受託しております。

## (3) 被災者への信用供与の状況及び被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策

### A. 被災者への信用供与の状況

#### a. 当行取引先の被災状況

##### ①事業性資金のお取引先の被災状況

#### ア. 事業性資金のお取引先の被災状況の調査

当行では、震災発生直後から、事業性取引先を対象として、お取引先の被災状況に配慮しながら、原則として訪問によるお取引先との面談を行い、地震や津波による直接被害、或いは仕入・販売先の被災や、風評被害に伴う売上減少等の間接被害の状況等を確認いたしました。また、与信額が大きい取引先につきましては、売上債権、棚卸資産、建物・機械装置等、貸借対照表上の資産の震災による被害額の調査も行ってまいります。

被災状況の調査より、地域に対する信用供与、コンサルティング機能の発揮が必要な状況にあることから、可能な限りの復興支援策を準備し、実行してまいります。

## イ. 事業性資金のお取引先の被災状況の調査結果の概要

### ・ 与信残高 10 百万円以上のお取引先の被災状況の調査（平成 23 年 9 月末基準）

平成 23 年 9 月末の地方公共団体等向け貸出および消費性貸出を除く事業者にかかわる与信（支払承諾を含む）は、2 万 913 先、2 兆 2,193 億円であります。

当行では、このうち残高ベースで約 99%を占める、与信残高 10 百万円以上の事業性資金のお取引先を対象とし、地元宮城県に密着した中小企業、上場企業等および福島県ならびに岩手県のお取引先を抽出し、その被災状況を調査いたしました。（山形県、秋田県、東京都、愛知県、大阪府および北海道のお取引先および当行メイン以外の上場企業向け貸出等ならびに 10 百万円未満の与信（合計 1 兆 609 億円）を除く）

抽出したお取引先は 8,476 先、与信残高は 1 兆 1,583 億円であります。調査の結果、8,476 先のうち、直接被害を受けた先は 22%、間接被害を受けた先は 14%、直接・間接両方の被害を受けた先は 20%で、56%のお客さまが何らかの被害を受けております。

また、被害の程度をみますと、被害が甚大なお取引先（事業未再開、再開の見通しが立たないお取引先等）は、204 先（2.4%）、与信残高は 255 億円（2.2%）でありました。また、事業は継続しているものの、被害が大きい取引先（売上や生産が概ね震災前の半分以下のお取引先）は 403 先、（同 4.7%）、与信残高は 726 億円（同 6.3%）でありました。したがって、本来の事業活動の半分も回復していないお取引先は、607 先で、そのお取引先に対する与信額は 981 億円となっております。

このほか、業種別に被害の状況をみますと、先数ベース、貸出金ベースともに、水産加工業等の「製造業」や「卸売・小売業」、「各種サービス業」が甚大な被害、大きな被害を受けております。

なお、平成 23 年 9 月末における与信先の被害状況調査の結果、「被害甚大」および「被害大」としたお取引先の与信残高は合計 981 億円ですが、平成 23 年 3 月期および平成 23 年 9 月期に計上した貸倒引当金繰入額の合計 599 億円によるカバー率は約 61%となっており、現時点において、貸倒引当金は十分な水準と認識しております。

#### 【与信残高 10 百万円以上のお取引先の直接・間接被害の程度】

被害甚大	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本社または生産設備等が全壊した。</li> <li>または</li> <li>・ 現段階で事業を再開していない、または事業再開の見通しがたっていない。</li> </ul>
被害大	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本社または生産設備等がほぼ全壊した。</li> <li>または</li> <li>・ 震災後、修繕等により事業は継続しているが、直接・間接被害により売上高（生産能力）の水準が震災前の概ね 5 割未満となった。</li> </ul>
被害中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本社または生産設備等が半壊した。</li> <li>または</li> <li>・ 震災後、修繕等により事業は継続しているが、直接・間接被害により売上高（生産能力）の水準が震災前の概ね 5 割以上 8 割未満となった。</li> </ul>
被害小	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本社または生産設備等の被害が軽微である。</li> <li>または</li> <li>・ 直接・間接被害があるものの売上高（生産能力）の水準は震災前の 8 割以上を維持している。</li> </ul>
被害軽微	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 震災被害が（ほとんど）ない。</li> </ul>

注. 調査対象先は、宮城、岩手、福島に所在する純事業者貸出先のうち、平成 23 年 9 月末の与信残高が 10 百万円以上の先。当行メイン、準メイン先以外の上場企業等は除く。

【10百万円以上の与信先の被害状況（直接・間接被害の別）】（単位：先、億円）

	与信先数		与信残高	
	先数	割合	残高	割合
直接	1,880	22.2%	3,869	33.4%
間接	1,158	13.7%	1,011	8.7%
直接・間接	1,717	20.2%	3,940	34.0%
なし	3,721	43.9%	2,762	23.9%
合計	8,476	100.0%	11,583	100.0%

【10百万円以上の与信先の被害状況（被害の程度別）】（単位：先、億円）

	与信先数		与信残高		破綻懸念先以下の与信残高
	先数	割合	残高	割合	
被害甚大	204	2.4%	255	2.2%	167
被害大	403	4.7%	726	6.3%	124
被害中	864	10.2%	2,325	20.1%	287
被害小	3,107	36.7%	5,329	46.0%	262
被害軽微	3,898	46.0%	2,945	25.4%	225
合計	8,476	100.0%	11,583	100.0%	1,067

【10百万円以上の与信先の被害状況（業種別）】

（単位：先、億円）

業種	被害甚大		被害大		被害中		被害小		被害なし	
	先数	与信残高	先数	与信残高	先数	与信残高	先数	与信残高	先数	与信残高
卸売・小売業	46	31	102	143	223	619	771	1,330	495	352
各種サービス業	34	14	65	83	200	444	694	1,276	878	625
製造業	86	179	112	284	135	320	366	621	261	199
不動産業	13	9	27	43	121	203	626	1,163	1,532	1,259
建設業	16	15	49	49	104	115	448	570	595	361
運輸・通信業	4	4	34	74	64	45	170	247	99	43
漁業	2	0	6	14	7	24	2	0	3	4
電気・ガス・熱供給・水道業			3	29	1	548	5	7	3	6
その他	3	1	5	2	9	5	25	110	32	93
合計	204	255	403	726	864	2,325	3,107	5,329	3,898	2,945

(参 考)

・与信残高3億円以上のお取引先を対象とした資金調達ニーズ等の調査(平成23年3月末基準)

当行は、平成23年3月末を基準として与信残高が3億円以上のお取引先(当行メイン・準メイン以外の上場企業向け貸出等を除く)を対象とした調査を行い、被災したお取引先の被害状況や被害にかかわる復旧資金の調達方法等の調査等を行っております。

調査の対象となりましたお取引先は、705先ありましたが、そのうち約半数の356先が貸借対照表上の資産に何らかの被害を受けております。また、被害を受けたお取引先の被害額は2,244億円(ヒアリングベース)、貸出残高は4,032億円でありました。

この調査によるお客さまの復旧資金の調達方法等でありますが、被害を受けた356先、2,244億円の被害額の復旧資金の調達について、金融機関からの借入または金融機関の借入と自己資金との併用により調達するとした先は39%(139先)で、被害額ベースでは70%(1,565億円)について、何らかの資金需要が発生することが判明しました。また、調達方法未定とした先まで含めると、先数で66%(236先)、被害額の82%(1,832億円)について何らかの金融機関からの資金調達ニーズが想定されております。

さらに、業種別に被害額をみますと、先数では「卸売・小売業」「各種サービス業」「製造業」の割合が多くなっておりますが、被害額では「電気・ガス・熱供給・水道業」といったインフラ産業が大きな被害を受けております。

【与信残高3億円以上の事業性取引先の被災状況(平成23年3月末)】 (単位:先、億円)

調査先数	調査先の貸出残高	震災で被害を受けた先	震災で被害を受けた先の貸借対照表上の被害額	震災で被害を受けた先の貸出残高
705	6,553	356	2,244	4,032

【与信残高3億円以上の被災先の復旧資金の調達方法】 (単位:先、億円)

調達方法	先数	割合	被害額	割合	貸出残高	割合	損害保険金 入金見込額
金融機関からの借入	67	19%	114	5%	652	16%	0
金融機関からの借入と併用	72	20%	1,451	65%	1,475	37%	48
小計 ①	139	39%	1,565	70%	2,127	53%	48
その他(調達方法未定先を含む)②	97	27%	267	12%	847	21%	45
小計 ①+②	236	66%	1,832	82%	2,974	74%	93
自己資金	87	25%	356	16%	864	21%	1
損害保険金	33	9%	56	2%	194	5%	61
合計	356	100%	2,244	100%	4,032	100%	155

## 【与信残高3億円以上の被災先の業種別内訳】

(単位：先、億円)

業種	先数	割合	被害額	割合	貸出残高	割合
卸売・小売業	93	26%	268	12%	1,123	28%
各種サービス業	80	23%	151	7%	768	19%
製造業	71	20%	400	18%	705	18%
不動産業	65	18%	28	1%	411	11%
建設業	20	6%	10	0%	178	5%
運輸・通信業	13	4%	59	3%	104	3%
漁業	5	2%	7	0%	38	1%
電気・ガス・熱供給・水道業	4	1%	1,315	59%	585	15%
合計	356	100%	2,244	100%	4,032	100%

## ②住宅ローン利用者の被災状況

当行は、住宅ローンをご利用いただいている方の震災による被害の状況を把握するため、平成23年6月末基準で、気仙沼市、南三陸町、女川町、石巻市、東松島市、塩釜市、七ヶ浜町、多賀城市、利府町、仙台市、名取市、岩沼市、亶理町、山元町、その他福島県沿岸部にお届けの住所がある方のうち津波によって甚大な被害を受けた浸水地域に住所がある方、および約定どおりにご返済いただけていない方について、安否状況、住宅の被害状況、利用者の収入状況、および今後の返済見通しなどについて、利用者のおかれた状況を踏まえながら、丁寧に確認いたしました。

平成23年6月末現在、当行では55,238件、7,061億円の住宅ローンをお取り扱いしておりますが、調査の結果、対象となったお取引先は5,431先で、うち住宅に大きな被害を受けたお取引先は1,437先（貸出残高は162億円）、収入に大きな変動があった先は618先（貸出残高は83億円）となっており、合わせて2,055先（貸出残高は245億円）が直接・間接的な影響を受けております。

なお、調査の対象となったお取引先2,055先について、今後の返済の見込みを総合的に判断した結果、返済の継続に懸念があると判明したお取引先は259先（貸出残高は32億円）、貸出条件変更の必要性がある取引先（変更後は返済に懸念がないと見込まれる先）は645先（貸出残高は89億円）と見込まれております。

生活基盤を担う役割を持つ住宅ローンのお取り扱いについてのご相談に真摯に対応することは、震災からの生活再建を支援する地域金融機関の使命であり、利用者の生活再建に向けた自助努力に併せ、必要な支援を行ってまいります。

## 【住宅ローン利用者の被災状況と返済見込み】

(単位：先、億円)

被災状況	先数	貸出残高 (平成23年6月末)
住宅に大きな被害を受けた先	1,437	162
うち、返済継続に懸念がある先	181	22
うち、貸出条件変更の必要性がある先	321	42
収入に大きな変動があった先	618	83
うち、返済継続に懸念がある先	78	10
うち、貸出条件変更の必要性がある先	324	47
小計	2,055	245
うち、返済継続に懸念がある先	259	32
うち、貸出条件変更の必要性がある先	645	89
調査先数	5,431	639

## b. 被災者への信用供与の状況

## ①約定弁済の一時停止の実績

当行では、震災の影響により事業の継続や融資の返済等に支障をきたしているお取引先を支援するため、約定弁済の一時停止や貸出条件変更等の相談に、積極的に対応してまいりました。

約定弁済の一時停止につきましては、震災の影響によりお取引先がおかれた状況を十分鑑み、お取引先からの依頼に基づき、特段の期限等を定めることなく全面的に対応してまいりました。ピーク時の平成23年4月末には、2,355先、貸出残高1,203億円について約定返済一時停止の対応を行っております。なお、一時停止を行った貸出金については、取引先の復興状況等を勘案し、貸出条件変更による返済額の軽減等を含めた今後の復旧・復興、事業の再生等に無理のない返済方法等について、取引先と十分な協議を行うなどの対応を進めております。

また、貸出条件変更につきましては、お取引先の被害状況や収入の状況等を勘案のうえ、月々の返済の据置や返済額の軽減、貸出期限の延長等、可能な限りお取引先の要望に沿った対応を行うとともに、取引先のキャッシュフローや収入に見合った返済条件への変更に取り組んでおります。この結果、平成23年3月以降、9月末までに、1,520先について、貸出条件変更契約の締結を行っております。

また、当行では住宅金融支援機構の災害特例による返済条件変更制度への対応を5月16日より取扱いしておりますが、当行の取扱いは承認ベースで全国受理件数2,205件の26%を占めており、受理件数は全国1位となっております。

今後も、お取引先から既存の貸出金にかかる返済負担の軽減に向けた相談等に対しては、復興状況等に応じて積極的かつ柔軟な対応を行ってまいります。



## 【約定弁済一時停止の実施状況】

(単位：先、百万円)

		3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
事業性貸出	先 数	539	826	721	536	462	350	201
	残 高	78,863	98,058	79,496	49,801	52,545	39,254	15,244
うち 中小企業	先 数	536	825	720	534	460	348	201
	残 高	68,157	91,798	73,253	43,159	45,901	33,326	15,244
住宅ローン	先 数	764	1,309	1,222	1,066	906	747	449
	残 高	12,344	20,062	18,242	15,965	13,305	11,374	6,602
その他	先 数	138	220	203	178	153	151	57
	残 高	1,360	2,276	2,210	1,789	1,534	1,759	686
合 計	先 数	1,441	2,355	2,146	1,780	1,521	1,248	707
	残 高	92,569	120,396	99,949	67,555	67,384	52,387	22,533

## 【貸出条件変更契約の締結状況】

(単位：件、百万円)

		3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	累計
事業性貸出	先 数	110	131	154	181	101	101	108	886
	残 高	5,241	12,762	13,004	32,120	10,357	12,413	8,553	94,450
うち 中小企業	先 数	110	131	154	181	101	101	108	886
	残 高	5,241	12,762	13,004	32,120	10,357	12,413	8,553	94,450
住宅ローン	先 数	36	34	62	91	85	138	129	575
	残 高	387	394	722	1,255	1,170	1,981	2,035	7,944
その他	先 数	3	7	6	6	13	14	10	59
	残 高	12	3	10	44	127	62	49	307
合 計	先 数	149	172	222	278	199	253	247	1,520
	残 高	5,640	13,159	13,736	33,419	11,654	14,456	10,637	102,701

※貸出条件変更契約締結先の残高は、対象先の総与信残高

## 【貸出条件変更契約の締結状況（住宅金融支援機構）】

(単位：件)

	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	累計
住宅金融支援機構利用者	—	—	13	72	142	164	183	574

※住宅金融支援機構融資の災害特例による返済条件変更制度への対応は平成23年5月16日取扱開始、承認ベース。当行の取扱いは全国受理件数2,205件の26%を占め、受理件数は全国1位。

## ②災害関連融資の実行状況

## ア. 当行の震災関連融資商品の整備状況

東日本大震災では、地震による被害に加え、沿岸部地域においては、津波による甚大で直接的な被害が発生しましたことから、資本ストックの回復、すなわち設備投資の資金需要が見込まれております。また、サプライチェーンの分断・立て直しの遅れや、電力供給の制約をはじめ、ガソリン不足等、エネルギーの供給体制に影響が及ん

だこと、震災に伴う消費マインドの低下、原子力災害の発生に伴う風評被害等を要因とした売上の減少など、間接的な影響に伴う多様な運転資金需要も発生しております。

また、瓦礫処理や道路整備をはじめとする社会インフラの回復・整備に向けた公共工事に伴う様々な資金需要もみられております。

一方、個人の方々につきましても、地震や津波による住宅の損壊に伴う住宅の新築・修繕にかかる資金需要のほか、マイカー取得や教育、その他の生活再建にかかる様々な資金需要が発生しております。また、アパート建築のニーズなども高まっております。

このような多様な資金需要に迅速に対応するとともに、被災者の皆さまの再建に向けた支援を図る観点から、当行は次のような震災関連融資商品を用意し、地域の皆さまに対する信用供与を図っております。

【七十七東日本大震災復興支援ローン】

	1. 事業者向けご融資			2. 農業者向けご融資	
	無担保口	信保口	オリックス口	無担保口	オリックス口
保証口					
ご融資 限度額	20 百万円以内 ※当行とお取引 のない方は 10 百 万円以内	80 百万円以内	30 百万円以内 ※当行とお取引 のない方は 10 百 万円以内	3 百万円以内	運転資金： 10 百万円以内 設備資金： 30 百万円以内
ご融資期間	10 年以内 (据置 2 年以内)	10 年以内	10 年以内 (据置 2 年以内)	5 年以内	10 年以内 (据置 2 年以内)

	3. 個人向けご融資			
	リフォーム口	マイカー口	教育口	生活支援口
保証口				
ご融資 限度額	7 百万円以内	5 百万円以内	5 百万円以内	3 百万円以内
ご融資期間	20 年以内 (据置 1 年以内)	10 年以内	10 年以内 (据置 5 年以内)	10 年以内

【保証協会保証付融資】

	1. 「東日本大震災復興緊急保証」関連			2. 「災害関係保証」関連	
	東日本大震災復興緊急保証融資	宮城県中小企業 経営安定資金 (みやぎ中小企業 復興特別資金)	仙台市中小企業 育成資金 (経済変動対策資 金・東日本大震災 復興関連口)	宮城県信用保証協会 「災害関係保証 融資(平成 23 年 東北地方太平洋 沖地震)」	仙台市中小企業 育成資金 (経済変動対策資 金・災害関連口)
保証口					
ご融資 限度額	280 百万円以内	80 百万円以内	50 百万円以内	280 百万円以内	30 百万円以内
ご融資期間	10 年以内 (据置 2 年以内)	15 年以内 (据置 3 年以内)	15 年以内 (据置 3 年以内)	運転資金： 10 年以内 設備資金： 15 年以内 (据置 2 年以内)	運転資金： 7 年以内 設備資金： 12 年以内 (据置 1 年以内)

	3. 「セーフティネット(5号)」関連		
保証口	セーフティネット保証(5号)	宮城県経営安定資金 (セーフティネット資金)	仙台市中小企業育成資金 (経済変動対策資金・不況関連)
ご融資 限度額	280 百万円以内	80 百万円以内	50 百万円以内
ご融資期間	信用保証協会所定 (宮城県信保は 10 年) (据置 1 年以内)	10 年以内 (据置 2 年以内)	運転資金：7 年以内 設備資金：12 年以内 (据置 2 年以内)

#### 【その他制度融資】

	1. 農業者向け融資		2. 漁業者等向け融資商品		
保証口	独立行政法人農 林漁業信用基金 「東日本大震災復 旧緊急保証融資」	平成 23 年東日 本大震災による 農林業災害対策 資金	日本財団 「造船関係事業 資金(災害支援 資金)」	平成 23 年東日 本大震災による 水産業災害対策 資金	宮城県漁業信用 基金協会 「漁業者等緊急保 証対策資金」
ご融資 限度額	運転資金： 原則400百万円以内 設備資金： 定めはありません	法 人： 5 百万円以内 個人事業者： 1.5~3 百万円以内 (農林業所得の 状況による)	3~100 百万円以 内(所要資金額 を上限)	10 百万円以内	資金用途におけ る所要資金の範 囲内
ご融資期間	15 年以内 (据置 3 年以内)	5~7 年以内 (農林業所得の状況 等により異なる)	15 年以内 (据置 3 年以内)	13 年以内 (据置 5 年以内)	23 年以内

#### 【七十七東日本大震災復興支援住宅ローン】

保証口	非提携住宅ローン「マイホーム口」、「借換口」、 「進出企業口」および提携住宅ローン	非提携住宅ローン「全国保証口」
ご融資 限度額	1 百万円以上 1 億円以内	10 百万円以上 60 百万円以内
ご融資期間	3 年以上 35 年以内	
特別金利の 適用	震災により被害を受けられた方につきましては、通常のお借入金利より低い特別金利を適用させていただいております	

#### イ. 震災にかかわる事業性貸出金の状況

当行は、震災による甚大な被害状況を踏まえ、震災直後から、地域の事業者の皆さまに対するご融資を積極的に行ってまいりました。震災直後は、期末を前に増加傾向にあった事業者の皆さまの決済資金等の運転資金を中心に、被災者の方々の資金需要に速やかに対応しました。また、震災後の影響が徐々に明らかになるとともに、お客さま毎に異なる、震災による直接・間接的な被害に伴う多様な資金需要に対応してまいりました。信用保証協会の保証付融資制度の取扱いや、被災者向けの当行独自の融資制度である七十七東日本大震災復興支援ローンを活用するなど、被災者の負担軽減に繋がる融資商品のラインアップを順次拡充させ、復興に向けた資金需要に積極的に対応してまいりました。

平成 23 年 10 月末までの震災関連の事業性貸出金の実行実績は、合計で 2,744 件、807 億円となっております。

足元では、被害の少なかった内陸部の建築・土木業者を中心に瓦礫撤去作業等の復興需要に伴う資金需要がみられており、また、被災地域においては、規模の大きい企業を中心に工場の修繕・建設等の設備投資や事業再開の動きが見られ、それに伴う資金需要も出てきております。

一方、津波による甚大な被害を受けた地域においては、地盤沈下の影響等により、事業者の大半を占める中小企業の事業の再開や設備投資は、いまだに進んでいるとは言えない状況にあります。

震災による被害が大きかった地域の経済・社会の復旧・復興には、地域の雇用人口の確保が必須であり、そのためにも被災地域の企業は早急に立ち直らなければなりません。事業の再生・再建が見込まれるお客さまに対しては、引続き積極的な資金供給を図っていくとともに、経営改善計画の策定等のアドバイスも含め、復興支援に向けた各種ソリューションの提供を行い、地域金融機関として地域の復興に向けた役割・責務を十分に果たしてまいります。

震災発生以降の事業性貸出金の状況は以下のとおりです。

【震災関連貸出の実行状況】

(単位：件、百万円)

		3月		4月		5月		6月		累 計	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額		
使 途 別	運転資金	71	5,084	309	7,591	378	8,352	369	7,934		
	設備資金	0	0	16	326	45	660	62	1,275		
合 計		71	5,084	325	7,918	423	9,012	431	9,209		

		7月		8月		9月		10月		累 計	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
使 途 別	運転資金	377	13,020	297	8,841	332	11,247	184	5,546	2,317	67,615
	設備資金	90	4,249	69	1,656	74	2,711	71	2,258	427	13,135
合 計		467	17,269	366	10,497	406	13,958	255	7,804	2,744	80,751

※内訳

【プロパー貸出金（事業性）】

(単位：件、百万円)

		3月		4月		5月		6月		累 計	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額		
プロパー貸出金		34	4,390	71	3,212	46	3,438	45	2,401		

		7月		8月		9月		10月		累 計	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
プロパー貸出金		42	5,229	31	1,639	36	3,279	24	2,336	329	25,924

## 【七十七東日本大震災復興支援ローン（事業性）】

（単位：件、百万円）

種 類	3月		4月		5月		6月		累 計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額		
事業者向け合計	—	—	8	75	15	117	15	116		
農業者向け合計	—	—	0	0	2	4	2	4		
合 計	—	—	8	75	17	121	17	120		

種 類	7月		8月		9月		10月		累 計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
事業者向け合計	20	218	11	128	10	131	13	166	92	951
農業者向け合計	1	1	1	8	2	16	1	2	9	35
合 計	21	219	12	136	12	147	14	168	101	986

注. 4月25日取扱開始。

## 【信用保証協会保証付融資制度、その他の制度融資等】

（単位：件、百万円）

種 類	3月		4月		5月		6月		累 計		
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額			
信用保証協会保証付制度融資	復興緊急保証関連	0	0	0	0	7	173	87	2,894		
	災害関係保証関連	0	0	51	425	158	1,311	142	1,094		
	セーフティネット6号関連	15	407	82	2,554	105	2,491	60	1,347		
	七十七災害対策ローン	2	15	13	124	4	39	0	0		
	その他自治体	1	5	23	157	17	147	30	226		
	その他	10	182	74	1,346	67	1,281	49	1,117		
	小 計	28	609	243	4,606	358	5,442	368	6,678		
その他の制度融資等	9	85	3	25	2	11	1	10			
合 計	37	694	246	4,631	360	5,453	369	6,688			

種 類	7月		8月		9月		10月		累 計		
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
信用保証協会保証付制度融資	復興緊急保証関連	227	9,070	217	6,939	263	7,519	159	4,138	960	30,733
	災害関係保証関連	104	830	61	534	34	269	0	0	550	4,463
	セーフティネット6号関連	26	1,244	11	270	8	162	1	80	308	8,555
	七十七災害対策ローン	0	0	0	0	0	0	0	0	19	178
	その他自治体	21	89	9	56	18	109	10	66	129	855
	その他	21	483	24	723	33	873	43	965	321	6,970
	小 計	399	11,716	322	8,522	356	8,932	213	5,249	2,287	51,754
その他の制度融資等	5	105	1	200	2	1,600	4	51	27	2,087	
合 計	404	11,821	323	8,722	358	10,532	217	5,300	2,314	53,841	

注1. その他：震災関連融資制度以外の保証制度で、資金使途が震災関連のもの。

注2. その他の制度融資等：信用保証協会保証付制度融資以外の保証制度で、資金使途が震災関連のもの。

## ウ. 震災にかかわる住宅ローン等消費性貸出金の状況

震災により被害を受けた個人の方の生活再建に向けた取組みを支援するため、平成23年4月1日より住宅ローンについて新規に利用する被災者向けに特別金利の適用を開始しましたほか、平成23年4月25日からは、返済期間の長期化や、資金使途に既存同種ローンの借換えを認める等、既存のローン商品からお借入条件を緩和した消費者ローン「七十七東日本大震災復興支援ローン」の取扱いを開始し、個人の被災者の方の資金需要にも積極的にお応えしております。

平成23年10月末までの実行実績は、被災者向け住宅ローンが531件の9,805百万円、消費者ローンが1,134件の2,010百万円となっております。被災した家屋の修繕や流失した自動車の買替え、家財の購入等、目下の生活環境のための資金を使途とした足元の消費者ローンについては、義援金や保険金の入金もあり、伸び悩んでおります。しかし、住宅ローンについては、宮城県内の建物被害の棟数（全壊・半壊合計で179,060棟）を勘案いたしますと、各自治体における復興計画の策定や、高台移転の動向等により、今後本格的な住宅取得等の動きが顕在化するものと見込まれます。

また、宮城県内の自家用車にかかる流出等の被害は14万6千台（宮城県推計）とされており、潜在的な自動車取得ニーズもあるものと見込まれますことから、生活再建に向けた消費性の資金需要につきましては、今後も増加するものと見込まれます。

したがって、引続き個人の被災者からの資金需要に対しては、積極的に取り組んでまいりますとともに、復興のステージに応じた被災者のニーズの変化等を適時適切にとらえた商品内容の充実等についても検討してまいります。

### 【被災者向け住宅ローンの取扱状況】

（単位：件、百万円）

	3月		4月		5月		6月	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
住宅ローン取扱い	—	—	34	498	35	564	67	1,136

	7月		8月		9月		10月		累 計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
住宅ローン取扱い	75	1,458	85	1,767	106	2,127	129	2,255	531	9,805

注. 4月1日取扱開始。

### 【七十七東日本大震災復興支援ローン、七十七災害対策ローン(消費性)の取扱状況】

（単位：件、百万円）

使 途	3月		4月		5月		6月	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
リフォーム	1	1	11	31	23	77	31	93
リフォーム以外	20	19	191	268	—	—	—	—
マイカー	—	—	6	5	144	227	111	174
教 育	—	—	0	0	6	10	4	6
生活支援	—	—	0	0	43	63	25	36
合 計	21	20	208	304	216	377	171	309

使 途	7月		8月		9月		10月		累 計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
リフォーム	33	104	29	94	20	53	25	60	173	513
リフォーム以外	—	—	—	—	—	—	—	—	211	287
マイカー	86	134	90	148	70	132	79	147	586	967
教 育	4	4	6	5	0	0	7	8	27	33
生活支援	15	23	23	37	12	14	19	30	137	203
合 計	138	265	148	284	102	199	130	245	1,134	2,003

注. 七十七東日本大震災復興支援ローンの取扱開始（4月25日）以降、リフォーム以外はマイカー、教育、生活支援に分類

【住宅金融支援機構の「災害復興住宅融資」の受理実績】（単位：件、百万円）

種 類	3月		4月		5月		6月	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
災害復興住宅融資	0	0	14	172	71	897	183	2,572

種 類	7月		8月		9月		10月		累 計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
災害復興住宅融資	167	2,460	191	3,198	208	3,259	98	1,521	932	14,078

B. 被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策

a. 東日本大震災後の被災地域における復興ニーズの把握と復興支援に向けた対応

東日本大震災により、当行の営業基盤である宮城県は、県民生活及び社会経済、社会インフラの全般にわたり、極めて甚大な被害を受けました。津波の被害が甚大であった太平洋沿岸部では、未だに事業の再開、生活再建の目処が立たない状況下にあるお客さまもみられ、事業者の移転・廃業や、被災地域での生活を断念する動きなどにより人口が流出し、再生に向けたハードルが非常に高い地域もあるなど、地域経済の低迷が懸念される状況にあります。

一方、内陸部については生産面での回復の動きがみられるほか、震災復旧工事等に伴う公共工事の増加もみられ、長引く地域経済の低迷の中で、着実に資金需要が発生しております。さらに、新たな基幹産業への発展が見込まれる自動車産業や半導体関連産業などの本格操業に伴う波及効果も顕在化する状況になっております。

このように、被災者の金融機関に対するニーズは、津波による被害の有無等、被災状況や地域によって多岐にわたっており、今後、さらにニーズは拡大・多様化するものと見込まれます。地域と共にある金融機関として、当行は、これらのニーズに柔軟に対応し、地域経済の復興、発展を金融面から支えていく必要があります。

当行は、こうしたお客さまの震災による直接・間接的な被害の状況を正確に把握するため、営業店行員による取引先訪問運動を展開しております。営業店による取引先訪問運動を通じてお客さまとのリレーションを強化することにより、お客さまが真に必要なと

しているニーズを理解し、最適なソリューションを提供したいと考えております。また、営業店だけでは解決が難しい、専門性の高い踏み込んだニーズを把握し、迅速・的確に対応できるよう、審査部審査役による出張審査や営業支援部に設置した営業支援部隊による顧客訪問・相談の受付も実施しております。

こうした地域金融機関として把握できるニーズをお客さま毎に認識した上で、地域の復興に資する支援を行ってまいります。震災により地域経済が停滞している地域につきましては、審査部の営業店訪問（出張審査）や企業支援室による支援等を実施しながら、復興の第一歩を踏み出そうと努力している皆さまに対する金融円滑化の取組み、事業再生、事業再建、経営改善に向けた金融支援を積極的に行ってまいります。また、必要に応じて債権放棄等の抜本的な支援も実施してまいります。

また、震災からの復興への取組みに着手されている地域の皆さまに対しては、本部に設置した営業支援部隊による営業店の顧客訪問支援等を実施することにより、その復興を強力に後押しする支援策を実践してまいります。復旧・復興に向けた資金需要の掘り起こしをはじめ、事業の存続・拡大に有用な営業情報の提供、販路・仕入れ先開拓支援等を積極的に行ってまいります。

今後、宮城県の復興は、地域やお客さまの状況により、スピード感やステージも、大きく異なっていくものと見込まれますが、地域が長期間にわたって復興を果たし、持続的成長を続けていくためにも、金融機関として可能な最大限の支援を本部・営業店が一体となって実施してまいります。

## **b. 復興のステージに合った金融仲介機能の発揮**

地域の被害状況は、直接および間接的な被害も含め、お客さまごとに異なりますが、お客さまの復興のステージに合った金融仲介機能を最大限発揮することが当行の役割であると認識しております。

したがって、被災されたお取引先の直接・間接的な被害や影響等に十分配慮し、お取引先からの貸出条件変更等やつなぎ資金の供与等にかかる相談・申込みに対し、真摯に、かつ適切な対応を行ってまいります。

また、再建意欲が強く、かつ再建の可能性のある企業については、必要なソリューションを提供してまいります。

### **①金融円滑化の推進**

#### **ア. 貸出条件変更等への対応**

震災発生以降、お客さまの被災状況等に応じ、中小企業や個人事業主のお客さまを対象とした「ご相談窓口」の設置、および、個人のお客さまを対象とした「ご相談窓口」の設置により、事業者および個人事業主、個人のお客さまに対し、約定返済の一時停止や、貸出条件変更を実施してまいりました。

復旧・復興が進み、震災後のピークと比較しますと、その件数は着実に減少してきておりますが、津波による被害の大きかった地域では、事業復興までの長期化をはじめ、事業の移転や停止等も想定されます。この場合は、従業員の方々の失業等も想定され、事業者・個人の方々とともに、再建に向けた対応が必要になると見込まれます。



こうしたことを踏まえ、従来以上に相談体制を強化し、迅速かつきめ細かい対応を行ってまいります。

具体的な施策といたしましては、審査部行員が営業店を訪問して行う案件審査（出張審査）を活用し、貸出条件変更等の案件に積極的に、かつスピーディーに対応してまいります。出張審査の体制は、担当者を増員し、震災復興に向けた体制整備をしております。震災発生後の出張審査の実績は、204件となっておりますが、うち被災者向けは86件となっております。そのうち、貸出条件変更等への取組みは19件となっております。

また、お客さまの復興への足がかりや取組みを支援するため、金融円滑化の相談と併せ、復興に向けた相談への対応もさらに強化してまいります。財務面での相談については、必要に応じて審査部の協力のもと、各営業店の担当者が対応しておりますが、営業支援部ソリューション営業課の営業支援部隊による、被災者の実態を踏まえた資金や商品の提案、事業や生活の再建に必要なソリューション（販路開拓支援、代替事業施設や遊休地にかかる情報提供等）の提供も充実させており、震災発生以降302件の提案を行っております。今後こうした取組みをさらに強化してまいります。

一方、個人の方々からのご相談につきましては、本部人員を専門の担当者として、被災地の営業店やローンセンターを中心に派遣し、様々なご要望にお応えしておりますが、被災者の状況を見極めながら、引続き対応を継続してまいります。

#### イ. 被災されたお客さまに対する弾力的な取扱いの継続と被災者向けの商品の活用

被災されたお客さまの復旧・復興への支援を行うため、震災後に約定返済の一時停止や、貸出条件変更を実施してまいりましたが、復興に向けた動きに併せて、お取引先の被災状況に応じた弾力的な取扱いを引続き迅速に実施していく一方、地域経済の復興のためには、金融仲介機能を発揮し、お客さまを復興に向けた次のステップに誘導していく必要があります。

当行では、震災による被害の状況や多様な資金需要に迅速に対応するとともに、被災者の皆さまの再建に向けた支援を図る観点から、様々な震災関連融資商品の取扱いをはじめ、地域に対する信用供与を図ってまいりました。

今後は、さらなる各種支援制度等の充実が見込まれますが、震災復興に向けたニーズの多様化・高度化に伴い、被災者の復興・再建に資する商品の一層の充実を図り、お客さまのニーズに対応してまいります。

#### ウ. 本部による支援の強化

震災からの復旧・復興の進展とともに、お客さまからの借入にかかわる相談はますます増加するものと見込まれます。一方、津波による甚大な被害を受けた地域については、復旧・復興の遅れに伴う地域経済悪化の長期化等により、さらに柔軟な対応が必要になることが想定されます。

こうした状況を踏まえ、実際にお客さまと接する営業店窓口の相談受付態勢の維持・強化を図る観点から、本部による金融円滑化にかかる営業店支援を強化いたします。震災の影響等を考慮した迅速な案件組成支援や事務渋滞の監視も含めた融資業務支援の観点から、出張審査や案件審査担当者を中心にモニタリングを行い、営業店支

援を推進します。

## エ. 相談会等への派遣の継続

東北財務局や宮城県では、震災による被害が大きかった地域において、金融円滑化に関するご相談や、各種制度融資の活用ニーズ等、金融面での支援を行うため、出張相談会を開催しております。

当行では、東北財務局が主催した県内4カ所での金融機関合同相談会に、営業支援部の行員等のべ12名を相談員として派遣しましたほか、宮城県が主催いたしました計6回にわたる金融相談会に、のべ26名を相談員として派遣いたしました。

被災地域における様々な資金ニーズに対応するため、今後も同様の取組みには積極的に参加してまいりますほか、被災地域における相談機能の一層の強化を検討してまいります。

## ②二重債務問題の解決に向けた適切な対応と事業再生支援の強化

金融機関は、株主の皆さまによる資本と、お客さまからお預かりした預金をもとに、地域に対する信用供与を行っていることから高い健全性が求められており、その公共的性格から、地域に対する信用創造を果たしていくためにも、強固な経営基盤を継続し、持続的成長を果たしていかなければなりません。今回の震災で当行の主要な営業基盤が甚大な被害を受けたことを踏まえ、地域経済の回復を見据え、地域に対する支援策を積極的かつ継続的に実施することにより、当行の経営基盤を守っていく必要があります。

したがって、モラルハザードの回避を前提としつつも、債務者の自助努力による生活や事業の再建については、コンサルティング機能を最大限発揮し、可能な限りの支援を行っていく必要があります。

このような認識のもと、当行は以下の対応をすすめてまいります。

## ア. 企業支援室の体制強化による事業再生支援の実施

当行では、今回の震災で被災したお取引先の事業再生に向けた取組みを強化するため、震災以降人員を増員し、新たに18件の事業再生支援に取り組んでおります。事業再生支援先については、企業支援室が直接関与し、支援を行っておりますが、震災の影響により今後予想される再生案件の増加に対応するため、人員体制の強化等を検討するほか、外部機関との連携強化や人材の育成を図りながら、あらゆる手法を駆使し、きめ細かな対応を行ってまいります。

## イ. 外部機関の活用による再生支援の実施

### ・中小企業再生支援協議会等の活用

当行では、地域密着型金融の強化・推進態勢を整備するなか、企業再生の強化策として宮城県中小企業再生支援協議会との人材派遣を含めた連携の強化を図ってまいりました。

震災により被災した企業の再生に向け、より多くの角度から支援を行うため、今後も宮城県中小企業再生支援協議会等の公的支援機関を活用した支援を行ってまいります。

#### ・外部コンサルタント・外部専門家との連携

当行は、経営コンサルタントや外部専門家と連携し、専門的な視点からお取引先の再生計画の策定支援を実施しております。

今後の復興の進捗状況により、再生案件にかかわる専門性はさらに高度化・多様化すると見込まれますことから、外部コンサルタント・外部専門家と連携した取組みをさらに強化してまいります。

#### ウ. 信用保証協会および他の金融機関と連携した再生支援の実施

当行の地域における貸出金のシェアは約45%と高い水準を占めております。また、当行は宮城県信用保証協会と連携し同協会保証付貸出を推進しており、当行のシェアは残高で約46%、件数で約39%となっております。

今後、お客さまの事業再生や経営改善支援、復興にかかわる支援策を実施していくためには、当行だけでなく、地域のために債権者が一体となって支援を行っていく必要があります。当行は、地域全体の再生を図るため、宮城県内における信用供与の状況を踏まえ、宮城県信用保証協会および他の金融機関との連絡・調整に積極的に取り組み、お客さまの再生支援を実施してまいります。

#### エ. 金融支援の実施や宮城県産業復興機構（仮称）との連携等を活用した抜本的な事業再生支援の実施

お客さまの被害の度合いに応じ、再生の可能性を十分に検証しつつ、基本的には以下のような私的整理の手段を検討し、お取引先の再建に努めてまいります。なお、個別のスキームを実施するにあたり、お取引先の再生の可能性を高めるという前提においては、償還力を超える部分の債権について放棄等の手段によって圧縮することについても検討してまいります。

#### ・DDS（デット・デット・スワップ）、DES（デット・エクイティ・スワップ）の活用

東日本大震災により被災した事業者が、復旧・復興資金を調達し、事業を再建していくためには、震災が原因で一過性の大きな毀損を受け、痛みを抱えたままのバランスシートを改善することが喫緊の課題であります。震災によって過剰となってしまった債務を劣後化もしくは株式化により実質的に圧縮するDDSやDESは、事業者の財務状態あるいは信用状態を改善し、再建可能性を高める手法であることから、当行としても積極的に活用を図ってまいります。

なお、お客さまのDDS・DES活用の前提となる再建計画の策定にあたっては、営業店および本部が一体となって実態の把握に取り組み、最適な計画の策定に向けた支援を行います。他の金融機関が同様の取組みを検討する場合は、他の債権者の皆さまとともに協力してまいります。

また、事業者の再建に対する意欲が高く、地域の面的再生・経済活性化に有用であると認められるような場合は、メイン金融機関と協議のうえ、必要な支援策に協力するとともに、状況に応じて当行から働きかけを行うなど、積極的に取り組んでまいります。

#### ・DIP（デッター・イン・ポゼッション）ファイナンスの活用

震災により大幅に財務内容が悪化し、民事再生法の適用等を余儀なくされたお客さまについて、一時的な信用低下に伴い、本来の事業再生が困難になるケースが見込まれますが、地域経済の復興に資する事業再生を果たすためにも支援が必要になります。そうした再生を決意したお取引先の、再生期間中の信用力低下による資金繰りニーズに対しては、DIPファイナンスの活用を検討してまいります。

#### ・「宮城県産業復興機構」等設置への参画と同機構を活用した支援

宮城県では、東日本大震災により甚大な被害を受け、旧債務の負担によって、新規の融資を受けることが困難となっている事業者について、旧債務の買取等によって、事業の迅速な再建に資する地域金融機関からの新規融資を促進するため、独立行政法人中小企業基盤整備機構と宮城県内金融機関との共同出資により、宮城県産業復興機構（仮称）（復興ファンド）の設置を検討しております。当行は、その設立に向けた準備の段階から、準備委員としてメンバーを派遣し、スキームの構築に携わってまいりましたことなどを踏まえ、宮城県産業復興機構を有効に活用し、事業者の迅速な事業再開を通じて被災地域の復興を図ってまいります。

#### ・「東日本大震災事業者再生支援機構」を活用した支援

現在、東日本大震災で被災した小規模事業者、農林水産事業者、医療福祉事業者等を重点的な支援対象とする「東日本大震災事業者再生支援機構」の設立に向けた準備が進められております。

当行では、「宮城県産業復興機構」を活用した支援を行う一方、その活用が困難な事業者等の皆さまにつきましては、「東日本大震災事業者再生支援機構」の活用による相互補完を検討するなど、支援の拡充も検討してまいります。

#### ・復興支援ファンド（事業再生ファンド）の組成・活用

東日本大震災の被災企業に対する復興支援を目的として、日本政策投資銀行と共同して東日本大震災復興支援ファンドを設立しております。現在、事業再生が必要な取引先に対し、ファンドの活用を検討しております。

また、大和企業投資㈱と提携し、新たなファンドとして「東日本大震災中小企業復興支援投資事業有限責任組合（仮称）」の組成も検討しております。復興ファンドとして既に複数のお取引先が利用する見込みであるなど、本ファンドの活用についても検討しております。

#### ・今後の事業継続が困難とみられるお取引先への支援

東日本大震災により被災した事業者の中には、経営者や後継者の死亡・行方不明、或いは設備への壊滅的な被害等、様々な理由により今後の事業継続が極めて困難とみられるお取引先も含まれております。

当行は、お取引先の事業再建の可能性をできる限り模索しつつも、場合によっては、これを断念せざるを得ないケースも視野に入れ、本部と営業店、外部専門家等が連携し、コンサルティング機能の発揮に努め、事業譲渡や会社分割等のソリューションを、適時適切に提供できるよう努めてまいります。

## オ. 個人債務者の私的整理に関するガイドラインの活用

被災された個人のお客さまの1日も早い復旧・復興への支援を行うため、当行はご利用中のお借入れに関するご相談に、柔軟に対応してまいりましたが、震災により生活基盤や事業基盤を消失し、既往債務の弁済に困難をきたしているお取引先の中には、抜本的な支援が必要なお客さまがいらっしゃいます。私的な債務整理により債務免除を行うことによって債務者の自助努力による生活や事業の再建を支援することが可能なケースにつきましては、個人債務者の私的整理に関するガイドライン等の活用を積極的に行ってまいります。

なお、平成23年8月の個人債務者の私的整理に関するガイドラインの制定にあわせ、「個人版私的整理ガイドライン運営委員会宮城支部」が設立されておりますが、当行は、被災地域ならびに被災者の再建をバックアップする観点から、本制度が宮城県内で幅広く適切に運用されるよう、人的支援を含めて協力しております。

また、お客さまが生活や事業の再建に向けて、本制度を有効に活用できるよう、お客さまへのご案内も行ってまいります。私的整理ガイドラインの利用によるメリットやお客さまからの照会先を明示したポスターを全営業店およびローンセンターに配置しましたほか、震災発生以降にご返済の長期延滞が発生した住宅ローン利用者に対しダイレクトメールを配信し、制度の周知を図っております。

## ③資金供給手段の多様化

### ア. 中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業の活用

東日本大震災により被災された複数の中小企業等グループの皆さまの施設・設備の復旧・整備に対する支援として、国と宮城県が補助を行う「中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業」が実施されております。

当行では、震災による被害を受けたお客さまを、国や宮城県と一体となって支援するため、本制度の取扱いが開始される前から、地域のお客さまに対するご案内等を積極的に行ってまいりました。説明会開催のご案内などを随時行いましたほか、お客さまの状況に応じて営業店長と本部渉外担当がお客さまを訪問し、事業の概要や申請方法等についての説明を行うとともに、申請関係資料の作成にかかる支援なども行いました。また、本制度を円滑に活用するための資金需要にも積極的に応えてまいりました。宮城県では、1次公募、2次公募を合わせ、365グループ、2,052億円の申込みが行われ、3次公募が大幅に予算を拡大し実施されました。引続き地域に対する国や宮城県の復興支援策等の情報収集に努め、その周知を図るとともに、活用に向けた資金需要に積極的に応えてまいります。

### イ. 各種融資制度の充実

当行では震災からの復興に資する融資商品を取り揃え、地域の被災者に対する金融面での支援を実施しております。復興のステージに合った資金需要に積極的かつ迅速に対応するため、各種支援制度等も活用しながら、柔軟にかつスピーディーに対応できる商品の充実に取り組んでまいります。

## ウ. ABL（動産担保融資）、復興私募債を活用した信用供与等の実施

当行ではABLおよび私募債を活用した資金調達を推進し、震災後の資金需要に積極的に対応しております。震災により多くのお客さまの資本ストックが毀損しておりますが、ABLは、過度に担保・保証に頼らずとも資金調達が可能であり、こうした局面では極めて有効な手段になります。今後はこれまでの取組みの中では、信用保証協会の対象外業種となっておりました、第1次産業、或いは知的財産等の、新分野への取組みを含め、お客さまとのリレーションを継続・構築していく中で、積極的にABLの推進を図ってまいります。

特に、平成24年には、手形に変わる新たな決済手段として「でんさいネット（株式会社全銀電子債権ネットワーク）」による電子記録債権の取扱いがスタートいたしますが、ABLでは、在庫などの動産のほかに、でんさいネットで取扱う、売掛債権や工事請負代金債権なども担保の対象になることから、その活用が期待されております。ABLの推進体制強化を図る観点から、当行ではでんさいネットの普及に向けた取組みも実施してまいります。

また、当行では銀行保証付私募債を推進しておりますが、お客さまの復興に向けたニーズを見極めながら、復興私募債等にも取り組んでまいります。

このほか、震災に伴うお客さまのお取引における信用力の低下を補完するため、支払保証の活用提案等による支援も行ってまいります。

## エ. 農林水産業に対する取組強化

今回の震災は、全ての産業に大きな被害をもたらしましたが、なかでも宮城県の産業を支えている農林水産業の再生は、喫緊の課題であると認識しております。宮城県は、豊富な農林水産資源を背景に、第1次産業の経済に占めるウェイトが他の地域よりも高いことを勘案しますと、農林水産業への取組みは、地域経済の復興と活性化に不可欠であります。特に宮城県は、漁獲量が全国的に高い割合を占めているなど、水産資源に恵まれた地域であり、津波により甚大な被害を受けました水産業の復興、再建への取組みが地域全体に求められております。

当行はアグリビジネスを支援するため、制度融資の充実や、農業経営アドバイザーの育成（資格取得者14名）等、体制整備に取り組んでまいりましたほか、平成23年11月には、農業者向け信用供与の推進強化を図るため、公的保証機関「宮城県農業信用基金協会」を活用した融資商品の取扱いを開始するなど、その取組みを継続しております。

今後、漁業・水産養殖業、水産物加工業等の再構築が見込まれていること等から、こうした分野における新たなニーズの発生が見込まれるほか、6次産業化への取組み等も活発になるものと見込まれます。当行では、引続きビジネスマッチングの推進、貸出商品の拡充、農業経営アドバイザーの育成、農業者向け融資の推進強化に向けた人材育成等に取り組む、新たなニーズに対応してまいりますほか、委員として行員を派遣する「東北ブロック6次産業化推進行動会議における金融分科会」における施策の検討や講演会の開催等を通じ、6次産業化の推進に向けた取組みにも積極的に参画してまいります。

## オ. 債権流動化の取扱い

当行では、お客さまの資金調達ニーズの多様化に対応し、債権流動化にも取り組んでおり、これまでの実績は3件となっております。

震災からの復興過程において、企業の資産の信用力・将来キャッシュフローを背景としたニーズが発生した場合は、流動化のスキームも活用してまいります。また、不動産流動化の取扱い等、スキームの拡充についても検討してまいります。

## c. 地域の復興に向けた取組み

### ①リレーション強化

#### ア. 取引先訪問運動を通じた地域とのリレーション強化

当行は、お客さまとの接点増加によるリレーションを強化し、お客さまに最適なソリューションを提供することを目的として、営業店の支店長および担当者が、原則として貸出のある全ての事業者の皆さまなどを訪問する運動を4年にわたり実施しておりますが、震災発生以降も、地域金融機関として金融仲介機能を発揮するため、訪問運動を展開しております。また、従来から役付役員によるお客さまの訪問も強化しております。

お客さまを訪問することにより、直接的・間接的な被害の状況を把握するとともに、復旧・復興に向けた資金需要の掘り起こし、新たな販路や仕入先の開拓、事業拡大に資する営業情報の提供などに積極的に取り組んでまいります。

また、訪問時に入手した情報を、渉外支援・顧客管理システムに入力することにより、情報を体系的・一元的に管理し、その情報を本部・営業店の全行員が共有し、本部・営業店のノウハウと融合させることにより、地域のお客さまに対するソリューションを提供し、金融仲介機能を発揮してまいります。

#### イ. 営業支援部隊による情報営業の強化

営業支援部ソリューション営業課の営業支援部隊は、営業店による取引先訪問運動によるヒアリングや渉外支援・顧客管理システムの情報等を通じて復旧・復興案件を発掘し、さらに直接お客さまを訪問することによってニーズを深掘りし、専門性の高いソリューション営業を実践してまいります。

- ・全店ベースのビジネス情報を活用し、被災されたお客さまに対する代替事業施設や遊休地の情報等、お客さまの不動産にかかわる情報を一元化し、必要な情報提供と提案活動を実施してまいります。

- ・被災された方々への提供・活用等、不動産活用にかかわるコンサルティングを提供してまいります。

### ②ソリューション営業の強化

#### ア. 国内ビジネスマッチング

##### ・商談会の開催による販路拡大等の支援強化

当行は、地域の情報集積を活用した持続可能な地域社会への貢献を目指し、ビジネ

スマッチングの推進を地域密着型金融推進の目標に掲げております。

東日本大震災に伴う津波被害により、漁業・水産加工業が極めて甚大な被害を受けましたほか、原子力災害の影響により、水産業、そして農業、畜産業も風評被害等に直面し、国内外に強みを持っていた宮城県の「食」をテーマとしたビジネスマッチングは、極めて厳しい状況に陥っております。地域の復興には、県内の主要産業である第1次産業の支援強化が不可欠であり、宮城県の豊かな「食」を広める取組みが、県内産業の復興の象徴として極めて重要な位置づけにあるとの認識のもと、当行はこれまで以上に食を題材としたビジネスマッチングの強化に努めてまいります。

一方、宮城県では自動車産業や半導体製造装置産業の集積により、ものづくりに関わる販路や調達先の拡大に係わるニーズも急増しております。また、今般の震災でサプライチェーンの分断による事業継続を踏まえた取引先拡大のニーズも発生しております。震災により低落している太平洋沿岸部の経済活動をカバーし、宮城県全体の復興に向けた活力を維持していくためにも、宮城県内陸部への産業集積を契機とした地域経済の活性化は極めて重要であるとの認識のもと、当行は、ものづくりに関連するビジネスマッチングにも積極的に取り組んでまいります。

このほか、風評被害により深刻な影響を受けている観光業等の支援を図るため、観光促進に向けた商談会の開催等も検討してまいります。

#### ・復興支援サイトの設置および復興支援カタログの作成

当行は、ホームページに「食」に関するお取引先紹介を実現するサイト「＜七十七＞食材セレクション」を開設しており、平成23年度上半期の総アクセス件数は50,530件となっております。全国から震災復興を支援する動きもありますことから、引続き同サイトの活用を推進・PRしてまいります。

また、復興支援にかかわる情報共有サイトの開設を検討してまいりますほか、復興支援カタログの作成等を検討し、地域のお取引先の事業の活性化に努めてまいります。

#### ・産学官連携の活用

当行は、ビジネスマッチングの推進に向け、地方公共団体等1先、学校その他の団体2先、民間企業、金融機関2先等、各種機関と連携を図っておりますほか、東北財務局や東北経済産業局等とも連携し、地域活性化に向けた取組みを行っております。

引続き相互の連絡体制を確立し、産学官連携を活用したビジネスマッチングを実施してまいります。

### イ. 地方公共団体との連携強化

#### ・地域の再生に向けた経済調査等の実施・活用

当行はこれまで、地域経済の成長・発展、或いはお客さまの事業活動に資する各種情報提供を行うなど、地域の皆さまに対する調査機能を発揮してまいりましたが、今般の震災の発生を踏まえ、経済社会の復興と発展を支援するため、地域の震災復興計画等に資する各種調査および提言を行っております。

津波による被害が特に大きかった石巻市および気仙沼市については、東日本大震災に伴う経済的被害に関する推計調査を実施するとともに、それぞれの自治体の産業連



関表を踏まえ、経済構造の強みを活かした再生・発展に向けた方向性を提言しております。なお、本件提言は「石巻市復興基本計画」および「気仙沼市震災復興計画」の立案等に役立てられております。

今後地域の復興に向けた取組みが徐々に本格化することが見込まれておりますが、引続き当行の各種調査機能を発揮し、地域の復興・発展や今後の街づくりに貢献してまいります。

#### ・復興プロジェクトへの参画

当行は、宮城県および県内 35 市町村、合計 36 地方公共団体のうち、35 団体から公金取扱業務を受託（指定金融機関、指定代理金融機関合計）しており、公金の収納や支払等の事務を通じ、地方公共団体と強固な関係を築いております。

津波による被害が大きかった地域を中心に、街づくりの抜本的な見直しを行う自治体もあるなど、復興に向けたプロジェクトの進行が見込まれますが、地域の街づくりには金融による側面からの支援も必要不可欠であります。今後、地方公共団体等が主導・関連する大型の P F I（プライベート・ファイナンス・イニシアチブ）や P P P（パブリック・プライベート・パートナーシップ）、各種復興プロジェクトに係わる資金需要なども見込まれますことから、地方公共団体との関係を一層強化し、案件組成の段階から積極的に取り組んでまいります。

#### ・有識者会議等への人材派遣

当行では、地方公共団体の復興委員会等、有識者会議の委員として、「多賀城市復興検討委員会」および「南三陸町震災復興町民会議」にそれぞれ委員を派遣し、地域の震災復興計画の策定等に関わっております。また、石巻市の新エネルギー活用やエコタウン実現を目的とする産学官の協働組織「石巻市復興協働プロジェクト協議会」にもアドバイザーを派遣しております。このほか、復興計画策定に向けた経済調査等にも積極的に協力しております。

今後、震災復興の本格化に伴い、街づくりをはじめとする様々な取組みが見込まれますことから、地域に対する信用供与の実績や、金融決済機能を提供してまいりましたノウハウを活用し、引続き人材派遣や情報発信を行うなど、積極的に地方自治体の活動に関与してまいります。

#### ・各種支援制度の活用

地方公共団体では、被災された皆さまの生活再建に向けたさまざまな支援制度が実施されております。被災された皆さまが、有効に支援を受けることができるよう、協力体制を維持しながら、金融商品等の設計等に反映させてまいります。

#### ・復旧・復興に伴う起債の引受け・販売

当行は、地方公共団体の発行する市場公募地方債、共同発行公募地方債を引受けしております。今後震災復興に関連する起債が見込まれますが、引続き自治体の資金調達に貢献してまいります。

## ウ. アジアビジネス支援強化

### ・海外ビジネス関連情報の提供

当行は、平成 17 年に上海駐在員事務所の設置以降、中国・アジア地域を中心としたお取引先の海外ビジネスのチャンスを拡大する取組みとして、セミナー等を通じた海外ビジネス関連情報の提供に努めております。

平成 22 年度は、アジアビジネス強化に向けた行内プロジェクトチームを設置し、新たな施策を検討しました。全行的なお取引先訪問運動のなかで海外ビジネスに関する情報収集を徹底するとともに、海外との接点があるお取引先とのコンタクトを強化するなど、さまざまなニーズの把握に努めてまいりました。また、市場国際部に「アジアビジネス支援室」を設置しましたが、本部による営業店支援活動を実施するなかで、より踏み込んだニーズの把握にも努めております。

こうした地域の皆さまのニーズに対応するべく、当行では中国をはじめとするアジアビジネスに関連するセミナーを実施しており、平成 22 年度は、国内で 2 件、海外でも 2 件の実績となっております。

震災発生後はその取組みをさらに強化しており、仙台商工会議所と連携して「台湾ビジネスセミナー」の開催に協力しましたほか、宮城県や日本貿易振興機構（JETRO）と共同で「中国ビジネスに関わる企業のための知的財産権セミナー」を宮城県内で実施しました。また、日本・香港経済委員会が主催する「東北復興日港ビジネスラウンドテーブル会議」の開催に協力しましたほか、他の地方銀行と連携し、海外で「上海ビジネス交流会実務セミナー」を開催するなど、海外ビジネス関連情報の提供機会の増加を図っております。

国内景気の低迷が続くなか、震災からの復興に向け、海外に目を向けるお客様のニーズが更に増加すると見込まれますことから、各種情報提供を通じた支援をさらに充実いたします。なお、海外情報の収集・発信の強化に対応した人材育成を図るため、中国の現地の大学に 7 年以上継続して人材を派遣しておりますほか、宮城県大連事務所への人材派遣、上海、シンガポール、ニューヨーク等各地へのトレーニー派遣も継続してまいります。

### ・海外ビジネスマッチング

当行は、お取引先の販路拡大、調達先の多様化、コスト低減等を目的とした海外ビジネスマッチングに積極的に取り組んでおります。

中国国内では、平成 18 年から上海で地方銀行等と共同でビジネス商談会を継続開催しておりますほか、宮城県等と連携した商談会も開催しております。また、香港の公的機関である香港貿易発展局と相互協力協定を締結し、香港でビジネス商談会を開催しましたほか、東北経済連合会が中国国内に常設する展示ブースを活用したビジネスマッチング活動も実施しております。

宮城県の食材は海産物を中心に海外で高く評価を得ておりましたが、原子力発電所の事故の影響等から、東北地方や太平洋沿岸地域の食材に対する海外市場の見方は非常に厳しくなっております。宮城県産食材のブランドを守り、育成を図ることは地域経済の活力を取り戻すためにも不可欠であるとの認識のもと、宮城県をはじめ各種公

的機関との連携を強化し、海外での情報発信を粘り強く継続してまいります。

また、自動車・半導体産業の集積に伴う地元企業の「ものづくり」を支援する海外ビジネスマッチングも継続してまいります。

#### ・海外資金調達支援

当行は、これまで培ってまいりました海外情報ネットワーク等を活かし、海外に既に進出しているお取引先の現地での事業拡大、或いは今後海外で事業を展開されるお客さまの現地での資金調達ニーズにも対応できる体制を整備し、実際の資金調達を支援しております。

アジアビジネス支援室では、海外金融機関をはじめ、現地に支店を持つ地方銀行等と連携し、お取引先の進出先における資金調達ニーズに対応し、事業の拡大に寄与しております。例えば、中国国内での出店を進める地元のお取引先の人民元建ての資金調達ニーズに対応するため、地方銀行のネットワークを活用し、当行がスタンドバイL/Cを発行することにより、現地に支店を構える山口銀行からの資金調達を行うスキームを提案し、成約にいたりました。また、香港においても、地元のお取引先が当行のスタンドバイL/Cにより、八十二銀行より資金調達を行うなど、当行のネットワークを活用した実績が広がっております。

こうした情報の蓄積とネットワークの活用により、海外ビジネスにかかわるソリューションを提供してまいります。

#### ・海外機関等との連携の活用

当行は、お客さまの海外ビジネス支援を強化するため、海外の公的機関や金融機関等との連携強化を進めております。

従来からの中国の中国銀行との業務提携に加え、平成 17 年の上海駐在員事務所設置以降は、香港の公的機関である香港貿易発展局と相互協力協定を締結するなど、ネットワークの拡大に努めてまいりました。最近の取組みといたしましては、自動車関連企業の宮城県への集積を踏まえまして、自動車産業の海外進出が多いタイの情報収集等を図るため、平成 23 年 4 月に現地のトップバンクであるバンコック銀行と協力協定を締結しております。また、政府機関であるタイ投資委員会（BOI）とも協力し、タイへの視察団の派遣、個別商談等の機会提供も検討しております。

震災からの復興、工場立地のリスク分散等、海外取引や海外進出を検討する企業に対し、海外機関等を活用したソリューションを提供してまいります。

#### ・宮城県との連携を活用した中国ビジネス支援

当行は、宮城県の産業活性化や地域の企業の海外ビジネスの推進に寄与するため、中国ビジネスを行う企業に対して連携・協力して支援を行う「中国ビジネス支援に関する協力協定」を宮城県と締結しております。当行は宮城県と互いに有する専門知識や情報、ノウハウ等を共有し、双方の中国拠点（宮城県：大連、当行：上海）における協力関係を中心に中国ビジネスを行う企業の支援に取り組んでまいります。

#### ・観光PRの推進

宮城県では富県戦略の柱の一つに海外をはじめとする観光による地域の活性化を

盛り込んでおりますが、当行の上海駐在員事務所では、ポスターやパンフレットを活用し、宮城県の観光PRに協力してまいりました。

東日本大震災に伴う原子力災害の影響により、東北地方では国内外からの観光客数が落ち込んでおりますが、特に、近年増加傾向にあった中国からの観光客の呼び戻しを図るため、上海駐在員事務所による宮城県のPR活動を強化してまいります。

## エ. 事業承継・相続相談

今回の震災を契機として、事業承継に関する支援のニーズは更に高まると見込まれますことから、お客さまとのリレーションを強化することにより、相談受付の充実をはかるとともに、顧客目線に立った最適な提案を実施してまいります。特に後継者不足に悩む事業者については、M&Aの案件相談が増加すると見込まれますことから、本部担当者による支援を更に強化し、お客さまのニーズに応えてまいります。

- ・自社株評価を活用した事業承継スキームを提案してまいります。併せてマネーアドバイザーによる資産活用等も推進いたします。
- ・外部専門機関等を活用した広域的M&A、およびMBOによる事業承継支援に取り組んでまいります。
- ・震災被害により生じた複雑な相続案件の取扱い等の相談に取り組んでまいります。

## オ. 情報提供、外部への講師派遣

### ・セミナーの開催

当行では、地域密着型金融推進の観点から、従来、事業者・個人のお客さまを問わず、様々なセミナーを開催してまいりましたが、東日本大震災からの復興を果たしていくためには、地域全体が一丸となって知恵を絞り、情報を共有していく取組みが必要であります。復興に向けたニーズを着実に捕捉し、お客さまの復興に資するセミナーの開催を継続いたします。

### ・講師派遣

当行の営業支援部ソリューション営業課では、地域の皆さまの企業経営・社員教育に役立つ各種セミナー、研修会を開催するとともに、お取引先の希望するテーマに関する研修等への講師派遣を行っております。

地域の企業の皆さまとのリレーション強化を図るとともに、お客さまの事業の拡大や人材育成等に資する支援を継続してまいります。

## カ. 店舗網の整備

地震と津波による被害で、当行の店舗は、太平洋沿岸地域を中心に甚大な被害を受け、震災発生から1カ月以上の長期間にわたり元の位置で営業できない店舗は16カ店ありました。しかし、地域の復興のためには、地域金融機関による信用供与と決済機能の提供が不可欠であるとの認識のもと、元の地域での営業再開を原則として、被災地域の店舗の復旧・修繕を最優先課題として取り組んでまいりました結果、現在は、地盤沈下や建築制限等により、お客さまの安全確保が難しく、従来の位置での営業再開ができていない店舗は11カ店まで減少しております。

今後につきましては、引続きお客さまの復興支援や利便性向上に向けた融資相談窓口や休日相談窓口の充実に努めるとともに、自治体の復興計画や街づくりの計画を踏まえながら、当行は地域の復興に欠かせない金融インフラの整備にも継続して取り組んでまいります。

#### d. 地域の復興支援に取り組む人材の資質向上に向けた方策

地域の復興支援のためには、震災で被災されたお客さまの状況を十分把握し、ニーズに最適なソリューションを提供し、コンサルティング機能を発揮できる人材の育成・資質向上に向けた取組みが不可欠であります。

当行では、金融仲介機能を発揮していくにあたっては、金融円滑化の取組みをはじめ、事業者の事業再生・経営改善に向けた取組みを担う人材の資質向上に向けた取組みが必要であるとの認識のもと、中小企業に対する融資判断に際し、赤字、債務超過等の事象のみで画一的に判断することなく、経営実態や特性を踏まえて行うことができるよう、行員向けの研修を充実するとともに、営業店におけるOJTの推進、審査部によるOJT支援などを行っております。平成23年10月からは、事業性貸出の基本の習得と実務能力の向上を図るため、県内11地域において、地域の融資担当職位者が塾長として若手の融資・渉外担当者の育成を行う行内私塾「セブン塾」を開催し、地域毎に特徴ある案件や震災復興案件の取組み手法等の教育・研修を行っております。

また、ソリューションの提供にあたっては、お客さまとのリレーション強化とニーズを引き出す力、提案力が求められるとの認識のもと、提案型営業、融資推進、資産運用等にかかる実践力を強化する研修を実施しております。平成22年4月から、本部渉外人員によるOJTを行う「法人渉外担当者等育成プログラム」を開催しておりますほか、平成22年11月より、「MA（マネーアドバイザー）カレッジ」を開催し、渉外人員の提案力の底上げを図っております。このほか、行内の各種研修会において、ソリューション営業の実践等を通じた営業力の強化について随時啓蒙を図っております。

従来以上にお客さまとのコミュニケーション力を高め、コンサルティング機能を発揮していくために、行員の目利き能力の向上に資する研修やOJTの推進等を継続し、人材の資質向上に向けて取り組んでまいります。

なお、こうした取組みの実効性を高めるため、本部による各種研修会・臨店指導を通じて、金融円滑化や事業再生・経営改善に向けた取組みにかかる指導の徹底を図ってまいりますほか、行員等の自学自習を支援するため、休日における勉強会や通信講座の受講斡旋等を実施してまいります。また、営業店業績表彰において金融円滑化推進管理への取組状況を評価いたしますほか、事業再生・経営改善支援、ソリューション営業の実践等、コンサルティング機能の発揮の好事例を全行に紹介するなど、モチベーションの向上も図ってまいります。さらに、金融円滑化推進、コンサルティング機能の発揮に向けた取組みについて行員の士気を高めることは、結果として地域全体の金融円滑化、地域経済の活性化を後押しすることにもつながることを踏まえ、行員の取組みを評価する制度の導入も検討してまいります。

#### (4) その他主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策

##### A. 創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための方策

###### a. 創業・新事業支援の状況

当行では、技術・アイデア面に優位性を有する創業・新事業進出企業に対し、宮城県における創業・新事業関連融資制度を活用した積極的な資金供給のほか、中小企業基盤整備機構、東北大学および東北イノベーションキャピタル等外部支援機関への紹介を通じたハンズオン支援や、ビジネスマッチング情報の提供による販路拡大支援など、投融資以外の面からも支援を実施しております。

平成 21 年度～平成 22 年度は、投融資以外の面からの支援も含めた支援実績が 135 件となっており、うち創業・新事業支援融資を実行した実績は 107 件で、融資金額は 824 百万円となっております。

###### b. 宮城県への企業進出に伴う創業・新事業支援への取組み

宮城県の富県戦略による自動車および半導体製造装置部品関連企業の宮城県への進出に伴い、周辺産業の育成・発展および創業・新事業の開拓が、地域経済活性化のための喫緊の課題となっております。当行では進出企業および進出企業関連企業との取引を進めるなかで、地域振興部を中心に本部・営業店が一体となって創業・新事業の開拓に取り組んでおります。進出企業の集積地域には専担者を 2 名配置しており、進出企業に関連する情報収集・提供に努めておりますほか、本部では各種セミナー、商談会等を開催しております。

また、県内企業と県外企業の取引促進や自動車産業等の集積に向けた連携を強化することで、宮城県における産業経済の成長を促進し、地域全体の活性化を図る観点から、宮城県、三井住友銀行と「産業振興に関する協力協定」を締結しております。協定に基づく事業といたしましては、自動車関連産業参入や海外ビジネスに関するセミナー等を開催しております。

今後こうした取組みの継続により、地域とのリレーションを強化するとともに、宮城県の産業振興施策を支え、地域の活性化に努めてまいります。

###### c. 自動車・半導体産業関連の集積を踏まえた店舗の設置

宮城県北部地域から岩手県南地域は、自動車関連産業や半導体産業等の集積が進行し、宮城県と一層の経済交流が期待されております。当行は進出企業等に関連するお客さまの支援強化を図るとともに、進出企業等にかかわる起業・新事業に向けた地域の皆さまの取組支援、ならびに復興支援に向けた積極的取組みにより地域経済活性化を図るため、岩手県北上市に、平成 24 年 6 月に新店舗を設置いたします。

北上支店は、当初平成 23 年 9 月に設置する予定であり、震災を受け設置を延期しておりましたが、進出企業にかかわる復興需要に積極的に対応し、県内経済活性化に寄与するため出店を決定したものであります。店舗の新設により、企業進出等により今後需要増加が見込まれる事業性貸出や住宅ローン等の金融サービスを提供し、地域のお客さまのニーズに積極的にお応えしてまいります。

#### d. 産学連携への取組み

当行は、国立大学法人東北大学との連携協力に関する協定、および地域の大学・高専で組織するKCみやぎ推進ネットワークへの加盟を活用し、産学の連携による地域の発展と地域経済の活性化を図っております。具体的には、お取引先企業のニーズや技術等を東北大学や各種研究所等に紹介し、学術指導契約や研究開発契約等につなげるとともに、最終的には特許出願や新商品開発等を目指し、実績も上がっております。

地域金融機関の情報営業による産学連携を推進し、産学相互の専門能力・人材等を活用した技術協力等を通じて、お取引先のビジネスチャンスの拡大を図ってまいります。

#### e. 創業企業等への投融資の状況

当行は、地域密着型金融の推進として、地元中小企業を育成する観点から創業（ベンチャー）企業等に対し、以下のような融資制度、投資事業を行っております。

77ニュービジネス支援資金	ご融資金額 1 億円以内で、新技術の開発や新分野への進出等における研究開発資金、事業展開資金としてご利用いただけます。また産業クラスター計画関連等の補助金や委託費の交付決定先企業を対象に「つなぎ資金」の取扱いも行っております。
宮城県等の各種制度融資	宮城県の創業育成資金、仙台市の新事業創出支援融資制度等の創業企業向け各制度融資を積極的に活用しております。
ベンチャー育成ファンド 「あおばサクセス番号投資 事業有限責任組合」	みやぎ産業振興機構のほか、当行をはじめ宮城県内大手企業等 13 団体が 5 億 4 千万円出資し、宮城県内の産業振興、雇用対策を目的に、宮城県のほか東北地域に本社を置く企業を中心に投資しております。
産学官連携ベンチャーファンド 「東北インキュベーション 投資事業有限責任組合」	当行をはじめ宮城県・仙台市ほか 12 団体が 31 億 8 千万円を出資し、東北地域における新規事業の創出および中小企業等の成長支援を目的に投資しております。
ベンチャー企業等投資ファンド 「東北グロース投資事業 有限責任組合」	当行をはじめ東北経済連合会ほか 20 団体が 35 億 8 千万円を出資し、東北地域におけるベンチャー企業および第二創業を行う既存企業の成長支援を目的に投資しております。

#### f. 商工会議所との連携

当行は、地域金融機関として地元取引先企業に対する経営相談・支援機能の取組強化の観点から、県内商工会議所および宮城県商工会連合会との提携を行っております。提携商工会議所等の会員には、特定の融資商品の金利優遇を通じた支援などを行っておりますが、震災復興に向け地域が一丸となって取り組むなか、商工会議所との連携を活用し、地域を支える企業の皆さまへの資金供給を図ってまいります。

#### g. 公益財団法人七十七ビジネス振興財団による支援

当行は、宮城県の産業振興と経済発展への貢献を目的として公益財団法人七十七ビジネス振興財団を設立し、その運営を支えております。

七十七ビジネス振興財団では、評価の高い商品・サービス、優れた技術力・経営手法を有する企業に対する表彰事業と、新規性や独創性のある技術やノウハウ等により積極的な事業展開を行っている企業、新規事業活動を志している企業家を対象とした表彰事業を行っております。

また、各種セミナーの開催、情報誌の発行等も行っておりますが、こうした活動を側面から支えることにより、地域経済発展への貢献を継続してまいります。

## B. 経営に関する相談その他の取引先の企業（個人事業者を含む。）に対する支援に係る機能の強化のための方策

### a. 本部による支援活動の強化

#### ①企業支援室

震災による甚大な被害によりお取引先の事業の再建にかかる相談が増加し、その内容も多様化・高度化することが見込まれることを踏まえ、企業支援室による営業店と連携した事業再生指定先への帯同訪問や事業再生にかかる相談等の受付、外部機関との連携を活用したアドバイスの実施等、コンサルティング機能の発揮に向けた営業店のサポートの充実を図ってまいります。

#### ②ソリューション営業課、地域振興課

宮城県を中心とした東北地方への製造業等の進出が本格化し、地域の産業構造が変化するなか、震災からの復旧・復興に向けた新たなビジネスチャンスも生まれている状況にあります。地域のお客さまの付加価値向上、ビジネスチャンスの拡大に対するニーズは一段と高度化・多様化している状況を踏まえまして、営業店による相談機能をサポートするため、ソリューション営業課および地域振興課の本部渉外人員を積極的に活用し、営業店・本部一体となったソリューション営業の強化に努めます。

#### ③アジアビジネス支援室、上海駐在員事務所

市場国際部アジアビジネス支援室および上海駐在員事務所では、中国を中心とするアジア諸国に対するお客さまの国際化ニーズの広がりに対応し、海外ビジネスに関する情報提供等、ソリューションの提供を行っております。

お客さまの付加価値向上、ビジネスチャンスの拡大に対するニーズが一段と高度化・多様化するなか、震災の影響により、工場分散や新事業の展開等、海外に活路を見つけるお取引先も想定されることから、外部機関の活用や人材育成等を通じ、貿易や海外進出等に係わる相談機能・サポート体制をさらに強化し、お客さまのニーズに対応してまいります。

### b. ビジネスマッチングの推進

震災以降、事務所等の移転・再開、取引先の拡大等、復興にかかるビジネスマッチングのニーズが発生しております。具体的には、中古物件や土地の紹介、瓦礫の撤去や建物の取壊し、建物の建築・修繕、防犯警備の導入等、従来の仕入先の確保や販売先の開拓等と異なるニーズが発生しております。

当行では、商談会等を活用した国内外のビジネスマッチングにも取り組んでおりますが、地域の情報集積を活用した持続可能な地域社会への貢献を目指し、日常の情報営業を活用したビジネスマッチングにも積極的に取り組み、お客さまの事業活動を支援してまいります。

### c. 訪問運動の展開

当行では、支店長による取引先訪問運動を展開し、お客さまとのリレーションを強化するとともに、経営に関する相談やお取引先の支援にかかる機能の強化を図ってまいり



ました。

今後は営業担当者および融資担当者を含め、支店長以外のクラスのリレーションを強化し、その関係の厚みを増す取組みを図るほか、渉外支援・顧客管理システムへのコンタクト情報の登録により、店内だけでなく、全行ベースでの情報共有化を図ることにより情報営業を強化し、ソリューション営業の幅を広げてまいります。

#### d. 人材の育成

当行ではソリューション営業を通じてお客さまの事業をバックアップするため、中小企業診断士、ファイナンシャルプランナー、MBA、農業経営アドバイザー等、公的資格の取得を奨励し、コンサルティング機能を発揮できる人材の育成に努めております。

震災からの復旧・復興に向けた案件は多様で、その取扱いは増加すると見込まれますが、復興に向けて従来以上にコンサルティング機能を発揮していくためにも、資格取得の啓発を通じた人材の育成を継続するとともに、実務研修等、実効性の高い研修の実施により、相談機能を担う人材の育成強化を図ってまいります。

#### e. 医療・介護分野等の成長分野の推進体制強化

東日本大震災により地域の経済活動は大きな影響を受けておりますが、少子高齢化が進み、地域の大きな成長が見込めないなか、成長分野の育成による地域活性化は喫緊の課題であります。当行では、平成23年3月よりソリューション営業課に医療・介護分野の推進専担者を1名増員して3名体制で推進しており、同分野における被災対応もいち早く取り組んでおります。

今後の長期的な情勢も見据え、成長分野である医療・介護分野については、取組強化を継続してまいります。

### C. 早期の事業再生に資する方策

#### a. 企業支援室によるランクアップ活動

当行は、地元企業の業績回復による地域経済の活性化を目的として、ランクアップ活動を実施し、企業の活力を十分に発揮できていないお取引先企業の「早期再生」支援に取り組んでおり、その活動の中心となる企業支援室では、ランクアップやランクダウンの事例等、ノウハウを蓄積するとともに、「経営改善計画」策定にかかる営業店の指導・助言を実施しております。

震災に伴う直接・間接被害の広がりに伴い、地域経済全体が厳しい状況にありますが、企業支援室では、ランクダウンの兆候があるお取引先を早期に発見し、適時適切に提案を行うことにより、お取引先企業の活力の回復によるランクアップ活動を実施してまいります。

【ランクアップ活動の状況（平成 23 年度上半期）】

（単位：先、億円）

ランクアップ内容	先数	貸出額
経営改善支援の取組先数	588	2,607
要管理先から上位区分へ	2	4
要管理先以外の要注意先から正常先へ	29	105
合計	31	109
うち宮城県内取引先 (宮城県外本社の上場企業を除く)	27	98

b. 目利き力の向上

早期の事業再生に取り組むためには、事業の悪化の兆候等を早期に把握するとともに、お取引先の経営改善に必要な取組みを分析できる行員の目利き力が必要になります。

これまでは、研修や休日に実施する勉強会のカリキュラムにお取引先の工場見学を取り入れるなど、実態把握のポイントの習得を含めた目利き力の向上を図る取組みを行ってまいりましたが、今後は早期の事業再生の観点から、経営改善支援の取組事例を活用した研修を実施するなど、コンサルティング機能を発揮できる人材の育成を強化してまいります。

D. 事業の承継に対する支援に係る機能の強化のための方策

当行では、取引先企業のオーナーや資産家の皆さまが抱える事業承継や相続に関する相談に積極的に対応し、自社株評価や相続税の概算評価等を通じて問題点を共有したうえで解決の方向性を提案する活動を強化しております。

本部のソリューション営業課には相談業務専担者を2名配置し、お取引先の事業承継などのニーズに対応しておりますほか、本部のマネーアドバイザー10名も活用し、ニーズの掘り起こしに努めております。平成21年度～平成22年度の事業承継・相続提案件数の実績は376件となっており、平成23年度上半期の実績は、80件となっております。

今回の震災を契機として、事業承継に関する支援のニーズは更に高まると見込まれますことから、お客さまとのリレーションを強化することにより相談受付の充実をはかるとともに、顧客目線に立った最適な提案を行ってまいります。特に後継者不足に悩む事業者については、M&Aの案件相談が増加すると見込まれますことから、本部担当者による支援を更に強化し、お客さまのニーズに応えてまいります。

### 3. 協定銀行による株式等の引受け等に係る事項

#### (1) 協定銀行（整理回収機構）より借入れを求める金額および内容

劣後特約付金銭消費貸借の金額・条件については以下のとおりであります。

項目	内容
種類	期限付劣後特約付金銭消費貸借（以下「本件劣後ローン」という。）
契約締結日	平成 23 年 12 月 28 日
貸付実行日	平成 23 年 12 月 28 日
返済期日	平成 34 年 3 月 31 日
借入金額	20,000 百万円
適用利率	各利息計算期間が属する事業年度において預金保険機構が公表する優先配当年率としての資金調達コスト（ただし、優先配当年率としての資金調達コストが日本円 TIBOR（12ヶ月物）又は8%のうちいずれか低い方（以下「上限利率」という。）を超える場合には、適用利率は上限利率とする。）
元金の返済の方法及び期限	当行は、返済期限（平成 34 年 3 月 31 日）に未返済元本額の全部を返済するものとし、返済期限前に返済する権利を有しないものとする。ただし、貸付人への1ヶ月以上の事前の書面による通知により、平成 29 年 3 月 31 日以降の各利払期日において、金融庁の事前承認を得て、元本の全部又は一部を返済時までの経過利息並びに未払いの利息（もしあれば）及びこれに対する損害金の支払とともに任意に返済できるものとする。
利息支払の方法及び期限	当行は、各利払期日に、その直前の利息計算期間について次に定める算式によって算出される利息額を、貸付人の指定する場所に支払うものとする。 利息額＝「当該利息計算期間の初日における未返済元本額」×「適用利率」×「当該利息計算期間の実日数」÷「365 日」（なお、円未満は切り上げるものとする。） なお、利息計算期間は、貸付実行日の翌日（同日を含む。）から第 1 回の利払期日（同日を含む。）まで及び各利払期日の翌日（同日を含む。）から翌利払期日又は元本の返済日（同日を含む。）までとする。
劣後特約の内容	1. 元本の返済及び利息の支払は、当行につき破産手続開始、会社更生手続開始又は民事再生手続開始の決定があり、又は日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続又はこれらに準ずる手続が外国において行われる場合には、以下の規定に従って行われる。  (1) 破産の場合 本件劣後ローンにつき定められた元本の返済日以前において、当行について破産手続開始の決定がなされ、かつ元本の返済日において破産手続が継続している場合、本件劣後ローンに係る元利金の支払請求権の同手続中の効力は、以下の条件が成就したときに発生するものとする。 （停止条件） その破産手続の最後の配当のための配当表（更正された場合は、更正後のもの。）に記載された配当に加えるべき債権のうち、本件劣後ローンに基づく債権及び本件劣後ローンに基づく債権と実質的に同じ条件を付された債権を除くすべての債権が、各中間配当、最後の配当及び追加配当によって、その債権額につき全額の満足（配当、供託を含む。）を受けたこと。  (2) 会社更生の場合 本件劣後ローンにつき定められた元本の返済日以前において、当行について会社更生手続開始の決定がなされ、かつ元本の返済日において更生手続が継続している場合、本件劣後ローンに係る元利金の支払請求権の同手続中の効力は、以下の条件が成就したときに発生するものとする。 （停止条件） 当行について更生計画認可決定が確定したときにおける更生計画に記載された債権のうち、本件劣後ローンに基づく債権及び本件劣後ローンに基づく債権と実質的に同じ条件を付された債権を除くすべての債権が、その確定した債権額につき全額の返済を受けたこと。

項 目	内 容
劣後特約の内容	<p>(3) 民事再生の場合  本件劣後ローンにつき定められた元本の弁済日以前において、当行について民事再生手続開始の決定がなされ、かつ元本の弁済日において民事再生手続が継続している場合、本件劣後ローンに係る元利金の支払請求権の同手続中の効力は、以下の条件が成就したときに発生する。ただし、簡易再生及び同意再生の場合は除く。  (停止条件)  当行について民事再生計画認可決定が確定したときにおける再生計画に記載された債権のうち、本件劣後ローンに基づく債権及び本件劣後ローンに基づく債権と実質的に同じ条件を付された債権を除くすべての債権が、その確定した債権額につき全額の弁済を受けたこと。</p> <p>(4) 日本法以外による倒産手続の場合  当行について、日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続又はこれらに準ずる手続が行われる場合、本件劣後ローンに係る元利金の支払請求権の効力は、その手続において本項(1)ないし(3)に記載の条件に準ずる条件が成就したときに、その手続上発生するものとする。ただし、その手続上そのような条件を付すことが認められない場合には、本件劣後ローンに係る元利金の支払請求権の効力は当該条件にかかることなく発生するものとする。</p> <p>2. 上位債権者に対する不利益変更の禁止  本件劣後ローンの規定は、いかなる意味においても上位債権者に対して不利益を及ぼす内容に変更してはならず、そのような変更の合意はいかなる意味においても、またいかなる者に対しても効力を生じない。なお、「上位債権者」とは、当行に対し、本件劣後ローン及び前項(1)ないし(4)と実質的に同じ条件を付された債権を除く債権を有する全ての者をいう。</p> <p>3. 劣後特約に反する支払の禁止  本件劣後ローンに係る元利金の支払請求権の効力が、上記第1項(1)ないし(4)に従って発生していないにもかかわらず、その元利金の全部又は一部が貸付人に対して支払われた場合には、その支払は無効とし、貸付人はその受領した元利金を直ちに当行に返還するものとする。</p> <p>4. 相殺禁止  本件劣後ローンに係る元利金の支払請求権の効力が、上記第1項(1)ないし(4)に従ってそれぞれに定められた条件が成就したときに発生するものとされる場合、当該条件が成就するまでの間は、本件劣後ローンに係る元利金の支払請求権を相殺の対象とすることはできない。</p> <p>5. 当行について破産手続が開始された場合、当該破産手続における本件劣後ローンに係る元利金の支払請求権の配当の順位は、破産法に規定する劣後的破産債権に後れるものとする。</p>

## (2) 金額の算定根拠および当該資金の活用方針

平成23年3月期は、東日本大震災による被災地域の信用リスクの高まりを踏まえ、多額の与信費用等の損失計上を余儀なくされましたことから、戦後初めての赤字決算となり、単体で306億円の純損失を計上しました。これにより、平成23年3月期の当行の自己資本比率（国内基準）は11.44%となりました。また、平成23年9月期は、震災復興関連貸出金等の増加に伴いリスクアセットが増加したことから、自己資本比率は11.36%となりました。

震災以前の過去5年間の自己資本比率の平均は12.70%であり、これと比較しますと足元の自己資本比率は低下しておりますが、国内基準である4%は大きく上回っており、また、Tier1比率も10%台を確保している状況にありますほか、当行のリスク資本管理におきましても、足元の自己資本比率は、地域への安定的な金融仲介機能を発揮し、地域の皆さまに対する適切かつ積極的な資金供給を行うために十分な水準を確保しております。

一方、主要な営業基盤であります宮城県の今後の情勢を展望いたしますと、震災発生以降8カ月以上が経過してようやく被災地域の復興計画が公表され始めるなど、真の復興に向けた本格的な取り組みはまだスタートラインに立ったばかりであり、千年に一度とも言われております大震災からの復興過程における今後の地域経済の直接・間接的な影響は依然として不透明な状況にあります。

こうした状況を踏まえ、当行は、地域と共に歩んできた金融機関の使命として、地元宮城県の震災復興に向けた金融仲介機能を積極的かつ十分に発揮していくに当たって、震災で毀損した自己資本額を補填するとともに、今後のリスクアセットの増加や信用コストの高まりに対して万全を期すため、公的資金を申請するものです。また、公的資金の申請を通じて、地域のお客さまに、「国と一体となって地域復興に最大限の支援を行う」という強力なメッセージを発信し、復興への士気を高めてまいりたいと考えております。

申請内容につきましては、平成23年3月期の東日本大震災の影響による自己資本額の減少および自己資本比率の低下分と、平成23年度の損益の予想に基づく剰余金の積上げの見通しを勘案し、自己資本比率の早期復元を図るとともに、今後の震災復興に向けて金融仲介機能を持続的に発揮していく観点から、劣後ローン200億円を申請いたします。これにより、公的資金受入れ後の自己資本比率は、平成24年3月末には、12.2%程度となる見込みであります。

なお、東日本大震災による与信費用につきましては、既に平成22年度の決算において罹災地域を中心に十分な貸倒引当金等を計上しておりますほか、平成23年度についても、新たに罹災地域以外における震災の影響も勘案した貸倒引当金を繰入しており、十分な引当を行っているものと考えております。

### 【単体自己資本の推移】

	22/3期 実績	22/9期 実績	23/3期 実績	23/9期 実績	23/12期見通し	24/3期見通し
自己資本比率	13.04%	13.09%	11.44%	11.36%	12.3%程度	12.2%程度
Tier1比率	12.50%	12.50%	10.85%	10.77%	11.0%程度	10.8%程度

	24/9期見通し	25/3期見通し	25/9期見通し	26/3期見通し	26/9期見通し	27/3期見通し
自己資本比率	12.4%程度	12.6%程度	12.5%程度	12.7%程度	12.7%程度	12.8%程度
Tier1比率	11.0%程度	11.2%程度	11.2%程度	11.3%程度	11.3%程度	11.5%程度

## 4. 収益の見通し

### (1) 平成23年9月期決算の概要

#### A. 預金・譲渡性預金

預金と譲渡性預金の合計額は、東日本大震災にかかる保険金の流入等により、平成23年3月末比8,548億円増加し、前年同期との比較でも19.9%、1兆785億円の増加となりました。

#### B. 貸出金

貸出金は、中小企業向け貸出の増強に努めましたほか、大企業等向け貸出が増加したことから、平成23年3月末比771億円の増加となりました。前年同期との比較でも1.5%、555億円の増加となりました。

#### 【資産・負債の状況】

(単位：億円)

	23/9期			23/3期	22/9期
	実績	23/3期比	22/9期比	実績	実績
資産	69,141	7,251	9,812	61,890	59,329
うち貸出金	35,829	771	555	35,058	35,274
うち中小企業向け貸出	11,807	141	316	11,666	11,491
うち有価証券	25,196	4,015	4,669	21,181	20,527
負債	66,278	7,353	10,388	58,925	55,890
うち預金・譲渡性預金	64,912	8,548	10,785	56,364	54,127
うち社債・借入金	52	▲ 885	49	937	3
資本	2,863	▲ 102	▲ 575	2,965	3,438

#### C. 預り資産残高

預り資産残高は、個人年金保険の増加により、平成23年3月末比44億円増加の6,547億円となりました。前年同期との比較でも、2.2%、143億円増加となりました。

#### D. 損益

- 貸出金利息の減少により、資金運用収益が減少したことから、経常収益は前年同期比▲0.6%、3億7百万円の減収となりました。
- 経費が減少したものの、資金運用収益の減少により資金利益が減益となったこと等から、コア業務純益は前年同期比▲0.5%、72百万円の減益となりました。
- 経常利益は前年同期比▲53.6%、62億84百万円の減益となりました。
- 以上の結果、中間純利益は、前年同期比▲67.9%、42億47百万円の減益となりました。

#### E. 自己資本比率

貸出金の増加等に伴いリスクアセットが平成23年3月末比211億円増加したことから、自己資本比率〔国内基準〕は平成23年3月末比0.08ポイント低下し、11.36%となりました。

## F. 金融再生法開示債権等

要管理債権以下の合計残高は、平成 23 年 3 月末比 525 億円増加の 1,653 億円となりました。この結果、金融再生法基準による不良債権（要管理債権以下）比率は、平成 23 年 3 月末比 1.39 ポイント上昇し、4.55%となりました。

## G. 与信費用等

当行は、平成 23 年 3 月期決算において、津波によって甚大な被害を受けた地域の事業性と信および住宅ローンについて、481 億円の貸倒引当金繰入額を計上しましたほか、震災の間接的な影響を勘案し一般貸倒引当金を 69 億円積増したことから、合計で 550 億円の与信関係費用を計上いたしました。また、店舗等の原状回復を目的とする修繕費用や固定資産処分損等の固定資産関連の損失として、10 億円を特別損失に計上しました。

平成 23 年 9 月期決算では、東日本大震災により津波の被害を受けた地域以外での影響等を踏まえ、貸倒引当金として 49 億円（一般貸倒引当金 11 億円、個別貸倒引当金 38 億円）など、与信費用として 56 億円を計上しております。また、店舗等の原状回復を目的とする修繕費用等につきましては、前期に災害損失引当金を計上していることから損益への影響はほとんどありません。

なお、平成 23 年 9 月末における与信先の被害状況調査の結果、「被害甚大」および「被害大」としたお取引先の与信残高は合計 981 億円ではありますが、平成 23 年 3 月期および平成 23 年 9 月期に計上した貸倒引当金繰入額の合計 599 億円によるカバー率は約 61%となっており、現時点において、貸倒引当金は十分な水準と認識しております。

## (2) 収益の見通しの概要

### A. 平成 24 年 3 月期決算の見通し

平成 24 年 3 月期決算につきましては、震災の影響等に伴う与信関係費用を 150 億円程度見込んでおりますものの、特別利益として厚生年金基金の代行返上益を約 110 億円見込んでいることなどから、100 億円の当期純利益を見込んでおります。収益力を強化し、強固な経営基盤を構築することにより、東日本大震災からの復興支援、中小規模の事業者等に対する信用供与の円滑化、地域経済の活性化に万全の体制で取り組んでまいります。

### B. 平成 25 年 3 月期以降の決算の見通し

平成 25 年 3 月期以降の決算は、経営強化計画に基づく施策を着実に実施することなどにより、地域への信用供与の円滑化と地域経済活性化を図り、地域とともに成長し、着実に利益を積み上げてまいります。

具体的には、平成 24 年 4 月にスタートを予定しております次期中期経営計画において、営業力の強化と収益基盤の拡大を図るとともに、生産性の向上を推進してまいります。併せて、震災復興計画に基づき、地域に対する復興支援策も行ってまいります。

決算の見通しは次の通りとなっております。

## 【収益の見通し 主な損益項目】

(単位：百万円)

	23/3 期 実績	23/9 期 実績	24/3 期 見込み	25/3 期 見通し	26/3 期 見通し	27/3 期 見通し
業務粗利益	83,007	41,996	84,100	82,000	81,300	81,200
資金利益	73,127	36,411	73,200	71,100	71,300	70,900
役務取引等利益	9,151	4,590	9,200	9,200	9,200	9,300
国債等債券損益	378	804	1,300	1,500	500	700
経費	56,542	28,118	55,800	56,800	56,900	56,600
コア業務純益	26,085	13,073	26,900	23,600	23,800	23,800
一般貸倒引当金繰入額	3,146	1,082	1,000	0	0	0
業務純益	23,318	12,795	27,300	25,200	24,400	24,600
臨時損益	▲7,203	▲7,339	▲18,300	▲5,400	▲4,400	▲4,300
不良債権処理額	5,691	4,562	14,000	6,000	6,000	6,000
株式等関係損益	412	▲333	▲2,200	500	500	500
経常利益	16,062	5,437	8,900	19,700	19,900	20,300
特別損益	▲43,664	▲968	9,200	▲200	▲100	▲100
当期純利益	▲30,634	2,004	10,000	10,700	10,800	11,000
利益剰余金	247,820	248,887	255,500	263,700	271,900	280,400

## 5. 剰余金の処分の方針

当行は、銀行業としての公共的性格と経営の健全性維持等を考慮し、内部留保の充実を図るとともに、安定的な配当を継続していくことを基本方針としております。

平成24年3月期以降につきましては、東日本大震災からの復興過程における今後の地域経済の直接・間接的な影響が依然として不透明な状況にあることを踏まえ、地域における安定した金融仲介機能を発揮し続けていくためにも、震災からの復旧・復興に向けた取組みの推進により収益力を強化し、内部留保の充実を図ってまいります。震災により甚大な被害を受けながらも事業や生活の再建を図るお客さまに対する着実な支援等を行いつつ、金融仲介機能を存分に発揮できるよう、内部留保の蓄積による経営基盤の一層の強化を図ってまいります。

また、本件劣後ローンによる借入については、約定に従った利息を支払いますほか、当行を支えていただいております株主の皆さまにも安定的な配当を実施してまいります。

なお、東日本大震災前の水準以上の自己資本を確保し、更に想定される今後のリスクにも十分対応可能な健全性を確保することができる利益剰余金が積み上がった場合には、公的資金の早期返済を目指してまいります。



【当期純利益および利益剰余金残高の推移】

(単位：百万円)

	23/3 期 実績	23/9 期 実績	24/3 期 見込み	24/9 期 見通し
当期純利益	▲30,634	2,004	10,000	5,100
利益剰余金	247,820	248,887	255,500	259,400

	25/3 期 見通し	25/9 期 見通し	26/3 期 見通し	26/9 期 見通し	27/3 期 見通し
当期純利益	10,700	5,300	10,800	5,600	11,000
利益剰余金	263,700	267,800	271,900	276,300	280,400

## 6. 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策

### (1) 経営管理に係る体制および今後の方針

当行は、従来、取締役会の機能強化や社外監査役を含めた監査体制の強化、コンプライアンス体制、リスク管理体制の充実など、経営管理組織の整備を経営上の優先課題として位置づけております。

取締役会は、経営上の重要事項に係わる意思決定を図るとともに、常務会を設置し、取締役会の委任を受けた範囲内において重要事項の協議・決定を行っております。また、当行は監査役制度を採用しており、監査役および監査役会につきましては、監査役5名のうち過半数の3名を社外監査役とし、監査役監査の独立性を高め、取締役会への出席・意見陳述等を通じ有効性・適法性を確保しております。

コンプライアンス体制およびリスク管理体制といたしましては、取締役会において定めた「法令等遵守方針」および「リスク管理基本方針」により、コンプライアンスに係わる取組み姿勢の明確化・実効性の確保、当行の安定的・永続的発展のための強固なリスク管理体制の確立を目指しております。

また、取締役会において「内部統制基本方針」を定め、内部統制システムの整備に努めております。

今後についても、上記の管理体制に基づく適切な経営管理を継続していくとともに、定期的な管理体制の見直しなどにより更なる体制整備を図ってまいります。

#### A. 取締役会

取締役会は、現在、16名の取締役で構成されており、会長を議長とし、原則として毎月1回開催されております。取締役会では、法定決議事項の決議が行われるほか、取締役会規定に定める報告事項および決議事項に基づき、重要な業務執行について、報告を受けるとともに、協議や決議を行っております。

また、取締役会には監査役5名も出席し、必要があると認めたときは、意見を述べる事となっております。

なお、当行では、経営環境の変化へより迅速に対応できる経営体制の構築等を目的として、取締役の任期を1年とし、経営体制の一層の強化を図っております。

## B. 常務会

常務会は、現在、役付取締役（会長、頭取、副頭取、専務取締役および常務取締役）8名および総合企画部長で構成されており、頭取を議長として、原則毎週1回開催されております。常務会では、常務会運営規定に基づき、取締役の委任を受けた範囲内において、重要事項の協議・決定を行うほか、方針・規定等で定められた事項等について報告が行われております。

また、常務会には常勤監査役も出席しており、必要に応じて意見を述べることもとなっております。

## C. 役員部長連絡会

役員部長連絡会は、現在、取締役および本部部長で構成されており、頭取を議長として原則毎週1回開催されております。役員部長連絡会では、役員部長連絡会運営規定に基づき、規定等で定められた事項のほか、業務運営・各種施策にかかわる現状分析、進捗状況、課題等、PDCAを実践する観点からの諸報告が行われております。

また、役員部長連絡会には常勤監査役も出席しており、必要に応じて意見を述べることもとなっております。

## D. 監査役会

監査役会は、現在、常勤監査役2名、非常勤監査役3名の5名で構成されており、原則として毎月1回開催されております。社外監査役は、財務・会計、法令、企業統治等について専門的な知見を有し、公正・独立な立場で業務執行の妥当性等を監視する役割を担っております。また、代表取締役との定期的会合等の機会を通じ、当行が対処すべき課題、監査上の重要課題等について意見交換を行っております。

なお、社外監査役のサポート体制として、コンプライアンス統轄部に監査役の職務を補助する専任の使用人をおき、その使用人は、監査役の指示に従い、その職務を行うものとしております。また、社外監査役に対する情報伝達の徹底のため、監査役監査基準において常勤監査役と他の監査役との情報共有に関する事項を定め、適時、情報の共有化を図っております。

## E. 内部監査体制

当行は、内部監査部門として監査部を設置しております。その業務および権限については、取締役会によって承認された組織規定に定められているほか、内部監査方針に基づき、金融円滑化推進管理態勢、法令等遵守態勢、顧客保護等管理態勢および各種リスク管理態勢を含む内部管理態勢の適切性、有効性を検証・評価するとともに、発見された問題点について、被監査部署が必要に応じて改善を行い、その状況を監査部が確認する態勢となっております。また、監査規定において、監査部の独立性、監査員の権限、被監査部署の義務等を規定しており、内部監査結果に基づき策定される内部監査計画に基づき、実効性のある内部監査を実施することにより、内部監査機能を十分発揮できる態勢を構築しております。また、監査部は、効果的な内部監査を実施するため、監査役と緊密な関係を保って

おります。

なお、内部監査結果については、毎月取締役会および役員部長連絡会で報告されているほか、代表取締役にも都度報告されており、特に経営に重大な影響が認められる問題点については、随時報告されております。

## F. 外部監査体制

会計監査人による外部監査は、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、厳正な監査を受け会計処理の適正化等に努めております。

## (2) 各種リスク管理の状況および今後の方針

### A. リスク管理体制

当行は、リスク管理体制の充実を経営上の優先課題として位置づけており、リスク管理の基本的な運営方針である「リスク管理の基本方針」を定め、各リスクのリスク管理部署等の組織と役割ならびにリスク管理の内容等を明確化し、当行の安定的かつ永続的発展のための強固なリスク管理体制の確立を目指しております。

リスク管理部署については、統合的リスク管理はリスク統轄部が行うほか、各リスクについては、リスクを信用リスク、市場リスク、流動性リスクおよびオペレーショナル・リスクに分類し、それぞれの担当部が管理しております。

今後についても、リスク管理の実効性を高めるため、より強固なリスク管理体制の構築を図ってまいります。

### B. 統合的リスク管理

当行は、統合的リスク管理の基本方針である「統合的リスク管理方針」およびリスク管理にかかる各種規定等を定め、経営の健全性を高める観点から、直面するリスクに関して、それぞれのリスク毎に評価したリスクを総体的に捉え、自己資本と比較・対照することによって、自己管理型のリスク管理を行う統合的リスク管理態勢を構築するとともに、リスク計量技術の高度化等のリスク管理方法の向上を図っております。

統合的リスク管理の具体的枠組みとしては、自己資本(Tier 1)の範囲内でリスクの種類毎にリスク資本予算を部門(国内業務部門、資金証券部門等)に配賦し、各部門のリスク量を配賦額の範囲内にコントロールすることでリスクの総体を抑えながらリターンを高める「リスク資本管理」を行っております。また、リスク資本管理は、リスクテイクに見合った収益が確保されているかのリスク・リターン分析、複数のストレスシナリオによるストレステストとその結果に基づく自己資本充実度の評価等にも活用しております。

今後についても、上記の管理態勢に基づく適切なリスク管理を徹底していくとともに、リスク管理の高度化に向けた態勢整備を図ってまいります。

### C. 信用リスク管理

当行は、信用リスク管理の基本方針である「信用リスク管理方針」および信用リスク管理にかかる各種規定等を定め、信用リスク管理を重視した業務運営に資するため、資産の健全性確保のための基本的スタンス並びに、リスクの評価、モニタリング、コントロール等の管理にかかる手法を明確化し、厳正な管理を行っております。また、信用リスク管理

の適切性の維持・改善を図るため、信用リスク管理の根幹である信用格付制度の整備、および信用格付制度の活用による信用リスク管理の高度化を目指した管理手法等の構築に取り組んでおります。

信用リスク管理にかかる組織としては、営業推進部門等からの独立性と牽制機能を発揮できる管理態勢とするため、当行全体の信用リスクの評価、コントロール等を行う信用リスク管理部署としてリスク統轄部、適切な審査・管理、問題債権の管理等を行う審査管理部署として審査部を設置し、信用リスク管理の実効性を確保しております。

信用リスク管理の高度化への取組みとしては、信用格付制度において統計モデルを導入するとともに、信用リスク量は、統合収益管理において信用コストとしてプライシングへの活用、リスク資本の配賦およびストレステストにおいて自己資本充実度評価への活用を図っております。また、信用集中リスクの管理においては、特定の与信先（グループ）への過度な与信集中を回避するため、信用格付毎に管理基準額を定め、与信集中を抑制しているほか、クレジット・リミットとして与信限度額を設定しております。

震災以降、貸出資産の劣化およびデフォルト先の増加等が見込まれ、信用リスク管理態勢を一層強化する必要があるため、PDCAサイクルによる信用格付制度の整備・検証およびパラメータ推計・検証等を積み重ねながら、信用リスク管理の高度化に努めてまいります。

また、問題債権の管理については、最優先で取り組むべき喫緊の課題と認識しており、二重債務問題においては、「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」の利用促進、公的機関による事業再生スキームへの組成・参画を通じて適切に対応してまいります。さらに、資産の健全性確保に向けた取組みとして、DDS、DES等の事業再生手法を積極的に活用しながら事業再生支援を強化するとともに、経営相談・経営指導等においてコンサルティング機能を十分に発揮し、経営改善計画の進捗を適切に把握のうえ実効性のある経営改善支援に努めてまいります。

#### D. 市場リスク管理

当行は、市場リスク管理の基本方針である「市場リスク管理方針」および市場リスク管理にかかる各種規定等を定め、市場リスク管理を重視した業務運営に資するため、市場リスク管理の基本的スタンス並びに、リスクの評価、モニタリング、コントロール等の管理にかかる手法を明確化し、厳正な管理を行っております。

市場リスク管理にかかる組織としては、市場取引における牽制機能を発揮できる管理態勢とするため、当行全体の市場リスクの評価、コントロール等を行う市場リスク管理部署としてリスク統轄部を設置し、業務運営部署である資金証券部と事務管理部署である市場国際部を分離するとともに、資金証券部内にはリスク統轄部の所属員を駐在させ、市場リスク管理の実効性を確保しております。

リスク統轄部は、上記の各種規定等に基づき、市場VaR等により当行全体の市場リスク量を計測・分析するとともに、市場リスク量を一定の範囲内にコントロールするため、取引の種類や業務の特性に応じて設定したポジション枠や損失限度枠等の遵守状況を日々モニタリングしており、モニタリング結果は、日次でリスク統轄部の業務担当役員、月次でALM・収益管理委員会等に報告しております。なお、ポジション枠や損失限度枠

等を超過した場合は、速やかに対応策を策定のうえ、ALM・収益管理委員会や常務会等で対応を協議するなど早期の対応を図る体制としております。

また、先行きの金利や株価等の予測に基づく有価証券の評価損益等のシミュレーション、市場VaRのバックテストを月次で実施しているほか、複数のストレスシナリオによるストレステストとその結果に基づく自己資本充実度の評価を四半期毎に実施し、ALM・収益管理委員会等に報告しております。

当行は、今後も世界的な金融市場の混乱等の外部環境の変化や預金・貸出金動向の変化等に留意しながら、上記の管理態勢に基づく適切なリスク管理を継続していくとともに、より一層の市場リスク管理の高度化に向けた態勢整備を図ってまいります。

## E. その他リスク管理

### a. 流動性リスク管理

当行は、流動性リスク管理の基本方針である「流動性リスク管理方針」および流動性リスク管理にかかる各種規定等を定め、安定的な資金繰り運営に資するため、流動性リスク管理の基本的スタンス並びに、リスクの評価、モニタリング、コントロール等の管理にかかる手法について明確化し、厳正な管理を行っております。また、不測の事態への備えとして、「流動性危機対応プラン」や「決済リスクにかかる緊急時対応プラン」等を定め、迅速かつ的確な対応が行えるような体制を整備しております。

流動性リスク管理にかかる組織としては、牽制機能を発揮できる管理態勢とするため、当行全体の日々の資金繰り管理および資金や証券の受渡管理を行う資金繰り管理部署および決済の管理部署として市場国際部、資金繰り管理部署および決済の管理部署の統轄、当行全体の流動性リスクの把握、モニタリング等を行う流動性リスク管理部署としてリスク統轄部を設置し、流動性リスク管理の実効性を確保しております。

資金繰り管理では、資金繰りリスクにかかる限度枠として最低限確保すべき手元流動性の額を設定し、その状況を日々モニタリングするとともに、日次または月次の資金繰り見通しの作成、調達可能額や資産の流動性の把握、大口資金の期日集中の確認等を行っております。決済の管理では、日銀ネット決済等の決済制度における決済の状況および他の金融機関等との間で行う決済の状況について管理を行っております。リスク管理では、預金・貸出金計画の実績との乖離状況やストレス状況を含めた資金ギャップ分析などを行っております。さらに、各管理の状況については月次でALM・収益管理委員会等に報告しております。

今後についても、上記の管理態勢に基づく適切なリスク管理を徹底していくとともに、流動性危機対応訓練の実施等により更なる態勢整備を図ってまいります。

### b. オペレーショナル・リスク管理

当行は、オペレーショナル・リスク管理に関する基本方針である「オペレーショナル・リスク管理方針」およびオペレーショナル・リスク管理にかかる各種規定等を定め、適切なリスク管理に資するため、リスク管理の基本的スタンス並びに、リスクの評価、モニタリング、コントロール等の管理にかかる手法を明確化し、厳正な管理を行っております。

オペレーショナル・リスクは、損失の発生原因などから「事務リスク」、「システムリ

スク」、「法務リスク」、「人的リスク」、「有形資産リスク」、「風評リスク」、「アウトソーシングに伴うリスク」および「災害等偶発事態発生によるリスク」の8つに分類し、各リスクの管理部署において適切なリスク管理を行っております。各リスクの管理部署は、事務リスクは事務管理部、システムリスクはシステム部、法務リスクはコンプライアンス統轄部、人的リスクは人事部、有形資産リスクは総務部、風評リスクはリスク統轄部、アウトソーシングに伴うリスクは事務管理部およびシステム部、災害等偶発事態発生によるリスクは総務部、事務管理部およびシステム部となっております。

リスク統轄部は、オペレーショナル・リスクの総合的な管理部署として、当行全体のオペレーショナル・リスクの総合的評価、モニタリング等を行い、各リスク管理部署は、リスクを評価、モニタリングするために、損失情報等の収集・分析、商品・業務等に内在するリスクを特定・認識しリスク管理の有効性やリスクが顕在化する可能性について自己評価等を行っております。自己評価後の再発防止策などの評価結果や損失の発生状況等については、半期毎および必要に応じて役員部長連絡会や常務会等へ報告しております。

今後についても、上記の管理態勢に基づく適切なリスク管理を徹底していくとともに、必要に応じて管理態勢の見直しを行うなど、更なる態勢整備を図ってまいります。

### ①事務リスク管理

当行は、事務管理体制、監査体制の充実強化が事務リスク管理上の重要課題と捉え、事務リスク管理の基本方針である「事務リスク管理方針」およびリスク管理にかかる各種規定等を定め、事務ミス等の発生状況や損失情報等の収集、事務ミス等の発生原因の分析・評価を行い、必要に応じて事務手続の見直しや営業店に対する注意喚起の実施等の対応策を講じるなど適切な管理を行っております。

事務管理面では、正確・迅速な事務処理体制の向上を図るため、事務管理部による臨店指導の実施、研修会の開催などを行っております。また、監査部による総合監査についても、内部監査機能の充実・強化を図り、事務処理状況の点検にとどまらず、事務リスクを含めたリスク管理態勢を総合的に監査しております。

### ②システムリスク管理

当行は、コンピュータシステムの安定稼働をシステムリスク管理上の最重要課題と捉え、システムリスク管理の基本方針である「システムリスク管理方針」およびリスク管理にかかる各種規定等を定め、システムの障害・不備、システムの不正使用にかかる情報等の収集・分析を行い、必要に応じてバックアップ機の設置、ネットワークの二重化の実施等の対応策を講じるなど適切な管理を行っております。

システムの安全性確保に向けた取組みとして、電算センター（泉センター）には、「3次元免震床」を採用し、また、オフサイトバックアップシステムを確保するなど天災・人災等に備えた万全のセキュリティシステムを構築しております。

さらに、システム・データ保護に関する規定等を整備し、全役職員に対し周知徹底するとともに、その遵守状況については監査部が定期的に監査を行っております。特に個人データについては、個人情報の保護に関する法律の基本理念に従いつつ、「個人データ管理基準」を制定し、適切な管理を行っております。

### ③法務リスク管理

当行は、法令等の遵守状況が十分でないこと、および取引の法律関係に不備・不確実な部分があることにより損失を被る法務リスクの管理について、その基本方針である「法務リスク管理方針」およびリスク管理にかかる各種規定等を定め、事故・苦情等にかかる情報の収集・分析を行い、必要に応じて対応策を講じるなど適切な管理を行っております。

また、法令等遵守態勢の整備・強化を図るため「コンプライアンス委員会」を設置し、委員会の下部機関として「コンプライアンス部会」および本部各部および営業店に「コンプライアンス推進委員会」を設置し、法令等遵守に係わる事項に関する情報の共有・意見交換等を行うとともに、注意喚起および教育・啓蒙を実施しております。

### ④人的リスク管理

当行は、人事労務上の問題等に起因して損失を被る人的リスクの管理について、その基本方針である「人的リスク管理方針」およびリスク管理にかかる各種規定等を定め、専門的な技術・知識の特定の行員等への集中、行員等の傷病による職場離脱および行員等の中途退職にかかる情報の収集・分析を行い、必要に応じて対応策を講じるなど適切な管理を行っております。

専門的な技術・知識の特定の行員等への集中状況にかかる対応としては、所属部署内でのOJT・ジョブローテーションを通じた代替者育成による互換性の向上に努めております。行員等の健康管理については保険師等による巡回健康相談を実施するほか、各種研修会を通してメンタルヘルス関連の講義を実施するなど、心身両面からの健康管理対策を推進しております。

### ⑤有形資産リスク管理

当行は、災害や資産管理の瑕疵等の結果、有形資産の毀損により損失を被る有形資産リスクの管理について、その基本方針である「有形資産リスク管理方針」およびリスク管理にかかる各種規定等を定め、有形資産の洗い出し、建物の耐震診断、自家発電設備の設置状況等停電対策の評価等を行い、必要に応じて建替および改修工事計画等の対応策を講じるなど適切な管理を行っております。

有形資産については、取得、賃借の開始等の変動が発生した都度、ならびに年度毎および必要に応じて、「有形資産リスク評価シート」により、耐震性、停電対策の適切性、セキュリティー対策の適切性、老朽化対策の適切性の観点からリスクの評価を行っております。

### ⑥風評リスク管理

当行は、市場や顧客の間における事実と異なる風評によって損失を被る風評リスクの管理について、その基本方針である「風評リスク管理方針」およびリスク管理にかかる各種規定等を定め、風評情報の収集や風評内容の評価を行うなど適切な管理を行っております。

マスコミやインターネット等において風評の発生が確認された場合は、必要に応じて、風評リスクの回避や削減のため、「事実と異なる風評の否定」、「事実の公表」、「事実と

異なる風評の発信源の特定および法的措置」等の対応策を講じ、迅速かつ適切な対応により事態の収拾・沈静化を図ることとしております。

#### ⑦アウトソーシングに伴うリスク管理

当行は、外部に委託した業務に関して、委託先において事務ミスやシステムトラブル等が発生し、当行または当行の顧客が不測の損失を被るアウトソーシングに伴うリスクの管理について、その基本方針である「アウトソーシングに伴うリスク管理方針」およびリスク管理にかかる関連規定等を定め、リスクの発生源が当行から委託先に振替わるなどの特性を踏まえた適切な管理を実施しております。

アウトソーシング先の選定に際しては、「アウトソーシング先の評価にかかるチェックリスト」により、アウトソーシング先の安全性・信頼性等の評価を行ったうえで業務委託契約を締結しているほか、委託後においても、定期的もしくは必要に応じ、「アウトソーシングにかかる点検報告書」にもとづく業務委託契約の実施状況のモニタリングを行っております。モニタリングの結果、業務委託契約の実施状況等に懸念が生じた場合は、改善指導、アウトソーシング先の変更等の対応を行っております。

#### ⑧災害等偶発事態発生によるリスク管理

当行は、災害等偶発事態発生により業務に支障をきたし、損失を被る災害等偶発事態発生によるリスクの管理について、その基本方針である「災害等偶発事態発生によるリスク管理方針」およびリスク管理にかかる関連規定等を定め、災害等偶発事態発生にかかる情報等の収集・分析を行い、必要に応じて災害等の緊急時に対応した訓練の実施やリスクの削減に資する防犯・防災設備および機器等の設置等の対策を講じるなど適切な管理を行っております。

地震、風水害等の自然災害については気象庁等が公表する統計データ等の情報、火災、各種犯罪等の人的災害については消防庁および警察庁等が公表する統計データ等の情報を定期的および必要に応じて収集し、災害の規模および発生地域等から業務への影響を分析しております。

### F. 業務継続体制の整備

当行では、大規模地震や新型インフルエンザ、またはシステム障害等の緊急事態発生時における基本的な行動原則を明確にするため「災害等緊急時対応プラン」を制定しております。「災害等緊急時対応プラン」には、当行が不慮の災害等により損害を被り、銀行業務が通常どおり果たせなくなった場合においても、金融機能の維持の観点から必要最低限の業務を継続するため、或いは早期に再開・復旧をはかるために必要な「業務継続計画」を定めており、業務継続体制の整備に努めております。東日本大震災により、予見をはるかに超える被害を受けましたが、今般の震災を踏まえ、想定外の災害等が発生した場合においても、地域における金融機能を維持できるよう、さらに見直しを図り、業務継続体制の一層の強化を図ります。

また、「災害等緊急時対応プラン」の実効性を確認するため、定期的な災害訓練や業務継続訓練を実施してまいりますほか、事業環境や関連法規の変化等による新たなリスクへの対応を可能にするため、継続的な見直しを実施し、当行の危機対応の強化に努めてまいります。



## 機能強化のための前提条件

当行の主要営業基盤である宮城県の景気は、東日本大震災により低落した後、復旧事業等に伴い一部に上向きの動きが見られますが、被害が甚大な沿岸部の経済活動は引続き低迷し、厳しい状況にあります。

一方、震災復旧工事等による公共投資の増加や、内陸部を中心に生産面での回復の動きがみられるほか、新たな基幹産業への発展が見込まれる自動車産業や半導体関連産業などの本格操業に伴う波及効果が顕在化してくる状況となっております。

しかし、先行きについては、復興に向けた取組みの進展による生産や需要の回復が期待されるものの、沿岸部については経済の低迷の長期化が見込まれるほか、厳しい雇用情勢が続くなか、個人消費の動きは弱く、全体としては厳しい状況が続くことが懸念されます。

### ○金利

金利の見通しにつきましては、平成23年10月末の水準で推移するものと想定しております。

### ○為替

為替（ドル／円）レートの見通しにつきましては、平成23年10月末の水準で推移するものと想定しております。

### ○株価

株価の見通しにつきましては、足元の株価水準に鑑み、計画期間内は日経平均株価が8,000円の水準で推移するものと想定しております。

前提	23/3 実績	23/9 実績	23/12 前提	24/3 前提	24/9 前提	25/3 前提	25/9 前提	26/3 前提	27/3 前提
無担保コールO/N(%)	0.062	0.075	0.081	0.081	0.081	0.081	0.081	0.081	0.081
日本円TIBOR3カ月(%)	0.340	0.336	0.336	0.336	0.336	0.336	0.336	0.336	0.336
新発10年国債利回り(%)	1.255	1.020	1.045	1.045	1.045	1.045	1.045	1.045	1.045
ドル／円為替レート(円)	82.83	76.69	78.00	78.00	78.00	78.00	78.00	78.00	78.00
日経平均株価(円)	9,755.10	8,700.29	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000

※23/3および23/9の各実績値は、以下の数値を記載しております。

- ・無担保コールO/N：短資協・加重平均レート
- ・日本円TIBOR3カ月：全銀協・東京銀行間取引金利
- ・新発10年国債利回り：日証協・店頭売買参考統計値
- ・ドル／円為替レート：東京17時終値気配値
- ・日経平均株価：終値

「金融機能の強化のための特別措置に関する内閣府令」

附則第2条に規定されている提出書類

平成23年12月

**七十七銀行**

内閣府令附則第 2 条第 1 号に係る書類

(1) 株式等の引受け等に係る申込みの理由書

## 株式等の引受け等に係る申込みの理由書

平成 23 年 12 月 1 日

仙台市青葉区中央三丁目 3 番 20 号  
株式会社 七十七銀行  
取締役頭取 氏家 照彦

金融機能の強化のための特別措置に関する法律附則第 8 条 1 項に基づく劣後特約付金銭消費貸借による貸付けに係る申込みの理由は以下のとおりです。

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災により、宮城県を中心とする東北地方太平洋沿岸地域は、甚大な被害を受けました。過去に例のない規模の地震による大きな被害の発生に加え、想定をはるかに超える大津波により、沿岸部地域の社会・生活インフラ等の多くが流され、地域によってはその殆どが壊滅的被害を受けるなど、特に津波による被害が大きく、東日本大震災は国内観測史上最大の自然災害となりました。

当行の主要な営業基盤である宮城県は、人的被害をはじめ、社会・生活インフラへの被害など、最も大きな直接的被害を受けましたが、広範な範囲で発生した地盤沈下への対応なども含めて、防災を踏まえたまちづくりそのもの見直しが必要になるなど、再建に向けて多くの課題を抱えております。また、サプライチェーンの分断や電力供給の制約に伴う生産の悪化、雇用・所得環境の悪化、風評被害等に伴う消費の縮小など、地域経済に深刻な影響を及ぼすさまざまな間接被害を受けております。さらに、福島県の原子力発電所の事故の長期化により、宮城県や東北地方が強みをもつ一次産業等への直接被害や風評被害も発生しており、宮城県経済は低落し、極めて厳しい状況におかれております。

平成 23 年 9 月末の地方公共団体等向け貸出および消費性貸出を除く事業者にかかわる与信(支払承諾を含む)は、2 万 913 先、2 兆 2,193 億円であります。

当行では、このうち残高ベースで約 99%を占める、与信残高 10 百万円以上の事業性資金のお取引先を対象とし、地元宮城県に密着した中小企業、上場企業等および福島県ならびに岩手県のお取引先を抽出し、その被災状況を調査いたしました。(山形県、秋田県、東京都、愛知県、大阪府および北海道のお取引先および当行メイン以外の上場企業向け貸出等ならびに 10 百万円未満の与信(合計 1 兆 609 億円)を除く)

抽出したお取引先は 8,476 先、与信残高は 1 兆 1,583 億円ですが、調査の結果、8,476 先のうち、直接被害を受けた先は 22%、間接被害を受けた先は 14%、直接・間接両方の被害を受けた先は 20%で、56%のお客さまが何らかの被害を受けております。

被害の程度をみますと、被害が甚大なお取引先(事業未再開、再開の見通しが立たないお取引先等)は、204 先(2.4%)、与信残高は 255 億円(2.2%)でありました。また、事業は継続しているものの、被害が大きい取引先(売上や生産が概ね震災前の半分以下のお取引先)は 403 先、(同 4.7%)、与信残高は 726 億円(同 6.3%)でありました。したがって、本来の事業活動の半分も回復していないお取引先は、607 先で、そのお取引先に対する与信額は 981 億円となっております。

こうした状況を踏まえ、当行は、地域と共に歩んできた金融機関の使命として、地元宮城県の震災復興に向けた金融仲介機能を積極的かつ十分に発揮していくに当たって、震災で毀損した自己資本額を補填するとともに、今後のリスクアセットの増加や信用コストの高まりに対して万全を期す必要があると判断いたしました。また、公的資金の申請を通じて、地域のお客さまに、「国と一体となって地域復興に最大限の支援を行う」という強力なメッセージを発信し、復興への士気を高めてまいりたいとの考えに至りました。

以上の理由により、当行は、信用を供与している者の財務の状況が東日本大震災により相当程度悪化したことその他の東日本大震災の影響により自己資本の充実を図ることが主として業務を行っている地域における円滑な信用供与を実施するために必要となったことから、金融機能の強化のための特別措置に関する法律附則第8条第1項に定める震災特例金融機関等に該当するものと認識し、今般、劣後特約付金銭消費貸借による貸付けに係る申込みを行うことといたしました。

以 上

## 内閣府令附則第2条第2号に係る書類

### (1) 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、自己資本比率を記載した書面

第128期中(平成23年9月30日現在)中間貸借対照表	1
第128期中(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)中間損益計算書	2
第128期中(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)中間株主資本等変動計算書	3
(平成23年9月30日現在)中間連結貸借対照表	14
(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)中間連結損益計算書	15
(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)中間連結株主資本等変動計算書	16
自己資本比率の状況(連結)	31
自己資本比率の状況(単体)	33

### (2) 最近の日計表

末残日計表(平成23年10月31日現在)	35
----------------------	----

### (3) その他の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることのできる書類

平成24年3月期第2四半期報告書	36
------------------	----

第128期中（平成23年9月30日現在）中間貸借対照表

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	575,869	預 金	6,174,914
コ ー ル ロ ー ン	117,812	譲 渡 性 預 金	316,260
買 入 金 銭 債 権	17,519	コ ー ル マ ネ ー	11,497
商 品 有 価 証 券	27,843	債券貸借取引受入担保金	755
金 銭 の 信 託	43,624	借 用 金	5,171
有 価 証 券	2,519,648	外 国 為 替	96
貸 出 金	3,582,904	そ の 他 負 債	48,784
外 国 為 替	2,846	未 払 法 人 税 等	3,071
そ の 他 資 産	19,276	リ ー ス 債 務	1,018
有 形 固 定 資 産	35,324	資 産 除 去 債 務	620
無 形 固 定 資 産	348	そ の 他 の 負 債	44,073
繰 延 税 金 資 産	44,768	退 職 給 付 引 当 金	42,612
支 払 承 諾 見 返	25,583	睡眠預金払戻損失引当金	217
貸 倒 引 当 金	△ 99,259	偶 発 損 失 引 当 金	1,408
		災 害 損 失 引 当 金	488
		支 払 承 諾	25,583
		負 債 の 部 合 計	6,627,789
		（純資産の部）	
		資 本 金	24,658
		資 本 剰 余 金	7,841
		資 本 準 備 金	7,835
		そ の 他 資 本 剰 余 金	6
		利 益 剰 余 金	248,887
		利 益 準 備 金	24,658
		そ の 他 利 益 剰 余 金	224,229
		固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	757
		別 途 積 立 金	218,805
		繰 越 利 益 剰 余 金	4,666
		自 己 株 式	△ 4,641
		株 主 資 本 合 計	276,746
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	9,621
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△ 346
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	9,274
		新 株 予 約 権	301
		純 資 産 の 部 合 計	286,322
資 産 の 部 合 計	6,914,112	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	6,914,112

第128期中〔平成23年4月1日から  
平成23年9月30日まで〕中間損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	49,703
資 金 運 用 収 益	38,856
（うち貸出金利息）	(26,584)
（うち有価証券利息配当金）	(11,818)
役 務 取 引 等 収 益	7,514
そ の 他 業 務 収 益	1,294
そ の 他 経 常 収 益	2,038
経 常 費 用	44,266
資 金 調 達 費 用	2,462
（うち預金利息）	(1,861)
役 務 取 引 等 費 用	2,924
そ の 他 業 務 費 用	299
営 業 経 費	29,822
そ の 他 経 常 費 用	8,756
経 常 利 益	5,437
特 別 利 益	50
特 別 損 失	1,018
税 引 前 中 間 純 利 益	4,469
法人税、住民税及び事業税	3,204
法 人 税 等 調 整 額	△ 739
法 人 税 等 合 計	2,465
中 間 純 利 益	2,004



第128期中  $\left[ \begin{array}{l} \text{平成23年4月 1日から} \\ \text{平成23年9月30日まで} \end{array} \right]$  中間株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
<b>株主資本</b>	
<b>資本金</b>	
当期首残高	24,658
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	—
当中間期末残高	24,658
<b>資本剰余金</b>	
<b>資本準備金</b>	
当期首残高	7,835
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	—
当中間期末残高	7,835
<b>その他資本剰余金</b>	
当期首残高	7
当中間期変動額	
自己株式の処分	△ 1
当中間期変動額合計	△ 1
当中間期末残高	6
<b>資本剰余金合計</b>	
当期首残高	7,842
当中間期変動額	
自己株式の処分	△ 1
当中間期変動額合計	△ 1
当中間期末残高	7,841
<b>利益剰余金</b>	
<b>利益準備金</b>	
当期首残高	24,658
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	—
当中間期末残高	24,658
<b>その他利益剰余金</b>	
<b>固定資産圧縮積立金</b>	
当期首残高	779
当中間期変動額	
固定資産圧縮積立金の取崩	△ 21
当中間期変動額合計	△ 21
当中間期末残高	757
<b>別途積立金</b>	
当期首残高	251,605
当中間期変動額	
別途積立金の取崩	△ 32,800
当中間期変動額合計	△ 32,800
当中間期末残高	218,805
<b>繰越利益剰余金</b>	
当期首残高	△ 29,222
当中間期変動額	
剰余金の配当	△ 937
固定資産圧縮積立金の取崩	21
別途積立金の取崩	32,800
中間純利益	2,004
当中間期変動額合計	33,889
当中間期末残高	4,666
<b>利益剰余金合計</b>	
当期首残高	247,820
当中間期変動額	
剰余金の配当	△ 937
固定資産圧縮積立金の取崩	—
別途積立金の取崩	—
中間純利益	2,004
当中間期変動額合計	1,067
当中間期末残高	248,887

(単位：百万円)

科 目	金 額
<b>自己株式</b>	
当期首残高	△ 4,157
当中間期変動額	
自己株式の取得	△ 512
自己株式の処分	28
当中間期変動額合計	△ 484
当中間期末残高	△ 4,641
<b>株主資本合計</b>	
当期首残高	276,164
当中間期変動額	
剰余金の配当	△ 937
中間純利益	2,004
自己株式の取得	△ 512
自己株式の処分	27
当中間期変動額合計	581
当中間期末残高	276,746
<b>評価・換算差額等</b>	
<b>その他有価証券評価差額金</b>	
当期首残高	20,491
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△ 10,870
当中間期変動額合計	△ 10,870
当中間期末残高	9,621
<b>繰延ヘッジ損益</b>	
当期首残高	△ 412
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	66
当中間期変動額合計	66
当中間期末残高	△ 346
<b>評価・換算差額等合計</b>	
当期首残高	20,078
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△ 10,804
当中間期変動額合計	△ 10,804
当中間期末残高	9,274
<b>新株予約権</b>	
当期首残高	251
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	49
当中間期変動額合計	49
当中間期末残高	301
<b>純資産合計</b>	
当期首残高	296,495
当中間期変動額	
剰余金の配当	△ 937
中間純利益	2,004
自己株式の取得	△ 512
自己株式の処分	27
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△ 10,754
当中間期変動額合計	△ 10,172
当中間期末残高	286,322

## 個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

### 重要な会計方針

#### 1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

#### 2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、運用目的の金銭の信託については時価法、その他の金銭の信託については上記（1）のうちのその他有価証券と同じ方法により行っております。

#### 3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、原則として時価法により行っております。

#### 4. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 5年～31年

そ の 他 4年～20年

##### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。

##### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### 5. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産自己査定監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

（追加情報）

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、津波によって甚大な被害を受けた地域に所在する債務者（以下「罹災地域の債務者」という。）に係る債権のうち、一定金額未満の債権等85,614百万円については、資産の自己査定基準に基づく査定結果とは別にグルーピングのうえ、将来発生が見込まれる損失を合理的に見積り、貸倒引当金20,262百万円を計上しております。

## （2）退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務債務 発生時に一括費用処理

数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から費用処理

（追加情報）

当行は、厚生年金基金の代行部分について、平成22年12月1日に厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受けております。当中間期末日現在において測定された返還相当額（最低責任準備金）は16,126百万円であり、当該返還相当額（最低責任準備金）の支払が当中間期末日に行われたと仮定して、「退職給付会計に関する実務指針（中間報告）」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号）第44－2項を適用した場合に生じる特別利益の見込額は10,906百万円あります。なお、返上手続きの完了時期は未定であり、実際に計上する額は今後の株式市況等により変動する可能性があります。

## （3）睡眠預金払戻損失引当金

負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認める額を計上しております。

## （4）偶発損失引当金

信用保証協会との責任共有制度にかかる将来の負担金の支払に備えるため、対象債権に対する代位弁済の実績率を合理的に見積もり、必要と認める額を計上しております。

## （5）災害損失引当金

東日本大震災により被災した店舗等の原状回復に要する修繕費用の支出に備えるため、当中間期末において合理的に見積った額を計上しております。

## 6. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建の資産・負債については、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

## 7. リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

## 8. ヘッジ会計の方法

### (1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、原則として繰延ヘッジによっております。ヘッジ取引は、個別ヘッジのほか、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき処理しております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

このほか、ヘッジ会計の要件を充たしており、かつ想定元本、利息の受払条件及び契約期間が対象資産とほぼ同一である金利スワップ等については、金利スワップの特例処理を行っております。

### (2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

## 9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。

## 追加情報

当中間会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日）を適用しております。

## 注記事項

(中間貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式総額 92 百万円
  
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は 6,560百万円、延滞債権額は115,382百万円であります。  
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。  
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
  
3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は 5,069百万円であります。  
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
  
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は36,675百万円であります。  
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
  
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は163,687百万円であります。  
なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。  
(追加情報)  
「重要な会計方針 5. 引当金の計上基準(1)貸倒引当金」の追加情報に記載のとおり、平成23年3月11日に発生した東日本大震災による罹災地域の債務者に係る債権のうち、一定金額未満の債権等85,614百万円については、資産の自己査定基準に基づく査定結果とは別にグルーピングを行っているため、資産の自己査定基準に基づく査定を実施した場合、上記2. から5. に掲げる債権額が増加する可能性があります。
  
6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、12,785百万円であります。

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 223,711 百万円

その他資産 141 百万円

担保資産に対応する債務

預金 56,250 百万円

債券貸借取引受入担保金 755 百万円

借入金 5,000 百万円

上記のほか、為替決済取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券133,286百万円を差し入れております。

なお、その他資産のうち保証金は67百万円であります。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,514,438百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,494,275百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 有形固定資産の減価償却累計額 72,654 百万円

10. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は9,140百万円であります。

（中間損益計算書関係）

1. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額5,077百万円、債権売却損 500百万円及び株式等償却 2,237百万円を含んでおります。

2. 当中間期において、宮城県内の営業用店舗16か所及び遊休資産1か所並びに宮城県外の営業用店舗2か所について減損損失を計上しております。

当行は、減損損失の算定にあたり、原則として、営業用店舗については継続的に収支の把握を行っている個別営業店単位で、遊休又は処分予定資産については各資産単位で、グルーピングしております。減損損失を計上した資産グループは、営業キャッシュ・フローの低下及び継続的な地価の

下落等により、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額に満たないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額 895百万円（土地 526百万円、建物 232百万円、その他の有形固定資産等 136百万円）を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は、正味売却価額と使用価値のいずれか高い方としており、正味売却価額による場合は不動産鑑定評価基準等に基づき、使用価値による場合は将来キャッシュ・フローを3.5%で割り引いて、それぞれ算定しております。

(中間株主資本等変動計算書関係)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数	摘 要
自己株式					
普通株式	8,318	1,247	59	9,506	(注)
合 計	8,318	1,247	59	9,506	

(注) 増加は自己株式取得のための市場買付及び単元未満株式の買取によるものであり、減少は新株予約権の行使及び単元未満株式の買増請求に応じたものであります。

(有価証券関係)

1. 子会社・子法人等株式（平成23年9月30日現在）

	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社・子法人等株式	—	—	—
合計	—	—	—

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式

	中間貸借対照表 計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式	92
合計	92

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社・子法人等株式」には含めておりません。



2. その他有価証券（平成23年9月30日現在）

	種類	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間貸借対照表 計上額が取得原 価を超えるもの	株式	41,709	23,230	18,478
	債券	1,998,688	1,961,909	36,779
	国債	1,110,185	1,091,106	19,078
	地方債	93,158	91,296	1,862
	社債	795,344	779,506	15,838
	その他	59,424	58,503	920
	小計	2,099,822	2,043,644	56,178
中間貸借対照表 計上額が取得原 価を超えないも の	株式	33,412	40,028	△ 6,615
	債券	175,574	177,537	△ 1,963
	国債	102,879	102,978	△ 98
	地方債	3,049	3,051	△ 1
	社債	69,645	71,508	△ 1,862
	その他	207,461	236,412	△ 28,950
	小計	416,448	453,978	△ 37,529
合計		2,516,271	2,497,622	18,648

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	中間貸借対照表 計上額 (百万円)
非上場株式	3,051
組合出資金	233
合計	3,284

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3. 減損処理を行った有価証券

有価証券（売買目的有価証券を除く。）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当中間期における減損処理額は2,323百万円（うち、株式2,103百万円、その他220百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社等の区分毎に次のとおり定めております。

正常先	時価が取得原価に比べて 50%以上下落または、時価が取得原価に比べて 30%以上 50%未満下落したもので、過去 1 か月間の時価の平均が取得原価に比べて 50% (一定以上の信用リスクを有すると認められるものは 30%) 以上下落
要注意先	時価が取得原価に比べて 30%以上下落
破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落

なお、要注意先とは今後管理に注意を要する債務者、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の債務者であります。

### (金銭の信託関係)

#### 1. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (平成23年 9月30日現在)

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの (百万円)	うち中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの (百万円)
その他の金銭の信託	18,774	21,795	△ 3,020	—	3,020

(注) 1. 中間貸借対照表計上額は、当中間期末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「うち中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

#### 2. 減損処理を行った金銭の信託

その他の金銭の信託の信託財産を構成している有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、減損処理しております。

当中間期における減損処理額は 705百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社等の区分毎に次のとおり定めております。

正常先	時価が取得原価に比べて 50%以上下落または、時価が取得原価に比べて 30%以上 50%未満下落したもので、過去 1 か月間の時価の平均が取得原価に比べて 50% (一定以上の信用リスクを有すると認められるものは 30%) 以上下落
要注意先	時価が取得原価に比べて 30%以上下落
破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落

なお、要注意先とは今後管理に注意を要する債務者、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の債務者であります。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	38,390 百万円
退職給付引当金	17,245
減価償却	7,102
有価証券償却	2,168
その他	<u>5,391</u>
繰延税金資産小計	70,299
評価性引当額	<u>△ 19,000</u>
繰延税金資産合計	51,299
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△ 6,007
固定資産圧縮積立金	△ 513
その他	<u>△ 9</u>
繰延税金負債合計	△ 6,530
繰延税金資産の純額	<u>44,768 百万円</u>

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	765 円 22 銭
1株当たり中間純利益金額	5 円 36 銭

(後発事象)

当行は、確定給付型の退職給付制度として厚生年金基金制度を設けておりましたが、厚生年金基金の代行部分（過去分）返上にかかる手続きを進めており、平成23年11月1日付で厚生労働大臣から認可を受け、同日付で七十七銀行厚生年金基金は七十七銀行企業年金基金へ移行しております。

当該認可を受けたことにより、「退職給付会計に関する実務指針（中間報告）」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号）にもとづき、当事業年度中に代行部分（過去分）返上にかかる損益として110億円程度を特別利益に計上する予定ですが、実際の計上額については現在集計中でありませ

## (平成23年9月30日現在) 中間連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	576,070	預 金	6,171,689
コールローン及び買入手形	117,812	譲 渡 性 預 金	316,060
買入金銭債権	17,519	コールマネー及び売渡手形	11,497
商品有価証券	27,843	債券貸借取引受入担保金	755
金銭の信託	43,624	借 用 金	15,594
有 価 証 券	2,530,964	外 国 為 替	96
貸 出 金	3,573,732	そ の 他 負 債	60,214
外 国 為 替	2,846	退職給付引当金	43,010
リース債権及びリース投資資産	20,452	役員退職慰労引当金	63
そ の 他 資 産	32,149	睡眠預金払戻損失引当金	217
有形固定資産	35,874	偶発損失引当金	1,408
無形固定資産	740	災害損失引当金	496
繰延税金資産	49,114	支 払 承 諾	25,583
支払承諾見返	25,583	負債の部合計	6,646,688
貸倒引当金	△ 112,057	(純資産の部)	
		資 本 金	24,658
		資 本 剰 余 金	7,841
		利 益 剰 余 金	250,187
		自 己 株 式	△ 4,615
		株 主 資 本 合 計	278,072
		その他有価証券評価差額金	9,627
		繰延ヘッジ損益	△ 346
		その他の包括利益 累 計 額 合 計	9,281
		新 株 予 約 権	301
		少 数 株 主 持 分	7,929
		純資産の部合計	295,584
資産の部合計	6,942,272	負債及び純資産の部合計	6,942,272

〔平成23年4月 1日から  
平成23年9月30日まで〕 中間連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
<b>経 常 収 益</b>	<b>59,144</b>
資 金 運 用 収 益	39,055
(うち貸出金利息)	( 26,737 )
(うち有価証券利息配当金)	( 11,865 )
役 務 取 引 等 収 益	7,991
そ の 他 業 務 収 益	10,145
そ の 他 経 常 収 益	1,951
<b>経 常 費 用</b>	<b>54,089</b>
資 金 調 達 費 用	2,499
(うち預金利息)	( 1,860 )
役 務 取 引 等 費 用	2,581
そ の 他 業 務 費 用	7,617
営 業 経 費	30,385
そ の 他 経 常 費 用	11,005
<b>経 常 利 益</b>	<b>5,055</b>
特 別 利 益	50
特 別 損 失	1,019
税金等調整前中間純利益	4,086
法人税、住民税及び事業税	3,843
法 人 税 等 調 整 額	△ 1,026
法 人 税 等 合 計	2,817
少 数 株 主 損 益 調 整 前 中 間 純 利 益	1,269
少 数 株 主 損 失	727
中 間 純 利 益	1,996

〔平成23年4月 1日から〕  
〔平成23年9月30日まで〕

中間連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
<b>株主資本</b>	
<b>資本金</b>	
当期首残高	24,658
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	—
当中間期末残高	24,658
<b>資本剰余金</b>	
当期首残高	7,842
当中間期変動額	
自己株式の処分	△ 1
当中間期変動額合計	△ 1
当中間期末残高	7,841
<b>利益剰余金</b>	
当期首残高	249,128
当中間期変動額	
剰余金の配当	△ 937
中間純利益	1,996
当中間期変動額合計	1,059
当中間期末残高	250,187
<b>自己株式</b>	
当期首残高	△ 4,131
当中間期変動額	
自己株式の取得	△ 512
自己株式の処分	28
当中間期変動額合計	△ 484
当中間期末残高	△ 4,615
<b>株主資本合計</b>	
当期首残高	277,498
当中間期変動額	
剰余金の配当	△ 937
中間純利益	1,996
自己株式の取得	△ 512
自己株式の処分	27
当中間期変動額合計	573
当中間期末残高	278,072
<b>その他の包括利益累計額</b>	
<b>  その他有価証券評価差額金</b>	
当期首残高	20,497
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△ 10,870
当中間期変動額合計	△ 10,870
当中間期末残高	9,627
<b>繰延ヘッジ損益</b>	
当期首残高	△ 412
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	66
当中間期変動額合計	66
当中間期末残高	△ 346
<b>その他の包括利益累計額合計</b>	
当期首残高	20,085
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△ 10,803
当中間期変動額合計	△ 10,803
当中間期末残高	9,281

(単位：百万円)

科 目	金 額
<b>新株予約権</b>	
当期首残高	251
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	49
当中間期変動額合計	49
当中間期末残高	301
<b>少数株主持分</b>	
当期首残高	8,663
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△ 734
当中間期変動額合計	△ 734
当中間期末残高	7,929
<b>純資産合計</b>	
当期首残高	306,499
当中間期変動額	
剰余金の配当	△ 937
中間純利益	1,996
自己株式の取得	△ 512
自己株式の処分	27
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△ 11,488
当中間期変動額合計	△ 10,914
当中間期末残高	295,584





#### (5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産自己査定監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金については、自己査定結果に基づき、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

(追加情報)

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、津波によって甚大な被害を受けた地域に所在する債務者（以下「罹災地域の債務者」という。）に係る債権のうち、一定金額未満の債権等87,579百万円については、資産の自己査定基準に基づく査定結果とは別にグルーピングのうえ、将来発生が見込まれる損失を合理的に見積り、貸倒引当金20,770百万円を計上しております。

#### (6) 退職給付引当金の計上基準

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務債務 発生時に一括費用処理

数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理

(追加情報)

当行は、厚生年金基金の代行部分について、平成22年12月1日に厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受けております。当中間連結会計期間末日現在において測定された返還相当額（最低責任準備金）は16,126百万円であり、当該返還相当額（最低責任準備金）の支払が当中間連結会計期間末日に行われたと仮定して、「退職給付会計に関する実務指針（中間報告）」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号）第44－2項を適用した場合に生じる特別利益の見込額は10,906百万円であります。なお、返上手続きの完了時期は未定であり、実際に計上する額は今後の株式市況等により変動する可能性があります。

(7) 役員退職慰労引当金の計上基準

連結される子会社及び子法人等の役員退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金支給規定に基づく期末要支給額のうち、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

(8) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認める額を計上しております。

(9) 偶発損失引当金の計上基準

信用保証協会との責任共有制度にかかる将来の負担金の支払に備えるため、対象債権に対する代位弁済の実績率を合理的に見積もり、必要と認める額を計上しております。

(10) 災害損失引当金の計上基準

東日本大震災により被災した店舗等の原状回復に要する修繕費用の支出に備えるため、当中間連結会計期間末において合理的に見積った額を計上しております。

(11) 外貨建資産・負債の換算基準

外貨建資産・負債については、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(12) リース取引の処理方法

借手側の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成 20 年 4 月 1 日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

(13) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、原則として繰延ヘッジによっております。ヘッジ取引は、個別ヘッジのほか、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 24 号）に基づき処理しております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

このほか、ヘッジ会計の要件を充たしており、かつ想定元本、利息の受払条件及び契約期間が対象資産とほぼ同一である金利スワップ等については、金利スワップの特例処理を行っております。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 25 号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

(14) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、当行の有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間連結会計期間の費用に計上しております。

追加情報

当中間連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日）を適用しております。

注記事項

（中間連結貸借対照表関係）

1. 貸出金のうち、破綻先債権額は 7,373 百万円、延滞債権額は 117,739 百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

2. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は 5,069 百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 36,725 百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

4. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は166,908百万円であります。

なお、上記1. から4. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

(追加情報)

「1. 会計処理基準に関する事項(5)貸倒引当金の計上基準」の追加情報に記載のとおり、平成23年3月11日に発生した東日本大震災による罹災地域の債務者に係る債権のうち、一定金額未満の債権等87,579百万円については、資産の自己査定基準に基づく査定結果とは別にグルーピングを行っているため、資産の自己査定基準に基づく査定を実施した場合、上記1. から4. に掲げる債権額が増加する可能性があります。

5. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、12,785百万円であります。

6. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 223,711 百万円

その他資産 141 百万円

リース投資資産 60 百万円

担保資産に対応する債務

預金 56,250 百万円

債券貸借取引受入担保金 755 百万円

借入金 5,030 百万円

上記のほか、為替決済取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券133,286百万円を差し入れております。

なお、その他資産のうち保証金は99百万円であります。

7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,553,769百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,533,606百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

8. 有形固定資産の減価償却累計額 75,427 百万円
9. 借入金には、リース投資資産 9,081 百万円を担保に提供する債権譲渡予約を行っている借入金 7,568 百万円が含まれております。
10. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は9,140 百万円であります。

（中間連結損益計算書関係）

1. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額 7,304 百万円、債権売却損 502 百万円及び株式等償却 2,237 百万円を含んでおります。
2. 当中間連結会計期間において、宮城県内の営業用店舗 16 か所及び遊休資産 1 か所並びに宮城県外の営業用店舗 2 か所について減損損失を計上しております。
- 減損損失の算定にあたり、原則として、当行の営業用店舗については継続的に収支の把握を行っている個別営業店単位で、遊休又は処分予定資産については各資産単位で、グルーピングしております。また、連結される子会社及び子法人等は各社をそれぞれ 1 つのグループとしております。減損損失を計上した資産グループは、営業キャッシュ・フローの低下及び継続的な地価の下落等により、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額に満たないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額 895 百万円（土地 526 百万円、建物 232 百万円、その他の有形固定資産等 136 百万円）を減損損失として特別損失に計上しております。
- なお、回収可能価額は、正味売却価額と使用価値のいずれか高い方としており、正味売却価額による場合は不動産鑑定評価基準等に基づき、使用価値による場合は将来キャッシュ・フローを 3.5%で割り引いて、それぞれ算定しております。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘 要
発行済株式					
普通株式	383,278	—	—	383,278	
合 計	383,278	—	—	383,278	
自己株式					
普通株式	8,318	1,247	59	9,506	(注)
合 計	8,318	1,247	59	9,506	

(注) 自己株式(普通株式)の増加は自己株式取得のための市場買付及び単元未満株式の買取によるものであり、減少は新株予約権の行使及び単元未満株式の買増請求に応じたものであります。

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権 の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当中間連結 会計期間末 残高 (百万円)	摘 要
			当連結会 計年度期 首	当中間連 結会計期 間増加	当中間連 結会計期 間減少	当中間連 結会計期 間末		
当行	ストック・オ プションと しての新株 予約権		—				301	
合計			—				301	

3. 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の 種類	配当金の 総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成23年6月29日 定時株主総会	普通株式	百万円 937	円 2.5	平成23年3月31日	平成23年6月30日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の 種類	配当金 の総額	配当の 原資	1株当た り配当額	基準日	効力発生日
平成23年11月14日 取締役会	普通 株式	百万円 1,308	利益 剰余金	円 3.5	平成23年9月30日	平成23年12月9日

(金融商品関係)

○金融商品の時価等に関する事項

平成23年9月30日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません((注2)参照)。また、「中間連結貸借対照表計上額」の重要性が乏しい科目については記載を省略しております。

(単位：百万円)

	中間連結貸借 対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	576,070	576,070	—
(2) コールローン及び買入手形	117,812	117,812	—
(3) 有価証券	2,527,632	2,527,728	95
満期保有目的の債券	11,210	11,306	95
その他有価証券	2,516,422	2,516,422	—
(4) 貸出金	3,573,732		
貸倒引当金(※)	△ 106,224		
	3,467,507	3,528,506	60,998
資産計	6,689,023	6,750,117	61,093
(1) 預金	6,171,689	6,177,655	5,965
(2) 譲渡性預金	316,060	316,060	—
(3) コールマネー及び売渡手形	11,497	11,497	—
負債計	6,499,246	6,505,212	5,965

(※) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形

コールローン及び買入手形については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は日本証券業協会の価格又は取引金融機関が算定する価格等によっております。投資信託は、公表されている基準価額や証券投資信託委託会社が提供する基準価額によっております。

自行保証付私募債については、将来キャッシュ・フロー(クーポン、元本償還額、保証料)を、市場金利、発行体の信用リスク等を考慮した利率で割り引いて時価を算定しております。

変動利付国債については、「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」（企業会計基準委員会実務対応報告第25号平成20年10月28日）を踏まえ、市場価格を時価とみなせないと当行が判断する基準に該当したものについて、当中間連結会計期間末において合理的な見積りに基づき算定された価額により評価しております。

これにより、市場価格に基づく価額により評価した場合に比べ、有価証券は6,422百万円、その他有価証券評価差額金は3,815百万円それぞれ増加し、繰延税金資産は2,607百万円減少しております。

変動利付国債の合理的な見積りに基づき算定された価額は、国債の利回り及び金利スワップションのボラティリティ等から見積った将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率を用いて割り引くことにより算定しており、国債の利回り及び金利スワップションのボラティリティが主な価格決定変数であります。

#### (4) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、商品性に応じて元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率又は市場金利に信用格付ごとの標準スプレッド（経費率を含む）を加味した利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）で、時価が帳簿価額と近似しているものは、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

### 負債

#### (1) 預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金は、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規預金を受け入れる際に適用する利率で割り引いて時価を算定しております。なお、預入期間が短期間（1年以内）で、時価が帳簿価額と近似しているものは、当該帳簿価額を時価としております。

#### (2) 譲渡性預金

譲渡性預金については、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規譲渡性預金を受け入れる際に適用する利率で割り引いて時価を算定しております。なお、預入期間が短期間（1年以内）で、時価が帳簿価額と近似しているものは、当該帳簿価額を時価としております。



(3) コールマネー及び売渡手形

コールマネー及び売渡手形については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(3) その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	中間連結貸借対照表計上額
① 非上場株式(※1)(※2)	3,098
② 組合出資金(※3)	233
合 計	3,331

(※1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(※2) 当中間連結会計期間において、非上場株式について133百万円減損処理を行っております。

(※3) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

## (有価証券関係)

## 1. 満期保有目的の債券 (平成 23 年 9 月 30 日現在)

	種類	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間連結貸 借対照表計上額を 超えるもの	国債	5,307	5,361	54
	地方債	4,899	4,943	43
	小計	10,207	10,304	97
時価が中間連結貸 借対照表計上額を 超えないもの	国債	1,003	1,001	△ 1
	地方債	—	—	—
	小計	1,003	1,001	△ 1
合計		11,210	11,306	95

## 2. その他有価証券 (平成 23 年 9 月 30 日現在)

	種類	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間連結貸借対照 表計上額が取得原 価を超えるもの	株式	41,860	23,267	18,592
	債券	1,998,688	1,961,909	36,779
	国債	1,110,185	1,091,106	19,078
	地方債	93,158	91,296	1,862
	社債	795,344	779,506	15,838
	その他	59,424	58,503	920
	小計	2,099,973	2,043,680	56,292
中間連結貸借対照 表計上額が取得原 価を超えないもの	株式	33,412	40,028	△ 6,615
	債券	175,574	177,537	△ 1,963
	国債	102,879	102,978	△ 98
	地方債	3,049	3,051	△ 1
	社債	69,645	71,508	△ 1,862
	その他	207,461	236,412	△ 28,950
	小計	416,448	453,978	△ 37,529
合計		2,516,422	2,497,659	18,763

### 3. 減損処理を行った有価証券

有価証券（売買目的有価証券を除く。）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は 2,323百万円（うち、株式2,103百万円、その他220百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社等の区分毎に次のとおり定めております。

正常先	時価が取得原価に比べて 50%以上下落または、時価が取得原価に比べて 30%以上 50%未満下落したもので、過去 1 か月間の時価の平均が取得原価に比べて 50%（一定以上の信用リスクを有すると認められるものは 30%）以上下落
要注意先	時価が取得原価に比べて 30%以上下落
破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落

なお、要注意先とは今後管理に注意を要する債務者、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の債務者であります。

### （金銭の信託関係）

#### 1. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成23年9月30日現在）

	中間連結貸借対照表計上額 （百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）	うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの （百万円）	うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの （百万円）
その他の金銭の信託	18,774	21,795	△ 3,020	—	3,020

（注） 1. 連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

#### 2. 減損処理を行った金銭の信託

その他の金銭の信託の信託財産を構成している有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額とするとともに、減損処理しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は 705百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社等の区分毎に次のとおり定めております。

正常先	時価が取得原価に比べて 50%以上下落または、時価が取得原価に比べて 30%以上 50%未満下落したもので、過去 1 か月間の時価の平均が取得原価に比べて 50% (一定以上の信用リスクを有すると認められるものは 30%) 以上下落
要注意先	時価が取得原価に比べて 30%以上下落
破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落

なお、要注意先とは今後管理に注意を要する債務者、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の債務者であります。

(1 株当たり情報)

1 株当たりの純資産額	768 円 79 銭
1 株当たり中間純利益金額	5 円 34 銭
潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額	5 円 33 銭

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる当中間連結会計期間における費用計上額及び科目名  
営業経費 76 百万円
2. 当中間連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

	平成 23 年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行の取締役 16 名
株式の種類別のストック・オプションの付与数 (注 1)	当行普通株式 498,900 株
付与日	平成 23 年 8 月 1 日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	平成 23 年 8 月 2 日～平成 48 年 8 月 1 日
権利行使価格 (注 2)	1 円
付与日における公正な評価単価 (注 2)	317 円

- (注) 1. 株式数に換算して記載しております。  
2. 1 株当たりに換算して記載しております。

(後発事象)

当行は、確定給付型の退職給付制度として厚生年金基金制度を設けておりましたが、厚生年金基金の代行部分 (過去分) 返上にかかる手続きを進めており、平成 23 年 11 月 1 日付で厚生労働大臣から認可を受け、同日付で七十七銀行厚生年金基金は七十七銀行企業年金基金へ移行しております。

当該認可を受けたことにより、「退職給付会計に関する実務指針 (中間報告)」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第 13 号) にもとづき、当連結会計年度中に代行部分 (過去分) 返上にかかる損益として 110 億円程度を特別利益に計上する予定ですが、実際の計上額については現在集計中であります。

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法、オペレーショナル・リスク相当額に係る額の算出においては基礎的手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

項目		平成22年9月30日	平成23年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	24,658	24,658
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本剰余金	7,842	7,841
	利益剰余金	287,347	250,187
	自己株式(△)	2,101	4,615
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	1,327	1,308
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—
	為替換算調整勘定	—	—
	新株予約権	177	301
	連結子法人等の少数株主持分	9,015	7,869
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—	—
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	—	—
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	—	—
	計 (A)	325,613	284,935
	うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券(注1)	—	—
	補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額	—
一般貸倒引当金		23,703	65,303
負債性資本調達手段等		—	—
うち永久劣後債務(注2)		—	—
うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)		—	—
計		23,703	65,303
うち自己資本への算入額 (B)	15,964	16,199	
控除項目	控除項目(注4) (C)	1,137	998
自己資本額	(A)+(B)-(C) (D)	340,441	300,136
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	2,341,871	2,386,347
	オフ・バランス取引等項目	45,860	41,642
	信用リスク・アセットの額 (E)	2,387,732	2,427,990
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 (G)/8% (F)	166,617	163,873
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G)	13,329	13,109
	計(E)+(F) (H)	2,554,349	2,591,864
連結自己資本比率(国内基準) = D/H × 100 (%)		13.32	11.57
(参考) Tier 1 比率 = A/H × 100 (%)		12.74	10.99

- (注) 1 告示第28条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
- 2 告示第29条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
  - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
  - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
  - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
- 3 告示第29条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
- 4 告示第31条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

単体自己資本比率(国内基準)

項目		平成22年 9 月 30 日	平成23年 9 月 30 日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	24,658	24,658
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本準備金	7,835	7,835
	その他資本剰余金	7	6
	利益準備金	24,658	24,658
	その他利益剰余金	261,375	224,229
	その他	—	—
	自己株式(△)	2,127	4,641
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	1,327	1,308
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—
	新株予約権	177	301
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	—	—
	企業結合により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	—	—
	計 (A)	315,258	275,739
補完的項目 (Tier 2)	うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券(注1)	—	—
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—	—
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額	—	—
	一般貸倒引当金	20,215	60,369
	負債性資本調達手段等	—	—
	うち永久劣後債務(注2)	—	—
うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	—	—	
計	20,215	60,369	
うち自己資本への算入額 (B)	15,751	15,990	
控除項目	控除項目(注4) (C)	1,087	998
自己資本額 (A)+(B)-(C) (D)	329,923	290,732	
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	2,315,885	2,361,602
	オフ・バランス取引等項目	45,860	41,642
	信用リスク・アセットの額 (E)	2,361,746	2,403,245
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G)/8%) (F)	158,515	155,283
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G)	12,681	12,422
計(E)+(F) (H)	2,520,261	2,558,529	
単体自己資本比率(国内基準)=D/H×100(%)		13.09	11.36
(参考) Tier 1 比率=A/H×100(%)		12.50	10.77

- (注) 1 告示第40条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
- 2 告示第41条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
  - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
  - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
  - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
- 3 告示第41条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
- 4 告示第43条第1項第1号から第5号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。



未 残 日 計 表 (銀行勘定、国内店)  
(平成23年10月末現在)

(単位:百万円)

借 方			貸 方		
科 目	コード	金 額	科 目	コード	金 額
現 金 預 け 金	16058014	233,483	預 金	16059824	6,183,242
(うち切手手形)	16058024	(44,887)	当 座 預 金	16059844	147,348
外 国 通 貨	16058034	(4,400)	普 通 預 金	16059854	3,479,322
金 通 貨	16058044	223	貯 蓄 預 金	16109974	142,285
預 け 金	16058054	—	通 知 預 金	16059864	12,185
(うち日銀預け金)	16058074	188,373	定 期 預 金	16059904	2,304,136
(うち譲渡性預け金)	16058094	(186,502)	定 期 積 金	16059944	16,495
コ ー ル ロ ー ン	16058104	(—)	別 段 預 金	16059874	63,256
買 現 先 勤 定	16151044	—	納 税 準 備 預 金	16059884	631
債 券 借 取 引 支 払 保 証 金	16178174	—	非 居 住 者 円 預 金	16059974	20
買 入 手 形	16058134	—	外 貨 預 金	16059984	17,559
買 入 金 銭 債 権	16058184	19,104	(金 融 機 関 預 金)	16060004	(54,517)
商 品 有 価 証 券	16058224	34,203	譲 渡 性 預 金	16060054	306,330
商 品 地 方 債	16058234	1,077	コ ー ル マ ー ネ	16060064	7,665
商 品 政 府 保 証 債	16058244	2,135	売 現 先 勤 定	16151074	—
商 品 政 府 保 証 債	16058254	—	債 券 借 取 引 受 入 担 保 金	16178194	755
そ の 他 の 商 品 有 価 証 券	16140994	30,991	売 渡 手 形	16060074	—
金 銭 の 信 託	16058114	46,978	コ マ ー シ ャ ル ・ ベ ー 形	16141004	—
有 価 証 券	16058264	2,597,961	借 用 金	16060094	5,165
国 債	16058274	1,295,372	再 割 引 手 形	1606104	—
(うち手元現在高)	16058284	(946,768)	(うち日銀再割引手形)	1606114	(—)
地 方 債	16058294	94,381	借 入 金	1606124	5,165
短 期 社 債	16178184	—	(うち日銀借入金)	1606134	(5,000)
社 債	16058304	848,796	当 座 借 越	1606144	—
(公 社 公 団 債)	16058314	(507,202)	外 国 他 店 為 替	1606164	181
(金 融 債)	16058324	(36,881)	外 国 他 店 預 り	1606174	—
(事 業 債)	16058334	(304,712)	借 入 金	1606184	—
株 式	16058344	68,564	売 渡 外 国 為 替	1606194	67
外 国 証 券	16058354	144,634	未 払 外 国 為 替	1606204	114
そ の 他 の 証 券	16058404	146,211	短 期 社 債	16178204	—
貸 出 金	16058444	3,612,438	社 債	16139294	—
割 引 手 形	16058494	13,157	新 株 予 約 権 付 社 債	16060024	—
(うち商業手形)	16058504	(13,157)	信 託 勤 定 借 借	16060214	—
貸 付 金	16058514	3,599,280	そ の 他 の 負 債	16060224	26,706
(手形貸付)	16058534	(169,061)	未 決 済 為 替 借	16060234	71
(証 書 貸 付)	16058554	(2,878,680)	未 払 法 人 税 等	16060304	30
(当 座 貸 越)	16058564	(551,538)	未 払 法 費 用	16060314	—
外 国 他 店 為 替	16058574	1,376	前 受 取 益	16060324	—
外 国 他 店 預 け 金	16058584	298	従 業 員 預 り 金	16060334	—
外 国 他 店 借 入 金	16058594	—	給 付 補 て ん 備 金	16060344	9
買 入 外 国 為 替	16058604	751	先 物 取 引 受 入 証 拠 金	16097964	—
取 立 外 国 為 替	16058614	326	先 物 取 引 差 金 勤 定	16097974	—
そ の 他 の 資 産	16058624	6,140	借 入 商 品 債 券	16097984	—
未 決 済 為 替 貸	16058634	9	借 入 有 価 証 券	16060354	—
前 払 費 用	16058644	—	売 付 商 品 債 券	16109854	—
未 取 収 益	16058654	—	金 融 派 生 商 品	16109864	—
先 物 取 引 差 入 証 拠 金	16097924	—	リ 一 ス 債 務	16151084	1,842
先 物 取 引 差 金 勤 定	16097934	—	資 産 除 去 債 務	16312794	877
保 管 有 価 証 券 等	16097944	—	借 入 店 債	16318594	614
金 融 派 生 商 品	16151054	1,447	未 代 理 店 債	16060364	239
社 債 派 発 行 費	16149934	—	未 払 配 当 金	16060384	23
代 理 店 貸 付 金	16058724	—	未 払 送 金 為 替	16060244	100
飯 払 金	16058714	1,475	預 金 利 子 税 等 預 り 金	16060394	317
そ の 他 の 資 産	16058734	3,175	飯 受 金	16060404	2,730
本 支 店 未 達 金	16058674	33	そ の 他 の 負 債	16060414	19,849
有 形 固 定 資 産	16192024	36,705	本 支 店 未 達 金	16060254	—
建 物	16192034	11,469	賞 与 引 当 金	16162594	—
土 地	16192044	20,897	役 員 賞 与 引 当 金	16188634	—
リ 一 ス 資 産	16312774	1,088	退 職 給 付 引 当 金	16060524	43,019
建 設 仮 貸 付 金	16058834	—	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	16311584	—
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	16192054	3,270	そ の 他 の 引 当 金	16060534	2,020
無 形 固 定 資 産	16192064	353	特 別 法 上 の 引 当 金	16060544	—
ソ フ ト ウ ェ ア	16192074	—	繰 延 税 金 負 債	16146184	541
の れ 入 り 金	16192084	—	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	16147214	—
リ 一 ス 資 産	16312784	—	支 払 承 諾	16060574	34,249
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	16192094	353	純 資 産	16060594	275,043
繰 延 税 金 資 産	16146174	50,341	資 本	16060604	24,658
再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 資 産	16147204	—	新 株 式 申 込 証 拠 金	16192114	—
支 払 承 諾 見 返 金	16058884	—	資 本 剰 余 金	16178214	7,842
貸 倒 引 当 金	16060504	△ 111,050	資 本 準 備 金	16060634	7,835
投 資 損 失 引 当 金	16149944	—	そ の 他 資 本 剰 余 金	16165514	7
			利 益 剰 余 金	16178254	246,881
			利 益 準 備 金	16060644	24,658
			そ の 他 利 益 剰 余 金	16192124	222,222
			積 立 金	16060664	219,584
			繰 越 利 益 剰 余 金	16192134	2,638
			自 己 株 式	16162604	△ 4,640
			自 己 株 式 申 込 証 拠 金	16192144	—
			そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	16151104	—
			繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	16192154	—
			土 地 再 評 価 差 額 金	16147224	—
			新 株 予 約 権	16192164	301
			期 中 損 益	16060744	△ 1,746
合 計	16058894	6,883,174	期 中 損 益	16060754	6,883,174
コーロローン(外貨建分を除く)のうち無担保分		170,000	コーロマネー(外貨建分を除く)のうち無担保分		—
コーロローンのうち外貨建分		887	コーロマネーのうち外貨建分		7,665
割引手形のうち手形割引市場関係分		—	再割引手形のうち手形割引市場関係分		—
貸付金のうち金融機関貸付金	16065974	—	借入金のうち金融機関借入金	16066004	—
貸付金のうち現地貸付		—	定期預金のうち円引き取引		—

# 四 半 期 報 告 書

第128期第2四半期 { 自 平成23年7月1日  
至 平成23年9月30日 }

仙台市青葉区中央三丁目3番20号

株 式 会 社 七 十 七 銀 行

E 0 3 5 4 5

---

# 四 半 期 報 告 書

---

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された中間監査報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

# 目 次

	頁
【表紙】 .....	39
第一部 【企業情報】 .....	40
第 1 【企業の概況】 .....	40
1 【主要な経営指標等の推移】 .....	40
2 【事業の内容】 .....	43
第 2 【事業の状況】 .....	44
1 【事業等のリスク】 .....	44
2 【経営上の重要な契約等】 .....	44
3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】 .....	45
第 3 【提出会社の状況】 .....	60
1 【株式等の状況】 .....	60
2 【役員の状況】 .....	64
第 4 【経理の状況】 .....	65
1 【中間連結財務諸表】 .....	66
2 【その他】 .....	111
3 【中間財務諸表】 .....	112
4 【その他】 .....	129
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】 .....	130

中間監査報告書

確認書

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年11月24日
【四半期会計期間】	第128期第2四半期(自 平成23年7月1日 至 平成23年9月30日)
【会社名】	株式会社七十七銀行
【英訳名】	The 77 Bank, Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 氏 家 照 彦
【本店の所在の場所】	仙台市青葉区中央三丁目3番20号
【電話番号】	仙台(022)267局1111(大代表)
【事務連絡者氏名】	取締役総合企画部長 小 林 英 文
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区銀座四丁目14番11号 株式会社七十七銀行東京事務所
【電話番号】	東京(03)3542局8671(代表)
【事務連絡者氏名】	東京事務所長 田 畑 卓 治
【縦覧に供する場所】	株式会社七十七銀行平支店 (福島県いわき市平字三丁目14番地) 株式会社七十七銀行東京支店 (東京都中央区銀座四丁目14番11号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 証券会員制法人札幌証券取引所 (札幌市中央区南一条西五丁目14番地の1)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

当行は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第2四半期会計期間については、中間(連結)会計期間に係る主要な経営指標等の推移を掲げております。

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成21年度 中間連結 会計期間	平成22年度 中間連結 会計期間	平成23年度 中間連結 会計期間	平成21年度	平成22年度
		(自平成21年 4月1日 至平成21年 9月30日)	(自平成22年 4月1日 至平成22年 9月30日)	(自平成23年 4月1日 至平成23年 9月30日)	(自平成21年 4月1日 至平成22年 3月31日)	(自平成22年 4月1日 至平成23年 3月31日)
連結経常収益	百万円	63,017	58,332	59,144	120,432	115,375
連結経常利益	百万円	7,021	13,136	5,055	20,675	18,156
連結中間純利益	百万円	4,080	6,433	1,996	—	—
連結当期純利益 (△は連結当期純損失)	百万円	—	—	—	11,646	△30,458
連結中間包括利益	百万円	—	△776	△9,534	—	—
連結包括利益	百万円	—	—	—	—	△45,224
連結純資産額	百万円	337,463	354,230	295,584	356,271	306,499
連結総資産額	百万円	5,773,843	5,964,326	6,942,272	5,906,852	6,217,663
1株当たり純資産額	円	867.20	909.57	768.79	916.36	793.64
1株当たり中間純利益金額	円	10.75	16.96	5.34	—	—
1株当たり当期純利益金額 (△は1株当たり 当期純損失金額)	円	—	—	—	30.70	△80.35
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益金額	円	10.75	16.94	5.33	—	—
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	円	—	—	—	30.69	—
自己資本比率	%	5.6	5.7	4.1	5.8	4.7
連結自己資本比率 (国内基準)	%	13.04	13.32	11.57	13.25	11.69
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	△103,925	△110,853	540,607	182,340	347,027
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	△25,755	△142,889	△407,002	△169,844	△222,902
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	△1,343	△1,336	△1,455	△2,675	△4,694
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高	百万円	182,050	67,780	574,406	322,897	442,287
従業員数 [平均臨時従業員数]	人	3,128 [1,023]	3,241 [1,024]	3,207 [997]	3,062 [1,028]	3,149 [1,019]

- (注) 1 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- 2 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第4 経理の状況」中、「1 中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
- 3 平成22年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、純損失が計上されているため、記載しておりません。
- 4 自己資本比率は、(中間期末(期末)純資産の部合計－中間期末(期末)新株予約権－中間期末(期末)少数株主持分)を中間期末(期末)資産の部の合計で除して算出しております。
- 5 連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は国内基準を採用しております。
- 6 従業員数は、就業人員数を表示しており、また従業員数の[ ]内は、平均臨時従業員数を外書きしております。なお、平成21年度中間連結会計期間及び平成22年度中間連結会計期間の平均臨時従業員数は、第2四半期連結会計期間における平均雇用人員数であります。
- 7 平成22年度中間連結会計期間の連結中間包括利益の算定に当たり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。

## (2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第126期中	第127期中	第128期中	第126期	第127期
決算年月		平成21年9月	平成22年9月	平成23年9月	平成22年3月	平成23年3月
経常収益	百万円	54,143	50,010	49,703	103,200	99,142
経常利益	百万円	6,907	11,721	5,437	18,409	16,062
中間純利益	百万円	4,110	6,251	2,004	—	—
当期純利益 (△は当期純損失)	百万円	—	—	—	11,668	△30,634
資本金	百万円	24,658	24,658	24,658	24,658	24,658
発行済株式総数	千株	383,278	383,278	383,278	383,278	383,278
純資産額	百万円	327,816	343,834	286,322	346,513	296,495
総資産額	百万円	5,739,885	5,932,868	6,914,112	5,874,285	6,188,974
預金残高	百万円	4,907,593	5,053,624	6,174,914	5,046,415	5,360,049
貸出金残高	百万円	3,514,913	3,527,379	3,582,904	3,451,146	3,505,752
有価証券残高	百万円	1,778,642	2,052,689	2,519,648	1,932,224	2,118,075
1株当たり純資産額	円	864.16	906.03	765.22	913.29	790.06
1株当たり中間純利益金額	円	10.83	16.48	5.36	—	—
1株当たり当期純利益金額 (△は1株当たり 当期純損失金額)	円	—	—	—	30.76	△80.81
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益金額	円	10.83	16.46	5.35	—	—
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	円	—	—	—	30.74	—
1株当たり配当額	円	3.50	3.50	3.50	7.00	6.00
自己資本比率	%	5.7	5.7	4.1	5.8	4.7
単体自己資本比率 (国内基準)	%	12.84	13.09	11.36	13.04	11.44
従業員数	人	2,758	2,885	2,882	2,709	2,829

(注) 1 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第4 経理の状況」中、「3 中間財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。

3 第127期(平成23年3月)の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、純損失が計上されているため、記載しておりません。

4 自己資本比率は、(中間期末(期末)純資産の部合計－中間期末(期末)新株予約権)を中間期末(期末)資産の部の合計で除して算出しております。

5 単体自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は国内基準を採用しております。

6 従業員数は、就業人員数を表示しております。



## 2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当行及び当行の関係会社が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、当行及び当行の関係会社の事業等のリスクに重要な変更はありません。

### 2 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

### 3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

#### (1) 業績の状況

当行は、宮城県を中心として、福島県、岩手県、山形県、秋田県、東京都、愛知県、大阪府及び北海道に店舗を有し、堅実経営を旨として、「地域と共に新たな時代を創造する『Best creative bank(ベスト クリエイティブ バンク)』」を目指し、宮城県への大手企業の進出による産業構造の変革など、新しい時代へ能動的に対応し、地域及びお客さまのニーズに的確に応えるとともに、地域社会の発展に貢献することを基本方針としております。

当第2四半期連結累計期間におけるわが国の経済情勢をみますと、東日本大震災の影響により生産や輸出が大きく低下したことに加え、国内民間需要も弱い動きとなりましたほか、厳しい雇用情勢のなか、個人消費も弱い状況が続きましたが、当第2四半期連結累計期間の半ば以降は、供給面の制約の緩和により生産や輸出が増加するなど、持ち直しの動きとなりました。一方、主要営業基盤である宮城県の景況は、東日本大震災により沿岸部を中心に広範な範囲で甚大な被害を受けたことから低落しました。当第2四半期連結累計期間末にかけては、復旧事業等に伴い内陸部を中心とする一部に上向きの動きもみられましたが、津波被害が甚大な沿岸部では、総じて操業停止や大幅な減産が続きましたほか、厳しい雇用情勢が続くなかで住宅投資や個人消費も低調に推移するなど、厳しい状況で推移しました。

こうしたなか、金利情勢については、国内景気の悪化懸念などを背景に、長期金利は1%近辺の低水準で推移した一方、短期金利についても、日銀の相次ぐ金融緩和の強化により、極めて低水準で推移しました。また、為替相場については、欧州諸国の債務問題や米国景気の悪化懸念などを背景に円高が進行し、当第2四半期連結累計期間末にかけては対ドルで円の最高値を更新しました。この間、株価は、復興需要等への期待感から一時日経平均株価が1万円台を回復する場面もみられましたが、当第2四半期連結累計期間末にかけては、円高などを背景とした企業業績の悪化に対する懸念などから、2年5カ月ぶりの水準まで低下するなど軟調に推移しました。

以上のような経済環境のもと、当行及び連結子会社各社は、株主・取引先の皆さまのご支援のもとに、役職員が一体となって営業の推進と地域の復興に向けた取組みに努めてまいりました。その結果、当行及び連結子会社による当第2四半期連結累計期間の業績は、次のとおりとなりました。

預金(譲渡性預金を含む)は、東日本大震災にかかる保険金の流入等により、当第2四半期連結累計期間中8,543億円増加し、当第2四半期連結会計期間末残高は6兆4,877億円となり、前第2四半期連結会計期間末との比較でも同様に、1兆778億円の増加となりました。

貸出金は、中小企業等向け貸出の増強に努めましたほか、大企業等向け貸出が増加したことから、当第2四半期連結累計期間中780億円増加し、当第2四半期連結会計期間末残高は3兆5,737億円となり、前第2四半期連結会計期間末との比較でも同様に、579億円の増加となりました。

有価証券は、国債を中心に当第2四半期連結累計期間中4,018億円増加し、当第2四半期連結会計期間末残高は2兆5,309億円となり、前第2四半期連結会計期間末との比較でも同様に、4,676億円の増加となりました。

なお、総資産の当第2四半期連結会計期間末残高は、当第2四半期連結累計期間中7,246億円増加の6兆9,422億円となり、前第2四半期連結会計期間末との比較でも9,779億円の増加となりました。

損益状況につきましては、当第2四半期連結累計期間の経常収益は、貸出金利息の減少により資金運用収益が減少したものの、連結子会社の収入増加によりその他業務収益が増加したこと等から、前第2四半期連結累計期間比8億12百万円増収の591億44百万円となり、他方、経常費用は、与信関係費用の増加や有価証券の減損処理等により、前第2四半期連結累計期間比88億94百万円増加の540億89百万円となりました。

この結果、当第2四半期連結累計期間の経常利益は、前第2四半期連結累計期間比80億81百万円減益の50億55百万円、最終利益は、前第2四半期連結累計期間比44億37百万円減益の19億96百万円となりました。

当第2四半期連結累計期間のセグメントの業績につきましては、銀行業務では、経常収益は前第2四半期連結累計期間比3億25百万円減少の496億94百万円となり、セグメント利益は前第2四半期連結累計期間比64億28百万円減少して55億81百万円となりました。一方、リース業務では、経常収益は前第2四半期連結累計期間比12億50百万円増加の90億15百万円となり、セグメント利益は前第2四半期連結累計期間比2億3百万円減少して5億30百万円となりました。また、その他の金融関連業務では、経常収益は前第2四半期連結累計期間比1億97百万円減少の23億32百万円となり、セグメント損益は前第2四半期連結累計期間比14億41百万円悪化して10億18百万円の損失計上となりました。

## 国内・国際業務部門別収支

当第2四半期連結累計期間の資金運用収支は、国内業務部門での資金運用収益の減少を主因に前第2四半期連結累計期間比3億78百万円減少し、前第2四半期連結累計期間比3億76百万円減少の365億73百万円となりました。

また、役務取引等収支は、国内業務部門の収益の減少を主因に、前第2四半期連結累計期間比1億87百万円減少の54億10百万円となりました。一方、その他業務収支は、連結子会社の収入が増加したこと等から、前第2四半期連結累計期間比7億25百万円増加の25億28百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第2四半期連結累計期間	36,173	776	—	36,949
	当第2四半期連結累計期間	35,795	778	—	36,573
うち資金運用収益	前第2四半期連結累計期間	39,485	1,028	108	40,405
	当第2四半期連結累計期間	38,184	963	92	39,055
うち資金調達費用	前第2四半期連結累計期間	3,311	252	108	3,455
	当第2四半期連結累計期間	2,389	184	92	2,482
役務取引等収支	前第2四半期連結累計期間	5,563	33	—	5,597
	当第2四半期連結累計期間	5,380	30	—	5,410
うち役務取引等収益	前第2四半期連結累計期間	8,147	70	—	8,218
	当第2四半期連結累計期間	7,924	67	—	7,991
うち役務取引等費用	前第2四半期連結累計期間	2,584	36	—	2,621
	当第2四半期連結累計期間	2,544	37	—	2,581
その他業務収支	前第2四半期連結累計期間	1,592	210	—	1,803
	当第2四半期連結累計期間	2,311	216	—	2,528
うちその他業務収益	前第2四半期連結累計期間	8,267	210	1	8,476
	当第2四半期連結累計期間	9,931	216	2	10,145
うちその他業務費用	前第2四半期連結累計期間	6,674	—	1	6,673
	当第2四半期連結累計期間	7,620	—	2	7,617

(注) 1 国内業務部門は当行及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

2 資金調達費用は金銭の信託運用見合費用(前第2四半期連結累計期間28百万円、当第2四半期連結累計期間17百万円)を控除して表示しております。

3 資金運用収益及び資金調達費用の相殺消去額は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。

国内・国際業務部門別役務取引の状況

当第2四半期連結累計期間の役務取引等収益は、預金・貸出業務にかかる収益が減少したこと等から、前第2四半期連結累計期間比2億27百万円減少し79億91百万円となりました。

一方、役務取引等費用は、国内業務部門における費用の減少を主因に、前第2四半期連結累計期間比40百万円減少し25億81百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前第2四半期連結累計期間	8,147	70	8,218
	当第2四半期連結累計期間	7,924	67	7,991
うち預金・貸出業務	前第2四半期連結累計期間	2,514	—	2,514
	当第2四半期連結累計期間	2,434	—	2,434
うち為替業務	前第2四半期連結累計期間	3,365	70	3,435
	当第2四半期連結累計期間	3,312	67	3,380
うち証券関連業務	前第2四半期連結累計期間	300	—	300
	当第2四半期連結累計期間	297	—	297
うち代理業務	前第2四半期連結累計期間	912	—	912
	当第2四半期連結累計期間	835	—	835
うち保護預り・貸金庫業務	前第2四半期連結累計期間	59	—	59
	当第2四半期連結累計期間	61	—	61
うち保証業務	前第2四半期連結累計期間	567	0	567
	当第2四半期連結累計期間	556	0	556
役務取引等費用	前第2四半期連結累計期間	2,584	36	2,621
	当第2四半期連結累計期間	2,544	37	2,581
うち為替業務	前第2四半期連結累計期間	918	25	943
	当第2四半期連結累計期間	906	25	931

(注) 国内業務部門は当行及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

国内・国際業務部門別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高(未残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前第2四半期連結会計期間	5,035,720	15,324	5,051,045
	当第2四半期連結会計期間	6,153,699	17,989	6,171,689
うち流動性預金	前第2四半期連結会計期間	2,736,336	—	2,736,336
	当第2四半期連結会計期間	3,770,250	—	3,770,250
うち定期性預金	前第2四半期連結会計期間	2,235,956	—	2,235,956
	当第2四半期連結会計期間	2,303,649	—	2,303,649
うちその他	前第2四半期連結会計期間	63,427	15,324	78,752
	当第2四半期連結会計期間	79,799	17,989	97,789
譲渡性預金	前第2四半期連結会計期間	358,900	—	358,900
	当第2四半期連結会計期間	316,060	—	316,060
総合計	前第2四半期連結会計期間	5,394,620	15,324	5,409,945
	当第2四半期連結会計期間	6,469,759	17,989	6,487,749

(注) 1 国内業務部門は当行及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

2 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

3 定期性預金＝定期預金＋定期積金

国内・特別国際金融取引勘定別貸出金残高の状況

○ 業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	前第2四半期連結会計期間		当第2四半期連結会計期間	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内(除く特別国際金融取引勘定分)	3,515,799	100.00	3,573,732	100.00
製造業	340,094	9.68	370,728	10.37
農業、林業	2,649	0.08	2,593	0.07
漁業	5,228	0.15	4,507	0.13
鉱業、採石業、砂利採取業	1,395	0.04	1,315	0.04
建設業	138,983	3.95	135,223	3.78
電気・ガス・熱供給・水道業	74,300	2.11	72,501	2.03
情報通信業	40,009	1.14	41,378	1.16
運輸業、郵便業	64,015	1.82	77,249	2.16
卸売業、小売業	338,679	9.63	335,755	9.40
金融業、保険業	265,749	7.56	281,259	7.87
不動産業、物品賃貸業	503,497	14.32	539,427	15.09
その他サービス業	245,135	6.97	267,706	7.49
地方公共団体	702,780	19.99	666,078	18.64
その他	793,278	22.56	778,005	21.77
特別国際金融取引勘定分	—	—	—	—
政府等	—	—	—	—
金融機関	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	3,515,799	—	3,573,732	—



## (2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローにつきましては、次のとおりとなりました。

営業活動によるキャッシュ・フローは、預金の増加等により5,406億7百万円となり、前第2四半期連結累計期間との比較でも、預金が増加したことを主因に6,514億60百万円増加しました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の取得等により△4,070億2百万円となり、前第2四半期連結累計期間との比較でも、有価証券の取得による支出が増加したことを主因に2,641億13百万円減少しました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金の支払等により△14億55百万円となり、前第2四半期連結累計期間との比較では、配当金の支払額が減少したものの、自己株式の取得による支出が増加したことから、1億19百万円減少しました。

以上の結果、現金及び現金同等物は当第2四半期連結累計期間中1,321億18百万円増加し、当第2四半期連結会計期間末残高は5,744億6百万円となり、前第2四半期連結会計期間末との比較では5,066億26百万円増加しました。

## (3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

金融機関は、世界経済の下振れ懸念や金融資本市場の変動やデフレの影響などのリスク要因に直面するなか、実体経済・企業のバックアップ役としてサポートを行い、経済をリードすることが求められており、そのためにも収益力や経営効率の改善に取り組むとともに、内部管理態勢やコンプライアンス態勢の強化への取組みを継続し、強固な経営基盤を構築する必要があります。

さらに地域金融機関は、顧客に対する経営改善支援や、アジアを中心とした海外進出支援等、コンサルティング機能の一層の強化・充実を通じて地域経済・社会の発展に貢献することにより自らの顧客基盤を維持・拡大する必要があります。

東日本大震災により、当行を取巻く経営環境は大きく変化し、地域の復旧・復興に向けて多くの課題を抱えているなか、当行は地域と共にある金融機関として、十分な資金供給を行い、金融面から地域経済の着実な再生に貢献していくことが最優先の課題となっております。

このような経営環境のなか、当行は、今後とも地域の皆さまのお取引を一層深め、地域社会・経済の復興、発展に貢献するという地域金融機関本来の使命に徹した経営をすすめるなかで、「営業力の強化」と「生産性の向上」に向けてビジネスモデルの改革に取り組むことを経営課題とし、中期経営計画「SSS（トリプルエス）向上プラン～新たな時代の創造のために～」に基づく各施策を迅速・的確に実施していくことを通じて、それら課題の克服とステークホルダーとのWIN-WINの関係構築に努め、企業価値の向上を図っていく所存であります。

(単体情報)

(参考)

当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1 損益の概要(単体)

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
業務粗利益	42,109	41,996	△113
資金運用収支	36,737	36,411	△326
役務取引等収支	4,742	4,590	△152
その他業務収支	629	994	365
経費(除く臨時的経費)	28,559	28,118	△441
人件費	14,174	13,851	△323
物件費	12,723	12,833	110
税金	1,661	1,433	△228
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	13,550	13,877	327
一般貸倒引当金繰入額	—	1,082	1,082
業務純益	13,550	12,795	△755
うち国債等債券損益	404	804	400
臨時損益	△1,800	△7,339	△5,539
株式等関係損益	△147	△1,273	△1,126
不良債権処理額(△)	506	4,562	4,056
貸出金償却	—	—	—
個別貸倒引当金繰入額	—	3,814	3,814
債権売却損	287	500	213
偶発損失引当金繰入額等	218	248	30
その他臨時損益	△1,145	△1,503	△358
経常利益	11,721	5,437	△6,284
特別損益	△1,100	△968	132
うち固定資産処分損益	△0	△72	△72
うち貸倒引当金戻入益	195	—	△195
うち減損損失(△)	724	895	171
うち資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額(△)	570	—	△570
税引前中間純利益	10,620	4,469	△6,151
法人税、住民税及び事業税	4,313	3,204	△1,109
法人税等調整額	55	△739	△794
法人税等合計	4,369	2,465	△1,904
中間純利益	6,251	2,004	△4,247

(注) 1 資金運用収支=資金運用収益-資金調達費用+金銭の信託運用見合費用

2 業務純益=業務粗利益-経費(除く臨時的経費)-一般貸倒引当金繰入額

3 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。

4 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、退職給付費用のうち臨時費用処理分等(臨時的経費)を加えたものであります。

5 国債等債券損益=国債等債券売却益+国債等債券償還益-国債等債券売却損-国債等債券償還損-国債等債券償却

6 株式等関係損益=株式等売却益-株式等売却損-株式等償却

## 2 利鞘(国内業務部門)(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減 (%) (B) - (A)
(1) 資金運用利回 ①	1.41	1.17	△0.24
貸出金利回	1.65	1.52	△0.13
有価証券利回	1.12	1.00	△0.12
(2) 資金調達原価 ②	1.18	0.96	△0.22
預金等利回	0.11	0.06	△0.05
(3) 総資金利鞘 ①-②	0.23	0.21	△0.02

(注) 「国内業務部門」とは、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等を除く円建取引であります。

## 3 ROE(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減 (%) (B) - (A)
業務純益ベース (一般貸倒引当金繰入前)	7.83	9.50	1.67
業務純益ベース	7.83	8.76	0.93
中間純利益ベース	3.61	1.37	△2.24

(注) 1 分母となる自己資本平均残高は、(期首自己資本+期末自己資本)÷2を使用しております。

2 自己資本=純資産の部合計-新株予約権

## 4 預金、貸出金の状況(単体)

### (1) 預金、貸出金の残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
預金(末残)	5,053,624	6,174,914	1,121,290
預金(平残)	5,022,104	5,908,650	886,546
貸出金(末残)	3,527,379	3,582,904	55,525
貸出金(平残)	3,434,854	3,491,668	56,814

### (2) 個人・法人別預金残高(国内)

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
個人	3,689,501	4,317,544	628,043
法人その他	1,364,122	1,857,369	493,247
合計	5,053,624	6,174,914	1,121,290

(注) 譲渡性預金及び特別国際金融取引勘定分を除いております。

## (3) 消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
消費者ローン残高	758,570	751,142	△7,428
うち住宅ローン残高	705,184	704,119	△1,065
うちその他ローン残高	53,385	47,023	△6,362

## (4) 中小企業等に対する貸出金

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B) - (A)
中小企業等貸出金残高	① 百万円	1,935,259	1,953,062	17,803
総貸出金残高	② 百万円	3,527,379	3,582,904	55,525
中小企業等貸出金残高比率	①/② %	54.86	54.51	△0.35
中小企業等貸出先数	③ 先	179,009	161,860	△17,149
総貸出先数	④ 先	179,527	162,373	△17,154
中小企業等貸出先数比率	③/④ %	99.71	99.68	△0.03

(注) 1 貸出金残高には、特別国際金融取引勘定分を含んでおりません。

2 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、飲食業、物品賃貸業等は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業、物品賃貸業等は100人、小売業、飲食業は50人)以下の企業等であります。

## 5 債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

## ○ 支払承諾の残高内訳

種類	前中間会計期間		当中間会計期間	
	口数(口)	金額(百万円)	口数(口)	金額(百万円)
手形引受	52	275	52	251
信用状	11	473	8	251
保証	6,473	28,324	5,726	25,081
合計	6,536	29,073	5,786	25,583

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法、オペレーショナル・リスク相当額に係る額の算出においては基礎的手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

項目		平成22年9月30日	平成23年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	24,658	24,658
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本剰余金	7,842	7,841
	利益剰余金	287,347	250,187
	自己株式(△)	2,101	4,615
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	1,327	1,308
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—
	為替換算調整勘定	—	—
	新株予約権	177	301
	連結子法人等の少数株主持分	9,015	7,869
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—	—
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	—	—
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	—	—
	計 (A)	325,613	284,935
	補完的項目 (Tier 2)	うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券(注1)	—
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額		—	—
一般貸倒引当金		23,703	65,303
負債性資本調達手段等		—	—
うち永久劣後債務(注2)		—	—
うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)		—	—
計	23,703	65,303	
うち自己資本への算入額 (B)	15,964	16,199	
控除項目	控除項目(注4) (C)	1,137	998
自己資本額	(A)+(B)-(C) (D)	340,441	300,136
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	2,341,871	2,386,347
	オフ・バランス取引等項目	45,860	41,642
	信用リスク・アセットの額 (E)	2,387,732	2,427,990
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 (G)/8% (F)	166,617	163,873
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G)	13,329	13,109
	計(E)+(F) (H)	2,554,349	2,591,864
連結自己資本比率(国内基準) = D/H × 100 (%)		13.32	11.57
(参考) Tier 1 比率 = A/H × 100 (%)		12.74	10.99

- (注) 1 告示第28条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
- 2 告示第29条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
  - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
  - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
  - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
- 3 告示第29条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
- 4 告示第31条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

単体自己資本比率(国内基準)

項目		平成22年 9 月 30 日	平成23年 9 月 30 日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	24,658	24,658
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本準備金	7,835	7,835
	その他資本剰余金	7	6
	利益準備金	24,658	24,658
	その他利益剰余金	261,375	224,229
	その他	—	—
	自己株式(△)	2,127	4,641
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	1,327	1,308
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—
	新株予約権	177	301
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	—	—
	企業結合により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	—	—
	計 (A)	315,258	275,739
補完的項目 (Tier 2)	うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券(注1)	—	—
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—	—
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額	—	—
	一般貸倒引当金	20,215	60,369
	負債性資本調達手段等	—	—
	うち永久劣後債務(注2) うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	—	—
計	20,215	60,369	
うち自己資本への算入額 (B)	15,751	15,990	
控除項目	控除項目(注4) (C)	1,087	998
自己資本額 (A)+(B)-(C) (D)	329,923	290,732	
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	2,315,885	2,361,602
	オフ・バランス取引等項目	45,860	41,642
	信用リスク・アセットの額 (E)	2,361,746	2,403,245
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G)/8%) (F)	158,515	155,283
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G)	12,681	12,422
計(E)+(F) (H)	2,520,261	2,558,529	
単体自己資本比率(国内基準)=D/H×100(%)		13.09	11.36
(参考) Tier 1 比率=A/H×100(%)		12.50	10.77

- (注) 1 告示第40条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
- 2 告示第41条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
  - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
  - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
  - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
- 3 告示第41条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
- 4 告示第43条第1項第1号から第5号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。



(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付を行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3 要管理債権

要管理債権とは、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成22年9月30日	平成23年9月30日
	金額(百万円)	金額(百万円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	30,104	34,307
危険債権	52,254	89,282
要管理債権	23,820	41,744
正常債権	3,471,863	3,464,909

### 第3 【提出会社の状況】

#### 1 【株式等の状況】

##### (1) 【株式の総数等】

##### ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,344,000,000
A種優先株式	1,344,000,000
計	1,344,000,000

##### ② 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成23年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年11月24日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	383,278,734	同左	東京証券取引所 (市場第一部) 札幌証券取引所	完全議決権株式であり、権利 内容に何ら限定のない当行に おける標準となる株式 (単元株式数1,000)
計	383,278,734	同左	—	—

##### (2) 【新株予約権等の状況】

当行は、当第2四半期会計期間において、新株予約権を発行しております。

決議年月日	平成23年6月29日
新株予約権の数	4,989個(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	498,900株(注2)
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成23年8月2日～平成48年8月1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額	発行価格 318円 資本組入額 159円
新株予約権の行使の条件	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会 の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)

(注) 1 新株予約権 1 個につき目的となる株式数 100株

2 新株予約権の目的となる株式の数

新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当行が当行普通株式につき、株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式の分割・株式の併合の比率

また、上記のほか、割当日後、当行が合併、会社分割または株式交換を行う場合その他付与株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当行は、当行取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

3 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使することができる。

(2) 当行が消滅会社となる合併契約承認の議案、または当行が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当行の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当行取締役会決議がなされた場合)、当該承認日の翌日から30日間に限り、本新株予約権を行使できるものとする。ただし、後記(注4)に定める組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除くものとする。

(3) 新株予約権者は、割り当てられた新株予約権の全部を一括して行使するものとする。

(4) 新株予約権者が、決議された年の定時株主総会の日から翌年の定時株主総会の日までの期間に取締役の地位を喪失した場合は、当該取締役に割り当てられた新株予約権の個数に決議された年の定時株主総会の日から翌年の定時株主総会の日までの期間における在任月数(1ヵ月未満は1ヵ月とする)を乗じ、さらに12で除した個数についてのみ新株予約権を行使できるものとする。ただし、行使できる新株予約権の個数については1個未満の端数は切り捨てとする。

(5) 新株予約権者が、当行と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に違反した場合、または在任中の故意または過失により当行に損害を与え、もしくは信用を毀損したと当行取締役会が認めた場合、当行取締役会の決議に基づいて新株予約権の権利の全部または一部を行使できないものとする。

(6) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人は当行と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約の定めるところにより、本新株予約権を承継し、その権利を行使できるものとする。

(7) その他の行使条件については、当行と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約の定めるところによる。

4 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当行が合併(当行が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記(注2)に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の行使の条件  
前記(注3)に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得条項
- ① 再編対象会社は、以下のA. からE. の議案につき再編対象会社の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、再編対象会社の取締役会決議がなされた場合は、再編対象会社の取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
- A. 再編対象会社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- B. 再編対象会社が分割会社となる吸収分割契約または新設分割計画承認の議案
- C. 再編対象会社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案
- D. 再編対象会社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について再編対象会社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- E. 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について再編対象会社の承認を要することまたは当該種類の株式について再編対象会社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ② 再編対象会社は、新株予約権者が新株予約権の全部または一部を行使できなくなった場合は、再編対象会社の取締役会が別途定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

## (5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成23年9月30日	—	383,278	—	24,658,633	—	7,835,179

## (6) 【大株主の状況】

氏名又は名称	住所	平成23年9月30日現在	
		所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号	18,928	4.93
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	16,219	4.23
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号	15,431	4.02
住友生命保険相互会社	東京都中央区築地七丁目18番24号	15,412	4.02
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	13,675	3.56
第一生命保険株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号	12,275	3.20
あいおいニッセイ同和損害保険 株式会社	東京都渋谷区恵比寿一丁目28番1号	9,657	2.51
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	9,634	2.51
東北電力株式会社	宮城県仙台市青葉区本町一丁目7番1号	8,478	2.21
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	7,477	1.95
計	—	127,189	33.18

(注) 1 当行は平成23年9月30日現在、自己株式を9,506千株保有しており、上記大株主から除外しております。

2 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループから、株式会社三菱東京UFJ銀行他2社を共同保有者として、平成23年5月23日現在の保有株式数を記載した同年5月30日付大量保有報告書(変更報告書)が関東財務局長に提出されておりますが、当行として平成23年9月30日現在における実質所有株式数が確認できておりませんので、株主名簿上の所有株式数を上記大株主の状況に記載しております。

当該報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	16,219	4.23
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	5,543	1.45
三菱UFJ投信株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	741	0.19
計	—	22,504	5.87

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成23年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 9,506,000	—	権利関係に何ら限定のない当行における標準となる株式 (単元株式数1,000)
完全議決権株式(その他)	普通株式 371,325,000	371,325	同 上
単元未満株式	普通株式 2,447,734	—	権利関係に何ら限定のない当行における標準となる株式
発行済株式総数	383,278,734	—	—
総株主の議決権	—	371,325	—

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当行所有の自己株式が827株含まれております。

② 【自己株式等】

平成23年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社七十七銀行	仙台市青葉区中央三丁 目3番20号	9,506,000	—	9,506,000	2.48
計	—	9,506,000	—	9,506,000	2.48

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

## 第4 【経理の状況】

- 1 当行は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第2四半期会計期間については、中間連結財務諸表及び中間財務諸表を作成しております。
- 2 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。
- 3 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。
- 4 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間(自平成23年4月1日至平成23年9月30日)の中間連結財務諸表及び中間会計期間(自平成23年4月1日至平成23年9月30日)の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツの中間監査を受けております。

# 1 【中間連結財務諸表】

## (1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
<b>資産の部</b>		
現金預け金	443,607	576,070
コールローン及び買入手形	992	117,812
買入金銭債権	19,981	17,519
商品有価証券	23,906	27,843
金銭の信託	45,431	43,624
有価証券	※6, ※11 2,129,090	※6, ※11 2,530,964
貸出金	※1, ※2, ※3, ※4, ※5, ※7 3,495,671	※1, ※2, ※3, ※4, ※5, ※7 3,573,732
外国為替	※5 3,493	※5 2,846
リース債権及びリース投資資産	※6, ※10 23,240	※6, ※10 20,452
その他資産	※6 31,697	※6 32,149
有形固定資産	※8, ※9 37,199	※8 35,874
無形固定資産	915	740
繰延税金資産	41,112	49,114
支払承諾見返	※11 27,804	※11 25,583
貸倒引当金	△106,481	△112,057
<b>資産の部合計</b>	<b>6,217,663</b>	<b>6,942,272</b>
<b>負債の部</b>		
預金	※6 5,357,206	※6 6,171,689
譲渡性預金	276,190	316,060
コールマネー及び売渡手形	64,441	11,497
債券貸借取引受入担保金	※6 817	※6 755
借入金	※6, ※10 104,630	※6, ※10 15,594
外国為替	56	96
その他負債	35,895	60,214
役員賞与引当金	12	—
退職給付引当金	41,668	43,010
役員退職慰労引当金	58	63
睡眠預金払戻損失引当金	218	217
偶発損失引当金	1,315	1,408
災害損失引当金	848	496
支払承諾	※11 27,804	※11 25,583
<b>負債の部合計</b>	<b>5,911,163</b>	<b>6,646,688</b>
<b>純資産の部</b>		
資本金	24,658	24,658
資本剰余金	7,842	7,841
利益剰余金	249,128	250,187
自己株式	△4,131	△4,615
<b>株主資本合計</b>	<b>277,498</b>	<b>278,072</b>
その他有価証券評価差額金	20,497	9,627
繰延ヘッジ損益	△412	△346
その他の包括利益累計額合計	20,085	9,281
新株予約権	251	301
少数株主持分	8,663	7,929
<b>純資産の部合計</b>	<b>306,499</b>	<b>295,584</b>
<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>6,217,663</b>	<b>6,942,272</b>



## (2) 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

## 【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
経常収益	58,332	59,144
資金運用収益	40,405	39,055
(うち貸出金利息)	28,678	26,737
(うち有価証券利息配当金)	11,587	11,865
役務取引等収益	8,218	7,991
その他業務収益	8,476	10,145
その他経常収益	1,232	1,951
経常費用	45,195	54,089
資金調達費用	3,483	2,499
(うち預金利息)	2,665	1,860
役務取引等費用	2,621	2,581
その他業務費用	6,673	7,617
営業経費	31,042	30,385
その他経常費用	※1 1,375	※1 11,005
経常利益	13,136	5,055
特別利益	50	50
固定資産処分益	49	50
償却債権取立益	0	—
その他の特別利益	0	—
特別損失	1,346	1,019
固定資産処分損	51	123
減損損失	※2 724	※2 895
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	570	—
税金等調整前中間純利益	11,841	4,086
法人税、住民税及び事業税	4,676	3,843
法人税等調整額	252	△1,026
法人税等合計	4,929	2,817
少数株主損益調整前中間純利益	6,911	1,269
少数株主利益又は少数株主損失(△)	477	△727
中間純利益	6,433	1,996

【中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
少数株主損益調整前中間純利益	6,911	1,269
その他の包括利益	△7,687	△10,803
その他有価証券評価差額金	△7,674	△10,869
繰延ヘッジ損益	△12	66
中間包括利益	△776	△9,534
親会社株主に係る中間包括利益	△1,242	△8,807
少数株主に係る中間包括利益	466	△726

## (3) 【中間連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月 30 日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月 30 日)
<b>株主資本</b>		
<b>資本金</b>		
当期首残高	24,658	24,658
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	24,658	24,658
<b>資本剰余金</b>		
当期首残高	7,843	7,842
当中間期変動額		
自己株式の処分	△0	△1
当中間期変動額合計	△0	△1
当中間期末残高	7,842	7,841
<b>利益剰余金</b>		
当期首残高	282,241	249,128
当中間期変動額		
剰余金の配当	△1,327	△937
中間純利益	6,433	1,996
当中間期変動額合計	5,106	1,059
当中間期末残高	287,347	250,187
<b>自己株式</b>		
当期首残高	△2,106	△4,131
当中間期変動額		
自己株式の取得	△3	△512
自己株式の処分	8	28
当中間期変動額合計	4	△484
当中間期末残高	△2,101	△4,615
<b>株主資本合計</b>		
当期首残高	312,637	277,498
当中間期変動額		
剰余金の配当	△1,327	△937
中間純利益	6,433	1,996
自己株式の取得	△3	△512
自己株式の処分	8	27
当中間期変動額合計	5,110	573
当中間期末残高	317,747	278,072

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	35,485	20,497
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△7,663	△10,870
当中間期変動額合計	△7,663	△10,870
当中間期末残高	27,822	9,627
繰延ヘッジ損益		
当期首残高	△557	△412
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△12	66
当中間期変動額合計	△12	66
当中間期末残高	△570	△346
その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	34,928	20,085
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△7,675	△10,803
当中間期変動額合計	△7,675	△10,803
当中間期末残高	27,252	9,281
新株予約権		
当期首残高	110	251
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	67	49
当中間期変動額合計	67	49
当中間期末残高	177	301
少数株主持分		
当期首残高	8,595	8,663
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	457	△734
当中間期変動額合計	457	△734
当中間期末残高	9,053	7,929
純資産合計		
当期首残高	356,271	306,499
当中間期変動額		
剰余金の配当	△1,327	△937
中間純利益	6,433	1,996
自己株式の取得	△3	△512
自己株式の処分	8	27
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△7,151	△11,488
当中間期変動額合計	△2,040	△10,914
当中間期末残高	354,230	295,584

## (4) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	11,841	4,086
減価償却費	1,955	1,739
減損損失	724	895
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	570	—
貸倒引当金の増減 (△)	△1,035	5,576
偶発損失引当金の増減 (△)	20	93
役員賞与引当金の増減額 (△は減少)	△38	△12
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	1,689	1,342
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	△14	5
睡眠預金払戻損失引当金の増減 (△)	19	△1
災害損失引当金の増減額 (△は減少)	—	△352
資金運用収益	△40,405	△39,055
資金調達費用	3,483	2,499
有価証券関係損益 (△)	△256	469
金銭の信託の運用損益 (△は運用益)	△152	333
為替差損益 (△は益)	11,082	9,583
固定資産処分損益 (△は益)	1	73
貸出金の純増 (△) 減	△77,116	△78,060
預金の純増減 (△)	7,415	814,482
譲渡性預金の純増減 (△)	40,750	39,870
借入金 (劣後特約付借入金を除く) の純増減 (△)	△1,604	△89,036
預け金 (日銀預け金を除く) の純増 (△) 減	△347	△344
コールローン等の純増 (△) 減	△123,461	△114,358
コールマネー等の純増減 (△)	21,881	△52,943
債券貸借取引受入担保金の純増減 (△)	△17,173	△61
商品有価証券の純増 (△) 減	4,948	△3,936
外国為替 (資産) の純増 (△) 減	△570	646
外国為替 (負債) の純増減 (△)	29	39
リース債権及びリース投資資産の純増 (△) 減	1,562	2,787
資金運用による収入	41,145	40,837
資金調達による支出	△3,690	△2,983
その他	7,743	2,895
小計	△109,002	547,111
法人税等の支払額	△1,851	△6,504
営業活動によるキャッシュ・フロー	△110,853	540,607

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△337,614	△557,445
有価証券の売却による収入	75,343	65,972
有価証券の償還による収入	120,048	85,629
有形固定資産の取得による支出	△746	△1,257
有形固定資産の売却による収入	99	106
無形固定資産の取得による支出	△20	△8
投資活動によるキャッシュ・フロー	△142,889	△407,002
財務活動によるキャッシュ・フロー		
自己株式の取得による支出	△3	△512
自己株式の売却による収入	1	0
配当金の支払額	△1,325	△935
少数株主への配当金の支払額	△8	△7
財務活動によるキャッシュ・フロー	△1,336	△1,455
現金及び現金同等物に係る換算差額	△36	△29
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△255,117	132,118
現金及び現金同等物の期首残高	322,897	442,287
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 67,780	※1 574,406

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

1 連結の範囲に関する事項

当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	
(1) 連結子会社 7社	
連結子会社名	
七十七ビジネスサービス株式会社	
七十七スタッフサービス株式会社	
七十七事務代行株式会社	
七十七リース株式会社	
七十七信用保証株式会社	
七十七コンピューターサービス株式会社	
株式会社七十七カード	
(2) 非連結子会社	
該当ありません。	

2 持分法の適用に関する事項

当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	
(1) 持分法適用の非連結子会社	
該当ありません。	
(2) 持分法適用の関連会社	
該当ありません。	
(3) 持分法非適用の非連結子会社	
該当ありません。	
(4) 持分法非適用の関連会社	
該当ありません。	

3 連結子会社の中間決算日等に関する事項

当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	
連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。	
9月末日	7社

#### 4 会計処理基準に関する事項

当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	
(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法	商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。
(2) 有価証券の評価基準及び評価方法	(イ)有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。 (ロ)金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、運用目的の金銭の信託については時価法、その他の金銭の信託については上記(イ)のうちのその他有価証券と同じ方法により行っております。
(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は、原則として時価法により行っております。
(4) 減価償却の方法	(イ)有形固定資産(リース資産を除く) 当行の有形固定資産は、定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 5年～31年 その他 4年～20年 連結子会社の有形固定資産については、主として定率法により償却しております。 (ロ)無形固定資産(リース資産を除く) 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。 (ハ)リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
(5) 貸倒引当金の計上基準	当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産自己査定監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 連結子会社の貸倒引当金については、自己査定結果に基づき、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。 (追加情報) 平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、津波によって甚大な被害を受けた地域に所在する債務者(以下「罹災地域の債務者」という。)に係る債権のうち、一定金額未満の債権等87,579百万円については、資産の自己査定基準に基づく査定結果とは別にグルーピングのうえ、将来発生が見込まれる損失を合理的に見積り、貸倒引当金20,770百万円を計上しております。



当中間連結会計期間  
(自 平成23年4月1日  
至 平成23年9月30日)

(6) 退職給付引当金の計上基準

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務債務

発生時に一括費用処理

数理計算上の差異

各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理

(追加情報)

当行は、厚生年金基金の代行部分について、平成22年12月1日に厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受けております。当中間連結会計期間末日現在において測定された返還相当額(最低責任準備金)は16,126百万円であり、当該返還相当額(最低責任準備金)の支払が当中間連結会計期間末日に行われたと仮定して、「退職給付会計に関する実務指針(中間報告)」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号)第44-2項を適用した場合に生じる特別利益の見込額は10,906百万円であります。なお、返上手続きの完了時期は未定であり、実際に計上する額は今後の株式市況等により変動する可能性があります。

(7) 役員退職慰労引当金の計上基準

連結子会社の役員退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金支給規定に基づく期末要支給額のうち、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

(8) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認める額を計上しております。

(9) 偶発損失引当金の計上基準

信用保証協会との責任共有制度にかかる将来の負担金の支払に備えるため、対象債権に対する代位弁済の実績率を合理的に見積もり、必要と認める額を計上しております。

(10) 災害損失引当金の計上基準

東日本大震災により被災した店舗等の原状回復に要する修繕費用の支出に備えるため、当中間連結会計期間末において合理的に見積った額を計上しております。

(11) 外貨建資産・負債の換算基準

外貨建資産・負債については、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(12) リース取引の処理方法

借手側の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

当中間連結会計期間  
(自 平成23年4月1日  
至 平成23年9月30日)

(13) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、原則として繰延ヘッジによっております。ヘッジ取引は、個別ヘッジのほか、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき処理しております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

このほか、ヘッジ会計の要件を充たしており、かつ想定元本、利息の受払条件及び契約期間が対象資産とほぼ同一である金利スワップ等については、金利スワップの特例処理を行っております。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

(14) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

(15) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、当行の有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間連結会計期間の費用に計上しております。

【追加情報】

当中間連結会計期間  
(自 平成23年4月1日  
至 平成23年9月30日)

当中間連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用しております。

【注記事項】

(中間連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
<p>※1 貸出金のうち、破綻先債権額は5,979百万円、延滞債権額は80,593百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※2 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は979百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※3 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は28,081百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は115,634百万円であります。</p> <p>なお、上記1から4に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>(追加情報)</p> <p>平成23年3月11日に発生した東日本大震災による被害を受けた地域のうち、津波によって甚大な被害を受けた地域に所在する債務者(破綻懸念先以下を除く。)に係る債権184,828百万円については、資産の自己査定基準に基づく査定結果とは別にグルーピングを行っているため、資産の自己査定基準に基づく査定を実施した場合、上記1から4に掲げる債権額が増加する可能性があります。</p> <p>※5 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、13,640百万円であります。</p>	<p>※1 貸出金のうち、破綻先債権額は7,373百万円、延滞債権額は117,739百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※2 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は5,069百万円あります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※3 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は36,725百万円あります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は166,908百万円あります。</p> <p>なお、上記1から4に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>(追加情報)</p> <p>「4 会計処理基準に関する事項 (5)貸倒引当金の計上基準」の追加情報に記載のとおり、平成23年3月11日に発生した東日本大震災による罹災地域の債務者に係る債権のうち、一定金額未満の債権等87,579百万円については、資産の自己査定基準に基づく査定結果とは別にグルーピングを行っているため、資産の自己査定基準に基づく査定を実施した場合、上記1から4に掲げる債権額が増加する可能性があります。</p> <p>※5 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、12,785百万円あります。</p>

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)																								
<p>※6 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>有価証券</td> <td>232,301百万円</td> </tr> <tr> <td>その他資産</td> <td>141百万円</td> </tr> <tr> <td>リース投資資産</td> <td>130百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0"> <tr> <td>預金</td> <td>26,098百万円</td> </tr> <tr> <td>債券貸借取引受入担保金</td> <td>817百万円</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>93,590百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券139,371百万円を差し入れております。</p> <p>なお、その他資産のうち保証金は101百万円であります。</p>	有価証券	232,301百万円	その他資産	141百万円	リース投資資産	130百万円	預金	26,098百万円	債券貸借取引受入担保金	817百万円	借入金	93,590百万円	<p>※6 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>有価証券</td> <td>223,711百万円</td> </tr> <tr> <td>その他資産</td> <td>141百万円</td> </tr> <tr> <td>リース投資資産</td> <td>60百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0"> <tr> <td>預金</td> <td>56,250百万円</td> </tr> <tr> <td>債券貸借取引受入担保金</td> <td>755百万円</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>5,030百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券133,286百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は99百万円であります。</p>	有価証券	223,711百万円	その他資産	141百万円	リース投資資産	60百万円	預金	56,250百万円	債券貸借取引受入担保金	755百万円	借入金	5,030百万円
有価証券	232,301百万円																								
その他資産	141百万円																								
リース投資資産	130百万円																								
預金	26,098百万円																								
債券貸借取引受入担保金	817百万円																								
借入金	93,590百万円																								
有価証券	223,711百万円																								
その他資産	141百万円																								
リース投資資産	60百万円																								
預金	56,250百万円																								
債券貸借取引受入担保金	755百万円																								
借入金	5,030百万円																								
<p>※7 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,555,018百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,528,268百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>※7 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,553,769百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,533,606百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>																								
<p>※8 有形固定資産の減価償却累計額 76,073百万円</p>	<p>※8 有形固定資産の減価償却累計額 75,427百万円</p>																								
<p>※9 有形固定資産の圧縮記帳額 7,857百万円 (当連結会計年度圧縮記帳額 一百万円)</p>	<p>—————</p>																								
<p>※10 借入金には、リース投資資産9,973百万円を担保に提供する債権譲渡予約を行っている借入金8,311百万円が含まれております。</p>	<p>※10 借入金には、リース投資資産9,081百万円を担保に提供する債権譲渡予約を行っている借入金7,568百万円が含まれております。</p>																								
<p>※11 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は10,430百万円であります。</p>	<p>※11 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は9,140百万円であります。</p>																								

(中間連結損益計算書関係)

<p>前中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)</p>
<p>※1 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額212百万円、債権売却損293百万円及び株式等償却403百万円を含んでおります。</p> <p>※2 当中間連結会計期間において、宮城県内の営業用店舗 5か所及び遊休資産 1か所並びに宮城県外の営業用店舗 1か所について減損損失を計上しております。</p> <p>減損損失の算定にあたり、原則として、当行の営業用店舗については継続的に収支の把握を行っている個別営業店単位で、遊休又は処分予定資産については各資産単位で、グルーピングしております。また、連結子会社は各社をそれぞれ1つのグループとしております。減損損失を計上した資産グループは、営業キャッシュ・フローの低下及び継続的な地価の下落等により、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額に満たないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額724百万円(土地665百万円、建物45百万円、その他の有形固定資産等13百万円)を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>なお、回収可能価額は、正味売却価額と使用価値のいずれか高い方としており、正味売却価額による場合は不動産鑑定評価基準等に基づき、使用価値による場合は将来キャッシュ・フローを3.6%で割り引いて、それぞれ算定しております。</p>	<p>※1 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額7,304百万円、債権売却損502百万円及び株式等償却2,237百万円を含んでおります。</p> <p>※2 当中間連結会計期間において、宮城県内の営業用店舗16か所及び遊休資産 1か所並びに宮城県外の営業用店舗 2か所について減損損失を計上しております。</p> <p>減損損失の算定にあたり、原則として、当行の営業用店舗については継続的に収支の把握を行っている個別営業店単位で、遊休又は処分予定資産については各資産単位で、グルーピングしております。また、連結子会社は各社をそれぞれ1つのグループとしております。減損損失を計上した資産グループは、営業キャッシュ・フローの低下及び継続的な地価の下落等により、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額に満たないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額895百万円(土地526百万円、建物232百万円、その他の有形固定資産等136百万円)を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>なお、回収可能価額は、正味売却価額と使用価値のいずれか高い方としており、正味売却価額による場合は不動産鑑定評価基準等に基づき、使用価値による場合は将来キャッシュ・フローを3.5%で割り引いて、それぞれ算定しております。</p>

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

I 前中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(千株)	当中間連結会計期間 増加株式数(千株)	当中間連結会計期間 減少株式数(千株)	当中間連結会計期間 末株式数(千株)	摘要
発行済株式					
普通株式	383,278	—	—	383,278	
合計	383,278	—	—	383,278	
自己株式					
普通株式	3,990	7	16	3,981	(注)
合計	3,990	7	16	3,981	

(注) 自己株式(普通株式)の増加は単元未満株式の買取によるものであり、減少は新株予約権の行使及び単元未満株式の買増請求に応じたものであります。

2 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権 の内訳	新株予約 権の目的 となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)			当中間連 結会計期 間末残高 (百万円)	摘要
			当連結会計 年度期首	当中間連結会計期間			
				増加	減少		
当行	ストック・オプ ションとしての 新株予約権		—			177	
合計			—			177	

3 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成22年6月29日 定時株主総会	普通株式	1,327	3.5	平成22年3月31日	平成22年6月30日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日  
後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年11月12日 取締役会	普通株式	1,327	利益剰余金	3.5	平成22年9月30日	平成22年12月9日

Ⅱ 当中間連結会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数（千株）	当中間連結会計期間 増加株式数（千株）	当中間連結会計期間 減少株式数（千株）	当中間連結会計期間 末株式数（千株）	摘要
発行済株式					
普通株式	383,278	—	—	383,278	
合計	383,278	—	—	383,278	
自己株式					
普通株式	8,318	1,247	59	9,506	(注)
合計	8,318	1,247	59	9,506	

(注) 自己株式(普通株式)の増加は自己株式取得のための市場買付及び単元未満株式の買取によるものであり、減少は新株予約権の行使及び単元未満株式の買増請求に応じたものであります。

2 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権 の内訳	新株予約 権の目的 となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）			当中間連 結会計期 間末残高 （百万円）	摘要
			当連結会計 年度期首	当中間連結会計期間			
				増加	減少		
当行	ストック・オブ ションとしての 新株予約権		—			301	
合計			—			301	

3 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成23年6月29日 定時株主総会	普通株式	937	2.5	平成23年3月31日	平成23年6月30日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日  
後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年11月14日 取締役会	普通株式	1,308	利益剰余金	3.5	平成23年9月30日	平成23年12月9日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月 30日)
※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 平成22年 9月 30日現在 現金預け金勘定 <span style="float: right;">69,855百万円</span> 預け金(日銀預け金を除く) <span style="float: right;">△2,075百万円</span> <hr/> 現金及び現金同等物 <span style="float: right;"><u>67,780百万円</u></span>	※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 平成23年 9月 30日現在 現金預け金勘定 <span style="float: right;">576,070百万円</span> 預け金(日銀預け金を除く) <span style="float: right;">△1,664百万円</span> <hr/> 現金及び現金同等物 <span style="float: right;"><u>574,406百万円</u></span>



(リース取引関係)

1 ファイナンス・リース取引

(借手側)

(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

前連結会計年度(平成23年3月31日)

(ア) 有形固定資産

主として、機械、機器であります。

(イ) 無形固定資産

ソフトウェアであります。

当中間連結会計期間(平成23年9月30日)

(ア) 有形固定資産

主として、機械、機器であります。

(イ) 無形固定資産

ソフトウェアであります。

② リース資産の減価償却の方法

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4 会計処理基準に関する事項」の「(4)減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

前連結会計年度(平成23年3月31日)

(単位：百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	年度末残高相当額
有形固定資産	6,757	5,544	—	1,213
無形固定資産	—	—	—	—
合計	6,757	5,544	—	1,213

当中間連結会計期間(平成23年9月30日)

(単位：百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	中間連結会計期間末 残高相当額
有形固定資産	6,341	5,762	—	578
無形固定資産	—	—	—	—
合計	6,341	5,762	—	578

② 未経過リース料期末残高相当額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
1年内	1,279	666
1年超	40	4
合計	1,319	670

③ リース資産減損勘定期末残高

前連結会計年度(平成23年3月31日)

リース資産減損勘定期末残高 一百万円

当中間連結会計期間(平成23年9月30日)

リース資産減損勘定中間連結会計期間末残高 一百万円

④ 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失  
(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
支払リース料	736	662
リース資産減損勘定の取崩額	—	—
減価償却費相当額	669	563
支払利息相当額	41	28
減損損失	—	—

⑤ 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

⑥ 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。

(貸手側)

(1) リース投資資産の内訳

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
リース料債権部分	24,890	21,948
見積残存価額部分	1,635	1,330
受取利息相当額	△3,308	△2,834
合計	23,217	20,445

(2) リース債権及びリース投資資産に係るリース料債権部分の金額の回収期日別内訳

前連結会計年度(平成23年3月31日)

(単位：百万円)

	リース債権	リース投資資産に係る リース料債権部分
1年以内	9	8,553
1年超2年以内	9	6,577
2年超3年以内	4	4,613
3年超4年以内	1	2,868
4年超5年以内	—	1,367
5年超	—	909
合計	24	24,890

当中間連結会計期間(平成23年9月30日)

(単位：百万円)

	リース債権	リース投資資産に係る リース料債権部分
1年以内	5	7,624
1年超2年以内	2	5,760
2年超3年以内	—	4,076
3年超4年以内	—	2,533
4年超5年以内	—	1,244
5年超	—	708
合 計	8	21,948

(3) 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、前連結会計年度末における固定資産の適正な帳簿価額をリース投資資産の期首簿価として計上しております。また、当該リース投資資産に関しては、会計基準適用後の残存期間における利息相当額の各期への配分方法は、定額法によっております。

このため、リース取引開始日に遡及してリース会計基準を適用した場合に比べ、税金等調整前中間純利益が116百万円多く計上されております。

## 2 オペレーティング・リース取引

(貸手側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
1年内	16	15
1年超	33	25
合 計	49	41

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

I 前連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

平成23年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません((注2)参照)。また、「連結貸借対照表計上額」の重要性が乏しい科目については記載を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	443,607	443,607	—
(2) コールローン及び買入手形	992	992	—
(3) 有価証券	2,125,614	2,125,697	82
満期保有目的の債券	10,911	10,994	82
その他有価証券	2,114,703	2,114,703	—
(4) 貸出金	3,495,671		
貸倒引当金(※)	△100,618		
	3,395,053	3,451,006	55,952
資産計	5,965,267	6,021,303	56,035
(1) 預金	5,357,206	5,364,225	7,018
(2) 譲渡性預金	276,190	276,190	0
(3) コールマネー及び売渡手形	64,441	64,441	—
(4) 借入金	104,630	104,605	△25
負債計	5,802,468	5,809,462	6,993

(※) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1)金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形

コールローン及び買入手形については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は日本証券業協会の価格又は取引金融機関が算定する価格等によっております。投資信託は、公表されている基準価額や証券投資信託委託会社が提供する基準価額によっております。

自行保証付私募債については、将来キャッシュ・フロー(クーポン、元本償還額、保証料)を、市場金利、発行体の信用リスク等を考慮した利率で割り引いて時価を算定しております。

変動利付国債については、「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第25号平成20年10月28日)を踏まえ、市場価格を時価とみなせないと当行が判断する基準に該当したものについて、当連結会計年度末において合理的な見積りに基づき算定された価額により評価しております。

これにより、市場価格に基づく価額により評価した場合に比べ、有価証券は16,655百万円、その他有価証券評価差額金は9,893百万円それぞれ増加し、繰延税金資産は6,762百万円減少しております。

変動利付国債の合理的な見積りに基づき算定された価額は、国債の利回り及び金利スワップションのボラティリティ等から見積った将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率を用いて割り引くことにより算定しており、国債の利回り及び金利スワップションのボラティリティが主な価格決定変数であります。

#### (4) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、商品性に応じて元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率又は市場金利に信用格付ごとの標準スプレッド(経費率を含む)を加味した利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間(1年以内)で、時価が帳簿価額と近似しているものは、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

### 負債

#### (1) 預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金は、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規預金を受け入れる際に適用する利率で割り引いて時価を算定しております。なお、預入期間が短期間(1年以内)で、時価が帳簿価額と近似しているものは、当該帳簿価額を時価としております。

#### (2) 譲渡性預金

譲渡性預金については、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規譲渡性預金を受け入れる際に適用する利率で割り引いて時価を算定しております。なお、預入期間が短期間(1年以内)で、時価が帳簿価額と近似しているものは、当該帳簿価額を時価としております。

#### (3) コールマネー及び売渡手形

コールマネー及び売渡手形については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

#### (4) 借入金

短期借入金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。連結子会社が他行から借り入れた長期借入金については、当行が当該連結子会社へ付与した信用格付に応じた標準スプレッド(経費率を含む)を市場金利に加味した利率で、期間に基づく区分ごとに割り引いて時価を算定しております。それ以外の長期借入金については、「連結貸借対照表計上額」の重要性が乏しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(3)その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
① 非上場株式(※1)(※2)	3,232
② 組合出資金(※3)	243
合 計	3,475

(※1)非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(※2)当連結会計年度において、非上場株式について51百万円減損処理を行っております。

(※3)組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

Ⅱ 当中間連結会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

平成23年9月30日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（注2）参照。また、「中間連結貸借対照表計上額」の重要性が乏しい科目については記載を省略しております。

（単位：百万円）

	中間連結貸借 対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	576,070	576,070	—
(2) コールローン及び買入手形	117,812	117,812	—
(3) 有価証券	2,527,632	2,527,728	95
満期保有目的の債券	11,210	11,306	95
その他有価証券	2,516,422	2,516,422	—
(4) 貸出金	3,573,732		
貸倒引当金（※）	△106,224		
	3,467,507	3,528,506	60,998
資産計	6,689,023	6,750,117	61,093
(1) 預金	6,171,689	6,177,655	5,965
(2) 譲渡性預金	316,060	316,060	—
(3) コールマネー及び売渡手形	11,497	11,497	—
負債計	6,499,246	6,505,212	5,965

（※）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形

コールローン及び買入手形については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は日本証券業協会の価格又は取引金融機関が算定する価格等によっております。投資信託は、公表されている基準価額や証券投資信託委託会社が提供する基準価額によっております。

自行保証付私募債については、将来キャッシュ・フロー（クーポン、元本償還額、保証料）を、市場金利、発行体の信用リスク等を考慮した利率で割り引いて時価を算定しております。

変動利付国債については、「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」（企業会計基準委員会実務対応報告第25号平成20年10月28日）を踏まえ、市場価格を時価とみなせないと当行が判断する基準に該当したものについて、当中間連結会計期間末において合理的な見積りに基づき算定された価額により評価しております。

これにより、市場価格に基づく価額により評価した場合に比べ、有価証券は6,422百万円、その他有価証券評価差額金は3,815百万円それぞれ増加し、繰延税金資産は2,607百万円減少しております。

変動利付国債の合理的な見積りに基づき算定された価額は、国債の利回り及び金利スワップションのボラティリティ等から見積った将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率を用いて割り引くことにより算定しており、国債の利回り及び金利スワップションのボラティリティが主な価格決定変数であります。

#### (4) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、商品性に応じて元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率又は市場金利に信用格付ごとの標準スプレッド(経費率を含む)を加味した利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間(1年以内)で、時価が帳簿価額と近似しているものは、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

## 負債

### (1) 預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金は、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規預金を受け入れる際に適用する利率で割り引いて時価を算定しております。なお、預入期間が短期間(1年以内)で、時価が帳簿価額と近似しているものは、当該帳簿価額を時価としております。

### (2) 譲渡性預金

譲渡性預金については、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規譲渡性預金を受け入れる際に適用する利率で割り引いて時価を算定しております。なお、預入期間が短期間(1年以内)で、時価が帳簿価額と近似しているものは、当該帳簿価額を時価としております。

### (3) コールマネー及び売渡手形

コールマネー及び売渡手形については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(3)その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	中間連結貸借対照表計上額
① 非上場株式(※1)(※2)	3,098
② 組合出資金(※3)	233
合 計	3,331

(※1)非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(※2)当中間連結会計期間において、非上場株式について133百万円減損処理を行っております。

(※3)組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。



(有価証券関係)

※1 中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中のその他買入金銭債権を含めて記載しております。

※2 「子会社株式及び関連会社株式」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

I 前連結会計年度

1 満期保有目的の債券(平成23年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	5,511	5,575	64
	地方債	3,099	3,131	32
	小計	8,610	8,707	96
時価が連結貸借対照表 計上額を超えないもの	国債	500	498	△2
	地方債	1,799	1,788	△11
	その他	187	187	—
	小計	2,487	2,473	△14
合計		11,098	11,181	82

2 その他有価証券(平成23年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	69,556	41,255	28,300
	債券	1,507,831	1,474,414	33,417
	国債	778,587	758,160	20,427
	地方債	103,893	102,231	1,661
	社債	625,350	614,022	11,328
	その他	74,988	73,441	1,547
	小計	1,652,376	1,589,112	63,264
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	21,187	25,892	△4,705
	債券	225,705	227,563	△1,858
	国債	86,269	86,775	△506
	地方債	4,059	4,072	△13
	社債	135,377	136,715	△1,338
	その他	215,433	236,954	△21,520
	小計	462,326	490,410	△28,084
合計		2,114,703	2,079,523	35,180

### 3 減損処理を行った有価証券

有価証券(売買目的有価証券を除く。)で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下、「減損処理」という。)しております。

当連結会計年度における減損処理額は603百万円(うち、株式603百万円)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社等の区分毎に次のとおり定めております。

正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落または、時価が取得原価に比べて30%以上50%未満下落したもので、過去1か月間の時価の平均が取得原価に比べて50%(一定以上の信用リスクを有すると認められるものは30%)以上下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落

なお、要注意先とは今後管理に注意を要する債務者、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の債務者であります。

## II 当中間連結会計期間

### 1 満期保有目的の債券(平成23年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	5,307	5,361	54
	地方債	4,899	4,943	43
	小計	10,207	10,304	97
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	1,003	1,001	△1
	地方債	—	—	—
	小計	1,003	1,001	△1
合計		11,210	11,306	95

### 2 その他有価証券(平成23年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	41,860	23,267	18,592
	債券	1,998,688	1,961,909	36,779
	国債	1,110,185	1,091,106	19,078
	地方債	93,158	91,296	1,862
	社債	795,344	779,506	15,838
	その他	59,424	58,503	920
	小計	2,099,973	2,043,680	56,292
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	33,412	40,028	△6,615
	債券	175,574	177,537	△1,963
	国債	102,879	102,978	△98
	地方債	3,049	3,051	△1
	社債	69,645	71,508	△1,862
	その他	207,461	236,412	△28,950
	小計	416,448	453,978	△37,529
合計		2,516,422	2,497,659	18,763

### 3 減損処理を行った有価証券

有価証券(売買目的有価証券を除く。)で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下、「減損処理」という。)しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は2,323百万円(うち、株式2,103百万円、その他220百万円)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社等の区分毎に次のとおり定めております。

正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落または、時価が取得原価に比べて30%以上50%未満下落したもので、過去1か月間の時価の平均が取得原価に比べて50%(一定以上の信用リスクを有すると認められるものは30%)以上下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落

なお、要注意先とは今後管理に注意を要する債務者、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の債務者であります。

(金銭の信託関係)

I 前連結会計年度

1 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成23年3月31日現在)

	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)	うち連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えるもの (百万円)	うち連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えないもの (百万円)
その他の金銭 の信託	20,588	22,135	△1,546	—	1,546

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2 「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

2 減損処理を行った金銭の信託

その他の金銭の信託の信託財産を構成している有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、減損処理しております。なお、当連結会計年度においては該当ありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社等の区分毎に次のとおり定めております。

正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落または、時価が取得原価に比べて30%以上50%未満下落したもので、過去1か月間の時価の平均が取得原価に比べて50%(一定以上の信用リスクを有すると認められるものは30%)以上下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落

なお、要注意先とは今後管理に注意を要する債務者、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の債務者であります。

## II 当中間連結会計期間

### 1 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成23年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)	うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの(百万円)	うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの(百万円)
その他の金銭の信託	18,774	21,795	△3,020	—	3,020

(注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2 「うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

### 2 減損処理を行った金銭の信託

その他の金銭の信託の信託財産を構成している有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額とするとともに、減損処理しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は705百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社等の区分毎に次のとおり定めております。

正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落または、時価が取得原価に比べて30%以上50%未満下落したもので、過去1か月間の時価の平均が取得原価に比べて50%(一定以上の信用リスクを有すると認められるものは30%)以上下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落

なお、要注意先とは今後管理に注意を要する債務者、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の債務者であります。

(その他有価証券評価差額金)

I 前連結会計年度(平成23年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	33,633
その他有価証券	35,180
その他の金銭の信託	△1,546
(△)繰延税金負債	13,076
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	20,556
(△)少数株主持分相当額	59
その他有価証券評価差額金	20,497

II 当中間連結会計期間(平成23年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	15,742
その他有価証券	18,763
その他の金銭の信託	△3,020
(△)繰延税金負債	6,055
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	9,687
(△)少数株主持分相当額	59
その他有価証券評価差額金	9,627

## (デリバティブ取引関係)

## I 前連結会計年度

## 1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

## (1) 金利関連取引(平成23年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	金利先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	金利先渡契約				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	5,520	1,960	32	32
	受取変動・支払固定	12,345	8,585	△71	△71
	受取変動・支払変動	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利スワップション				
	売建	12,180	—	△37	△37
	買建	12,180	—	37	37
	その他				
売建	141	—	—	0	
買建	141	—	—	△0	
	合計	—	—	△39	△38

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。



## (2) 通貨関連取引(平成23年3月31日現在)

	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融 商品 取引 所	通貨先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ	44,073	42,514	92	92
	為替予約				
	売建	52,383	—	△484	△484
	買建	5,544	—	6	6
	通貨オプション				
	売建	21,938	15,646	△1,993	△62
	買建	21,938	15,646	1,993	466
	その他				
	売建	—	—	—	—
買建	—	—	—	—	
	合計	—	—	△385	18

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定  
割引現在価値等により算定しております。

## 2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

### (1) 金利関連取引(平成23年3月31日現在)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)
原則的処理方法	金利スワップ 受取変動・支払固定	貸出金	62,296	19,017	△854
金利スワップの特例処理	金利スワップ 受取変動・支払固定	貸出金	194,229	182,225	△2,790
	合計	—	—	—	△3,644

(注) 1 主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、繰延ヘッジによっております。

#### 2 時価の算定

割引現在価値により算定しております。

### (2) 通貨関連取引(平成23年3月31日現在)

該当ありません。

## II 当中間連結会計期間

### 1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

#### (1) 金利関連取引(平成23年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	金利先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	金利先渡契約				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	3,280	2,080	8	8
	受取変動・支払固定	9,725	7,867	△69	△69
	受取変動・支払変動	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利スワップション				
	売建	11,810	—	△27	△27
	買建	11,810	—	27	27
	その他				
売建	—	—	—	—	
買建	—	—	—	—	
	合計	—	—	△61	△61

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

## (2) 通貨関連取引(平成23年9月30日現在)

	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融 商品 取引 所	通貨先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ	41,917	40,552	91	91
	為替予約				
	売建	94,855	—	1,599	1,599
	買建	6,902	—	△16	△16
	通貨オプション				
	売建	19,989	13,727	△2,167	△293
	買建	19,989	13,727	2,167	696
	その他				
	売建	—	—	—	—
買建	—	—	—	—	
	合計	—	—	1,674	2,077

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定  
割引現在価値等により算定しております。

## 2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の中間連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

### (1) 金利関連取引(平成23年9月30日現在)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)
原則的処理方法	金利スワップ 受取変動・支払固定	貸出金	60,814	18,457	△743
金利スワップの特例処理	金利スワップ 受取変動・支払固定	貸出金	187,504	167,375	△3,005
	合計	—	—	—	△3,749

(注) 1 主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、繰延ヘッジによっております。

#### 2 時価の算定

割引現在価値により算定しております。

### (2) 通貨関連取引(平成23年9月30日現在)

該当ありません。

(ストック・オプション等関係)

I 前中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

1 スtock・オプションにかかる当中間連結会計期間における費用計上額及び科目名  
営業経費 73百万円

2 当中間連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

	平成22年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行の取締役16名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注1)	当行普通株式 357,500株
付与日	平成22年8月2日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	平成22年8月3日～平成47年8月2日
権利行使価格(注2)	1円
付与日における公正な評価単価(注2)	415円

(注) 1 株式数に換算して記載しております。

2 1株あたりに換算して記載しております。

II 当中間連結会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

1 スtock・オプションにかかる当中間連結会計期間における費用計上額及び科目名  
営業経費 76百万円

2 当中間連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

	平成23年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行の取締役16名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注1)	当行普通株式 498,900株
付与日	平成23年8月1日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	平成23年8月2日～平成48年8月1日
権利行使価格(注2)	1円
付与日における公正な評価単価(注2)	317円

(注) 1 株式数に換算して記載しております。

2 1株あたりに換算して記載しております。

(資産除去債務関係)

I 前連結会計年度(平成23年3月31日現在)

当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	610百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	一百万円
その他増減額(△は減少)	12百万円
期末残高	622百万円

II 当中間連結会計期間(平成23年9月30日現在)

当中間連結会計期間における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	622百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	一百万円
その他増減額(△は減少)	△1百万円
当中間連結会計期間末残高	620百万円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前中間連結会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

1 報告セグメントの概要

当行は、経営陣による定期的な業績評価および資源配分の意思決定を行うためのセグメントとして、主要な商品・サービスの性格等から、「銀行業務」、「リース業務」の2つを報告セグメントとしております。「銀行業務」は、預金業務、貸出業務、為替業務等の銀行業務のほか、銀行の従属業務として現金等の精査整理等を行っております。また、「リース業務」は、リース業務を行っております。

なお、セグメントの財務情報は、そのセグメントごとに分離された財務情報が入手可能なものであります。

2 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。報告セグメントの利益は、経常利益ベースの数値であり、セグメント間の内部経常収益は、第三者間取引価格に基づいております。

3 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計	調整額	中間連結財務諸表計上額
	銀行業務	リース業務	計				
経常収益							
外部顧客に対する経常収益	49,793	6,901	56,695	1,636	58,332	—	58,332
セグメント間の内部経常収益	226	864	1,090	892	1,982	△1,982	—
計	50,019	7,765	57,785	2,529	60,315	△1,982	58,332
セグメント利益	12,009	733	12,743	423	13,167	△30	13,136
セグメント資産	5,932,983	32,850	5,965,834	20,531	5,986,365	△22,039	5,964,326
その他の項目							
減価償却費	1,877	59	1,937	17	1,955	—	1,955
資金運用収益	40,160	4	40,165	376	40,542	△137	40,405
資金調達費用	3,405	174	3,579	31	3,611	△127	3,483
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	761	55	817	10	828	△0	827

(注) 1 一般企業の売上高に代えて、それぞれ経常収益を記載しております。

2 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、信用保証業務、クレジットカード業務等であります。

3 セグメント利益の調整額△30百万円、セグメント資産の調整額△22,039百万円、資金運用収益の調整額△137百万円、資金調達費用の調整額△127百万円は、セグメント間取引消去であります。

4 セグメント利益は、中間連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。



## II 当中間連結会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

### 1 報告セグメントの概要

当行は、経営陣による定期的な業績評価および資源配分の意思決定を行うためのセグメントとして、主要な商品・サービスの性格等から、「銀行業務」、「リース業務」の2つを報告セグメントとしております。「銀行業務」は、預金業務、貸出業務、為替業務等の銀行業務のほか、銀行の従属業務として現金等の精査整理等を行っております。また、「リース業務」は、リース業務を行っております。

なお、セグメントの財務情報は、そのセグメントごとに分離された財務情報が入手可能なものであります。

### 2 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。報告セグメントの利益は、経常利益ベースの数値であり、セグメント間の内部経常収益は、第三者間取引価格に基づいております。

### 3 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計	調整額	中間連結 財務諸表 計上額
	銀行業務	リース業務	計				
経常収益							
外部顧客に対する経常収益	49,522	8,126	57,648	1,496	59,144	—	59,144
セグメント間の内部経常収益	172	888	1,061	835	1,897	△1,897	—
計	49,694	9,015	58,709	2,332	61,041	△1,897	59,144
セグメント利益(△はセグメント損失)	5,581	530	6,112	△1,018	5,093	△38	5,055
セグメント資産	6,914,199	27,998	6,942,197	18,901	6,961,099	△18,826	6,942,272
その他の項目							
減価償却費	1,681	47	1,728	10	1,739	—	1,739
資金運用収益	38,877	4	38,882	272	39,154	△99	39,055
資金調達費用	2,438	133	2,571	19	2,591	△91	2,499
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	1,196	46	1,242	6	1,248	△2	1,246

(注) 1 一般企業の売上高に代えて、それぞれ経常収益を記載しております。

2 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、信用保証業務、クレジットカード業務等であります。

3 セグメント利益の調整額△38百万円、セグメント資産の調整額△18,826百万円、資金運用収益の調整額△99百万円、資金調達費用の調整額△91百万円は、セグメント間取引消去であります。

4 セグメント利益は、中間連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

## 【関連情報】

### I 前中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

#### 1 サービスごとの情報

(単位：百万円)

	貸出業務	有価証券 投資業務	リース業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	28,678	12,692	6,901	10,059	58,332

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

#### 2 地域ごとの情報

##### (1) 経常収益

本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

##### (2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

#### 3 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

### II 当中間連結会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

#### 1 サービスごとの情報

(単位：百万円)

	貸出業務	有価証券 投資業務	リース業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	26,737	14,080	8,126	10,200	59,144

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

#### 2 地域ごとの情報

##### (1) 経常収益

本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

##### (2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

#### 3 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

I 前中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他	合計
	銀行業務	リース業務	計		
減損損失	724	—	724	—	724

II 当中間連結会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他	合計
	銀行業務	リース業務	計		
減損損失	895	—	895	—	895

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

		前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
1株当たり純資産額	円	793.64	768.79

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
純資産の部の合計額	百万円	306,499	295,584
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	8,915	8,230
(うち新株予約権)	百万円	251	301
(うち少数株主持分)	百万円	8,663	7,929
普通株式に係る中間期末の純資産額	百万円	297,583	287,353
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末の普通株式の数	千株	374,960	373,771

2 1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎

		前中間連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
(1) 1株当たり中間純利益金額	円	16.96	5.34
(算定上の基礎)			
中間純利益	百万円	6,433	1,996
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—
普通株式に係る中間純利益	百万円	6,433	1,996
普通株式の期中平均株式数	千株	379,293	373,811
(2) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額	円	16.94	5.33
(算定上の基礎)			
中間純利益調整額	百万円	—	—
普通株式増加数	千株	389	635
うち新株予約権	千株	389	635
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要		—	—

(重要な後発事象)

当中間連結会計期間  
(自 平成23年4月1日  
至 平成23年9月30日)

当行は、確定給付型の退職給付制度として厚生年金基金制度を設けておりましたが、厚生年金基金の代行部分(過去分)返上にかかる手続きを進めており、平成23年11月1日付で厚生労働大臣から認可を受け、同日付で七十七銀行厚生年金基金は七十七銀行企業年金基金へ移行しております。

当該認可を受けたことにより、「退職給付会計に関する実務指針(中間報告)」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号)にもとづき、当連結会計年度中に代行部分(過去分)返上にかかる損益として110億円程度を特別利益に計上する予定ですが、実際の計上額については現在集計中であります。

2 【その他】

該当事項はありません。

### 3 【中間財務諸表】

#### (1) 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年 3月31日)	当中間会計期間 (平成23年 9月30日)
<b>資産の部</b>		
現金預け金	443,521	575,869
コールローン	992	117,812
買入金銭債権	19,981	17,519
商品有価証券	23,906	27,843
金銭の信託	45,431	43,624
有価証券	※1, ※7, ※11 2,118,075	※1, ※7, ※11 2,519,648
貸出金	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※8 3,505,752	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※8 3,582,904
外国為替	※6 3,493	※6 2,846
その他資産	※7 21,698	※7 19,276
有形固定資産	※9, ※10 36,523	※9 35,324
無形固定資産	380	348
繰延税金資産	37,052	44,768
支払承諾見返	※11 27,804	※11 25,583
貸倒引当金	△95,639	△99,259
資産の部合計	6,188,974	6,914,112
<b>負債の部</b>		
預金	※7 5,360,049	※7 6,174,914
譲渡性預金	276,390	316,260
コールマネー	64,441	11,497
債券貸借取引受入担保金	※7 817	※7 755
借入金	※7 93,704	※7 5,171
外国為替	56	96
その他負債	25,576	48,784
未払法人税等	5,889	3,071
リース債務	886	1,018
資産除去債務	622	620
その他の負債	18,178	44,073
退職給付引当金	41,266	42,612
睡眠預金払戻損失引当金	218	217
偶発損失引当金	1,315	1,408
災害損失引当金	838	488
支払承諾	※11 27,804	※11 25,583
負債の部合計	5,892,479	6,627,789

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年 3月31日)	当中間会計期間 (平成23年 9月30日)
純資産の部		
資本金	24,658	24,658
資本剰余金	7,842	7,841
資本準備金	7,835	7,835
その他資本剰余金	7	6
利益剰余金	247,820	248,887
利益準備金	24,658	24,658
その他利益剰余金	223,161	224,229
固定資産圧縮積立金	779	757
別途積立金	251,605	218,805
繰越利益剰余金	△29,222	4,666
自己株式	△4,157	△4,641
株主資本合計	276,164	276,746
その他有価証券評価差額金	20,491	9,621
繰延ヘッジ損益	△412	△346
評価・換算差額等合計	20,078	9,274
新株予約権	251	301
純資産の部合計	296,495	286,322
負債及び純資産の部合計	6,188,974	6,914,112

## (2) 【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月 30日)
経常収益	50,010	49,703
資金運用収益	40,131	38,856
(うち貸出金利息)	28,451	26,584
(うち有価証券利息配当金)	11,540	11,818
役務取引等収益	7,746	7,514
その他業務収益	809	1,294
その他経常収益	1,322	2,038
経常費用	38,289	44,266
資金調達費用	3,423	2,462
(うち預金利息)	2,665	1,861
役務取引等費用	3,003	2,924
その他業務費用	180	299
営業経費	※1 30,558	※1 29,822
その他経常費用	※2 1,123	※2 8,756
経常利益	11,721	5,437
特別利益	※3 244	50
特別損失	※4, ※5 1,345	※5 1,018
税引前中間純利益	10,620	4,469
法人税、住民税及び事業税	4,313	3,204
法人税等調整額	55	△739
法人税等合計	4,369	2,465
中間純利益	6,251	2,004



## (3) 【中間株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月 30 日)	当中間会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月 30 日)
<b>株主資本</b>		
<b>資本金</b>		
当期首残高	24,658	24,658
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	24,658	24,658
<b>資本剰余金</b>		
<b>資本準備金</b>		
当期首残高	7,835	7,835
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	7,835	7,835
<b>その他資本剰余金</b>		
当期首残高	8	7
当中間期変動額		
自己株式の処分	△0	△1
当中間期変動額合計	△0	△1
当中間期末残高	7	6
<b>資本剰余金合計</b>		
当期首残高	7,843	7,842
当中間期変動額		
自己株式の処分	△0	△1
当中間期変動額合計	△0	△1
当中間期末残高	7,842	7,841
<b>利益剰余金</b>		
<b>利益準備金</b>		
当期首残高	24,658	24,658
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	24,658	24,658
<b>その他利益剰余金</b>		
<b>固定資産圧縮積立金</b>		
当期首残高	827	779
当中間期変動額		
固定資産圧縮積立金の取崩	△33	△21
当中間期変動額合計	△33	△21
当中間期末残高	793	757
<b>別途積立金</b>		
当期首残高	242,505	251,605
当中間期変動額		
別途積立金の積立	9,100	—
別途積立金の取崩	—	△32,800
当中間期変動額合計	9,100	△32,800
当中間期末残高	251,605	218,805

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
<b>繰越利益剰余金</b>		
当期首残高	13,118	△29,222
<b>当中間期変動額</b>		
剰余金の配当	△1,327	△937
固定資産圧縮積立金の取崩	33	21
別途積立金の積立	△9,100	—
別途積立金の取崩	—	32,800
中間純利益	6,251	2,004
当中間期変動額合計	△4,142	33,889
当中間期末残高	8,976	4,666
<b>利益剰余金合計</b>		
当期首残高	281,110	247,820
<b>当中間期変動額</b>		
剰余金の配当	△1,327	△937
固定資産圧縮積立金の取崩	—	—
別途積立金の積立	—	—
別途積立金の取崩	—	—
中間純利益	6,251	2,004
当中間期変動額合計	4,924	1,067
当中間期末残高	286,034	248,887
<b>自己株式</b>		
当期首残高	△2,131	△4,157
<b>当中間期変動額</b>		
自己株式の取得	△3	△512
自己株式の処分	8	28
当中間期変動額合計	4	△484
当中間期末残高	△2,127	△4,641
<b>株主資本合計</b>		
当期首残高	311,480	276,164
<b>当中間期変動額</b>		
剰余金の配当	△1,327	△937
中間純利益	6,251	2,004
自己株式の取得	△3	△512
自己株式の処分	8	27
当中間期変動額合計	4,928	581
当中間期末残高	316,408	276,746

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	35,480	20,491
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△7,661	△10,870
当中間期変動額合計	△7,661	△10,870
当中間期末残高	27,818	9,621
繰延ヘッジ損益		
当期首残高	△557	△412
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△12	66
当中間期変動額合計	△12	66
当中間期末残高	△570	△346
評価・換算差額等合計		
当期首残高	34,922	20,078
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△7,674	△10,804
当中間期変動額合計	△7,674	△10,804
当中間期末残高	27,247	9,274
新株予約権		
当期首残高	110	251
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	67	49
当中間期変動額合計	67	49
当中間期末残高	177	301
純資産合計		
当期首残高	346,513	296,495
当中間期変動額		
剰余金の配当	△1,327	△937
中間純利益	6,251	2,004
自己株式の取得	△3	△512
自己株式の処分	8	27
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△7,607	△10,754
当中間期変動額合計	△2,679	△10,172
当中間期末残高	343,834	286,322

【重要な会計方針】

	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
1 商品有価証券の評価基準及び評価方法	商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。
2 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。 (2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、運用目的の金銭の信託については時価法、その他の金銭の信託については上記(1)のうちのその他有価証券と同じ方法により行っております。
3 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は、原則として時価法により行っております。
4 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 有形固定資産は、定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 5年～31年 その他 4年～20年 (2) 無形固定資産(リース資産を除く) 無形固定資産は、定額法により償却しております。 (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
5 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産自己査定監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 (追加情報) 平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、津波によって甚大な被害を受けた地域に所在する債務者(以下「罹災地域の債務者」という。)に係る債権のうち、一定金額未満の債権等85,614百万円については、資産の自己査定基準に基づく査定結果とは別にグルーピングのうえ、将来発生が見込まれる損失を合理的に見積り、貸倒引当金20,262百万円を計上しております。

	<p style="text-align: center;">当中間会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日)</p>
	<p>(2) 退職給付引当金</p> <p>従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>なお、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務 発生時に一括費用処理</p> <p>数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理 (追加情報)</p> <p>当行は、厚生年金基金の代行部分について、平成22年12月1日に厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受けております。当中間会計期間末日現在において測定された返還相当額(最低責任準備金)は16,126百万円であり、当該返還相当額(最低責任準備金)の支払が当中間会計期間末日に行われたと仮定して、「退職給付会計に関する実務指針(中間報告)」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号)第44-2項を適用した場合に生じる特別利益の見込額は10,906百万円であります。なお、返上手続きの完了時期は未定であり、実際に計上する額は今後の株式市況等により変動する可能性があります。</p>
	<p>(3) 睡眠預金払戻損失引当金</p> <p>負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認める額を計上しております。</p>
	<p>(4) 偶発損失引当金</p> <p>信用保証協会との責任共有制度にかかる将来の負担金の支払に備えるため、対象債権に対する代位弁済の実績率を合理的に見積もり、必要と認める額を計上しております。</p>
	<p>(5) 災害損失引当金</p> <p>東日本大震災により被災した店舗等の原状回復に要する修繕費用の支出に備えるため、当中間会計期間末において合理的に見積った額を計上しております。</p>

	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
6 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建の資産・負債については、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。
7 リース取引の処理方法	所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
8 ヘッジ会計の方法	<p>(1) 金利リスク・ヘッジ</p> <p>金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、原則として繰延ヘッジによっております。ヘッジ取引は、個別ヘッジのほか、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき処理しております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。</p> <p>このほか、ヘッジ会計の要件を充たしており、かつ想定元本、利息の受払条件及び契約期間が対象資産とほぼ同一である金利スワップ等については、金利スワップの特例処理を行っております。</p> <p>(2) 為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p>
9 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。

#### 【追加情報】

当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
当中間会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用しております。

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
<p>※1 関係会社の株式総額 92百万円</p> <p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は5,230百万円、延滞債権額は78,201百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は979百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は28,024百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は112,435百万円であります。</p> <p>なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>(追加情報)</p> <p>平成23年3月11日に発生した東日本大震災による被害を受けた地域のうち、津波によって甚大な被害を受けた地域に所在する債務者(破綻懸念先以下を除く。)に係る債権178,981百万円については、資産の自己査定基準に基づく査定結果とは別にグルーピングを行っているため、資産の自己査定基準に基づく査定を実施した場合、上記2から5に掲げる債権額が増加する可能性があります。</p>	<p>※1 関係会社の株式総額 92百万円</p> <p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は6,560百万円、延滞債権額は115,382百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は5,069百万円あります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は36,675百万円あります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は163,687百万円あります。</p> <p>なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>(追加情報)</p> <p>「重要な会計方針 5 引当金の計上基準 (1)貸倒引当金」の追加情報に記載のとおり、平成23年3月11日に発生した東日本大震災による罹災地域の債務者に係る債権のうち、一定金額未満の債権等85,614百万円については、資産の自己査定基準に基づく査定結果とは別にグルーピングを行っているため、資産の自己査定基準に基づく査定を実施した場合、上記2から5に掲げる債権額が増加する可能性があります。</p>

前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)																				
<p>※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、13,640百万円であります。</p> <p>※7 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">有価証券</td> <td style="text-align: right;">232,301百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他資産</td> <td style="text-align: right;">141百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">預金</td> <td style="text-align: right;">26,098百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">債券貸借取引受入担保金</td> <td style="text-align: right;">817百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">借入金</td> <td style="text-align: right;">93,500百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券139,371百万円を差し入れております。</p> <p>なお、その他資産のうち保証金は69百万円であります。</p> <p>※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,513,587百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,486,836百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※9 有形固定資産の減価償却累計額 73,154百万円</p> <p>※10 有形固定資産の圧縮記帳額 7,857百万円 (当事業年度圧縮記帳額 一百万円)</p> <p>※11 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は10,430百万円であります。</p>	有価証券	232,301百万円	その他資産	141百万円	預金	26,098百万円	債券貸借取引受入担保金	817百万円	借入金	93,500百万円	<p>※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、12,785百万円であります。</p> <p>※7 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">有価証券</td> <td style="text-align: right;">223,711百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他資産</td> <td style="text-align: right;">141百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">預金</td> <td style="text-align: right;">56,250百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">債券貸借取引受入担保金</td> <td style="text-align: right;">755百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">借入金</td> <td style="text-align: right;">5,000百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券133,286百万円を差し入れております。</p> <p>なお、その他資産のうち保証金は67百万円あります。</p> <p>※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,514,438百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,494,275百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※9 有形固定資産の減価償却累計額 72,654百万円</p> <p>※11 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は9,140百万円であります。</p>	有価証券	223,711百万円	その他資産	141百万円	預金	56,250百万円	債券貸借取引受入担保金	755百万円	借入金	5,000百万円
有価証券	232,301百万円																				
その他資産	141百万円																				
預金	26,098百万円																				
債券貸借取引受入担保金	817百万円																				
借入金	93,500百万円																				
有価証券	223,711百万円																				
その他資産	141百万円																				
預金	56,250百万円																				
債券貸借取引受入担保金	755百万円																				
借入金	5,000百万円																				



(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)								
<p>※1 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>有形固定資産</td> <td style="text-align: right;">1,533百万円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td style="text-align: right;">4百万円</td> </tr> </table> <p>※2 その他経常費用には、債権売却損287百万円及び株式等償却403百万円を含んでおります。</p> <p>※3 特別利益には、貸倒引当金戻入益195百万円を含んでおります。</p> <p>※4 特別損失には、資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額570百万円を含んでおります。</p> <p>※5 当中間会計期間において、宮城県内の営業用店舗5か所及び遊休資産1か所並びに宮城県外の営業用店舗1か所について減損損失を計上しております。</p> <p>当行は、減損損失の算定にあたり、原則として、営業用店舗については継続的に収支の把握を行っている個別営業店単位で、遊休又は処分予定資産については各資産単位で、グルーピングしております。減損損失を計上した資産グループは、営業キャッシュ・フローの低下及び継続的な地価の下落等により、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額に満たないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額724百万円(土地665百万円、建物45百万円、その他の有形固定資産等13百万円)を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>なお、回収可能価額は、正味売却価額と使用価値のいずれか高い方としており、正味売却価額による場合は不動産鑑定評価基準等に基づき、使用価値による場合は将来キャッシュ・フローを3.6%で割り引いて、それぞれ算定しております。</p>	有形固定資産	1,533百万円	無形固定資産	4百万円	<p>※1 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>有形固定資産</td> <td style="text-align: right;">1,377百万円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td style="text-align: right;">4百万円</td> </tr> </table> <p>※2 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額5,077百万円、債権売却損500百万円及び株式等償却2,237百万円を含んでおります。</p> <p style="text-align: center;">_____</p> <p style="text-align: center;">_____</p> <p>※5 当中間会計期間において、宮城県内の営業用店舗16か所及び遊休資産1か所並びに宮城県外の営業用店舗2か所について減損損失を計上しております。</p> <p>当行は、減損損失の算定にあたり、原則として、営業用店舗については継続的に収支の把握を行っている個別営業店単位で、遊休又は処分予定資産については各資産単位で、グルーピングしております。減損損失を計上した資産グループは、営業キャッシュ・フローの低下及び継続的な地価の下落等により、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額に満たないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額895百万円(土地526百万円、建物232百万円、その他の有形固定資産等136百万円)を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>なお、回収可能価額は、正味売却価額と使用価値のいずれか高い方としており、正味売却価額による場合は不動産鑑定評価基準等に基づき、使用価値による場合は将来キャッシュ・フローを3.5%で割り引いて、それぞれ算定しております。</p>	有形固定資産	1,377百万円	無形固定資産	4百万円
有形固定資産	1,533百万円								
無形固定資産	4百万円								
有形固定資産	1,377百万円								
無形固定資産	4百万円								

(中間株主資本等変動計算書関係)

I 前中間会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(千株)	当中間会計期間 増加株式数(千株)	当中間会計期間 減少株式数(千株)	当中間会計期間末 株式数(千株)	摘要
自己株式					
普通株式	3,990	7	16	3,981	(注)
合計	3,990	7	16	3,981	

(注) 増加は単元未満株式の買取によるものであり、減少は新株予約権の行使及び単元未満株式の買増請求に応じたものであります。

II 当中間会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(千株)	当中間会計期間 増加株式数(千株)	当中間会計期間 減少株式数(千株)	当中間会計期間末 株式数(千株)	摘要
自己株式					
普通株式	8,318	1,247	59	9,506	(注)
合計	8,318	1,247	59	9,506	

(注) 増加は自己株式取得のための市場買付及び単元未満株式の買取によるものであり、減少は新株予約権の行使及び単元未満株式の買増請求に応じたものであります。

(リース取引関係)

1 ファイナンス・リース取引

(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

前事業年度(平成23年3月31日)

(ア) 有形固定資産

主として、機械、機器であります。

(イ) 無形固定資産

ソフトウェアであります。

当中間会計期間(平成23年9月30日)

(ア) 有形固定資産

主として、機械、機器であります。

(イ) 無形固定資産

ソフトウェアであります。

② リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「4 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

前事業年度(平成23年3月31日)

(単位：百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	期末残高相当額
有形固定資産	7,926	6,448	18	1,459
無形固定資産	1,458	948	—	510
合計	9,384	7,396	18	1,970

当中間会計期間(平成23年9月30日)

(単位：百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	中間会計期間末 残高相当額
有形固定資産	7,202	6,476	18	707
無形固定資産	1,458	1,094	—	364
合計	8,661	7,570	18	1,072

② 未経過リース料期末残高相当額

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
1年内	1,793	1,105
1年超	341	97
合計	2,135	1,202

③ リース資産減損勘定期末残高

前事業年度(平成23年3月31日)

リース資産減損勘定年度末残高 5百万円

当中間会計期間(平成23年9月30日)

リース資産減損勘定中間会計期間末残高 3百万円

④ 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失  
(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
支払リース料	1,065	946
リース資産減損勘定の取崩額	2	2
減価償却費相当額	958	813
支払利息相当額	66	41
減損損失	—	—

⑤ 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

⑥ 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間会計期間への配分方法については、利息法によっております。

(有価証券関係)

I 前事業年度(平成23年3月31日現在)

子会社及び関連会社株式

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	—	—	—
関連会社株式	—	—	—
合計	—	—	—

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社株式	92
関連会社株式	—
合計	92

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

II 当中間会計期間(平成23年9月30日現在)

子会社及び関連会社株式

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	—	—	—
関連会社株式	—	—	—
合計	—	—	—

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式

	中間貸借対照表計上額 (百万円)
子会社株式	92
関連会社株式	—
合計	92

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

(資産除去債務関係)

I 前事業年度(平成23年3月31日現在)

当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	610百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	一百万円
その他増減額(△は減少)	12百万円
期末残高	622百万円

II 当中間会計期間(平成23年9月30日現在)

当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	622百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	一百万円
その他増減額(△は減少)	△1百万円
当中間会計期間末残高	620百万円

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎

		前中間会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当中間会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
(1) 1株当たり中間純利益金額	円	16.48	5.36
(算定上の基礎)			
中間純利益	百万円	6,251	2,004
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—
普通株式に係る中間純利益	百万円	6,251	2,004
普通株式の期中平均株式数	千株	379,293	373,811
(2) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額	円	16.46	5.35
(算定上の基礎)			
中間純利益調整額	百万円	—	—
普通株式増加数	千株	389	635
うち新株予約権	千株	389	635
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要		—	—

(重要な後発事象)

当中間会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
当行は、確定給付型の退職給付制度として厚生年金基金制度を設けておりましたが、厚生年金基金の代行部分(過去分)返上にかかる手続きを進めており、平成23年11月1日付で厚生労働大臣から認可を受け、同日付で七十七銀行厚生年金基金は七十七銀行企業年金基金へ移行しております。 当該認可を受けたことにより、「退職給付会計に関する実務指針(中間報告)」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号)にもとづき、当事業年度中に代行部分(過去分)返上にかかる損益として110億円程度を特別利益に計上する予定ですが、実際の計上額については現在集計中であります。

4 【その他】

中間配当

平成23年11月14日開催の取締役会において、第128期の中間配当につき次のとおり決議しました。

中間配当金額	1,308百万円
1株当たりの中間配当金	3円50銭

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。



# 独立監査人の中間監査報告書

平成23年11月17日

株式会社七十七銀行

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	谷 藤 雅 俊	Ⓜ
--------------------	-------	---------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小 暮 和 敏	Ⓜ
--------------------	-------	---------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高 原 透	Ⓜ
--------------------	-------	-------	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社七十七銀行の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

## 中間連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社七十七銀行及び連結子会社の平成23年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

#### 強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、厚生年金基金の代行部分(過去分)返上手続きを進めており、平成23年11月1日付で厚生労働大臣の認可を受けた。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- ※1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。
- 2 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成23年11月17日

株式会社七十七銀行

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	谷 藤 雅 俊	Ⓔ
--------------------	-------	---------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小 暮 和 敏	Ⓔ
--------------------	-------	---------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高 原 透	Ⓔ
--------------------	-------	-------	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社七十七銀行の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第128期事業年度の中間会計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

## 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社七十七銀行の平成23年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、厚生年金基金の代行部分(過去分)返上手続きを進めており、平成23年11月1日付で厚生労働大臣の認可を受けた。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- ※1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。
- 2 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

**【表紙】**

**【提出書類】** 確認書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の4の8第1項

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成23年11月24日

**【会社名】** 株式会社七十七銀行

**【英訳名】** The 77 Bank, Ltd.

**【代表者の役職氏名】** 取締役頭取 氏 家 照 彦

**【最高財務責任者の役職氏名】** —

**【本店の所在の場所】** 仙台市青葉区中央三丁目3番20号

**【縦覧に供する場所】** 株式会社七十七銀行平支店  
(福島県いわき市平字三丁目14番地)

株式会社七十七銀行東京支店  
(東京都中央区銀座四丁目14番11号)

株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

証券会員制法人札幌証券取引所  
(札幌市中央区南一条西五丁目14番地の1)

## 1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当行取締役頭取氏家照彦は、当行の第128期第2四半期(自平成23年7月1日 至平成23年9月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

## 2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。